

第3期  
更別村子ども・子育て支援事業計画  
(令和7年度～令和11年度)  
(素案)

令和6年12月時点

更別村



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 関連計画との関係.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
6 子ども・子育てに関する主な法律・制度.....	6
7 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	8
<b>第2章 子どもと子育てを取り巻く環境</b> .....	<b>11</b>
1 人口の動向.....	11
2 子育て支援の状況.....	16
3 将来人口推計.....	19
4 ニーズ調査結果.....	20
5 本村における子育て支援に関わる課題.....	37
<b>第3章 第2期事業計画の評価等</b> .....	<b>41</b>
1 教育・保育.....	41
2 地域子ども・子育て支援事業.....	45
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>57</b>
1 目的.....	57
2 基本的な視点.....	58
3 計画の施策体系.....	59
<b>第5章 施策の展開</b> .....	<b>63</b>
視点1 子どもの視点.....	63
1 学校の教育環境等の整備.....	63
2 家庭や地域の教育力の向上.....	66
3 児童の居場所づくり、児童健全育成.....	68
4 親子が健康に過ごすための支援の充実.....	71
5 子どもの権利の意識啓発.....	73
視点2 次代の親づくりという視点.....	74
1 子どもを生き育てる意義の教育・啓発.....	74
2 世代間交流の促進.....	74
3 思春期保健対策の充実.....	75
視点3 社会全体による支援の視点.....	76
1 子育て支援サービスの充実.....	76
2 保育サービスの充実.....	80
3 地域における子育て支援のネットワークづくり.....	81

4	小児医療の充実	82
5	食育への取り組みの推進	82
6	良好な生活環境の確保	84
7	安全・安心なまちづくり	85
視点4	仕事と生活の調和実現の視点	88
1	多様な就業形態、働き方の見直しなどの啓発	88
2	仕事と子育ての両立の推進	89
3	ワーク・ライフ・バランスの理解の推進	90
4	ひとり親家庭の自立支援の推進	91
視点5	すべての子どもと家庭への支援の視点	92
1	児童虐待防止対策の充実	92
2	障がい児施策の充実	94
<b>第6章</b>	<b>子ども・子育て支援事業計画</b>	<b>97</b>
1	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	97
2	計画の基本的記載事項	97
3	教育・保育提供区域の考え方	98
4	教育・保育の提供体制の確保	100
5	教育・保育の推進に関する体制の確保等	105
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	109
7	地域子ども・子育て支援事業の質の向上	119
8	子ども・子育て支援関連施策の推進	120
<b>第7章</b>	<b>こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画</b>	<b>127</b>
1	背景と位置づけ	127
2	我が国の貧困率	128
3	更別村の現状	129
4	取り組みの方向性	133
5	具体的な取り組み	134
<b>第8章</b>	<b>計画の推進体制</b>	<b>145</b>
1	計画の推進に向けた役割	145
2	計画の推進に向けた3つの連携	146
3	計画の点検・評価・改善	148

# 第1章

## 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では1.43、令和5年では1.20と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

更別村（以降「本村」という。）では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「更別村子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期更別村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期更別村子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本村の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期更別村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

## 2 計画の位置づけ

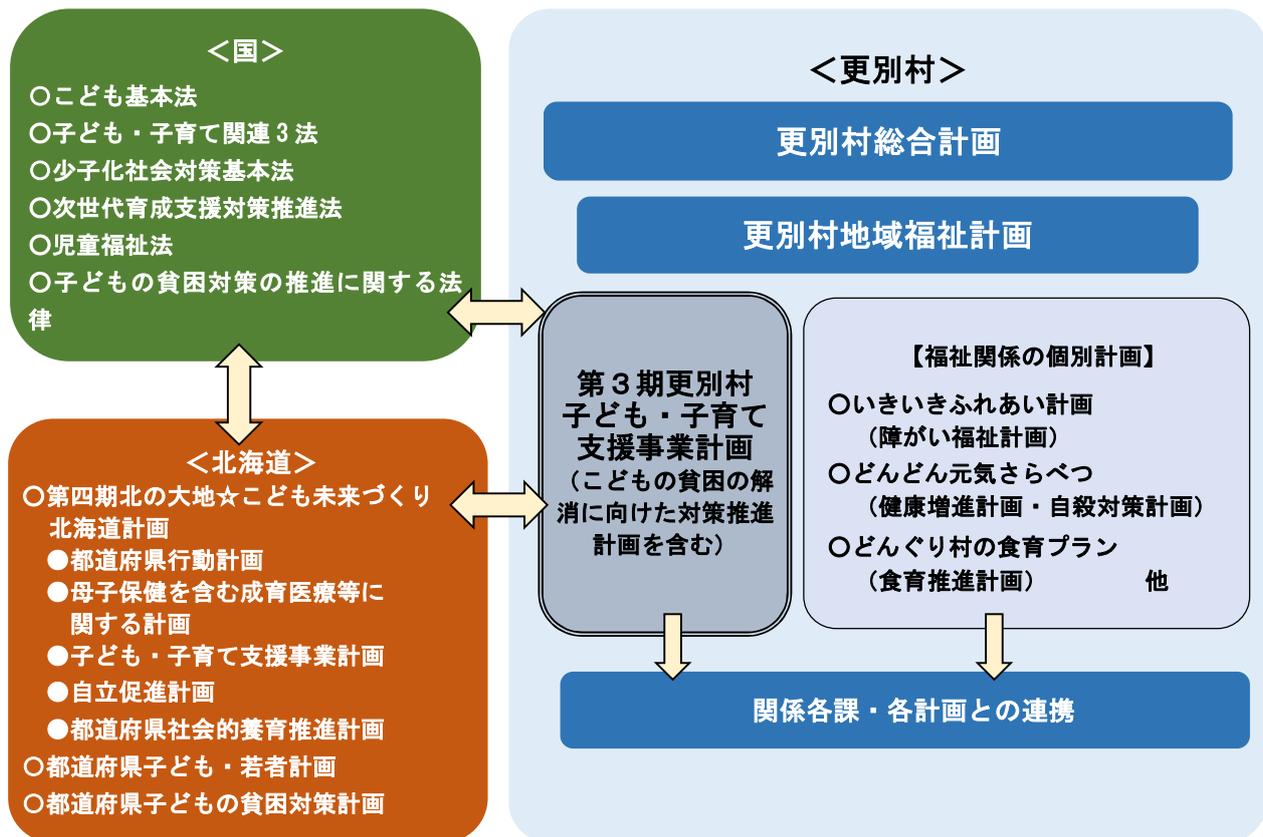
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）に即して、策定するものです。

また、本計画には、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」を含みます。

## 3 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「更別村総合計画」を最上位計画、「更別村地域福祉計画」を上位計画とし、いきいきふれあい計画（障がい福祉計画）、どんだん元気さらべつ（健康増進計画・自殺対策計画）、どんぐり村の食育プラン（食育推進計画）等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

### ■ 他計画等との連携



## 4 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとし、ます。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期更別村子ども・子育て支援事業計画									
					第3期更別村子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画の策定体制

### (1) 子育て委員会の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている審議会その他合議制の機関として「更別村子育て委員会」を位置づけ、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

### (2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、村民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童及び生徒の保護者、小学4年生から中学3年生の児童・生徒を対象にニーズ調査を実施しました。

### (3) 国・道との連携

本計画の策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

## 6 子ども・子育てに関する主な法律・制度

### ■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)

平成	法律・制度等	内容
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

## 7 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本村においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



## 第2章

# 子どもと子育てを取り巻く環境

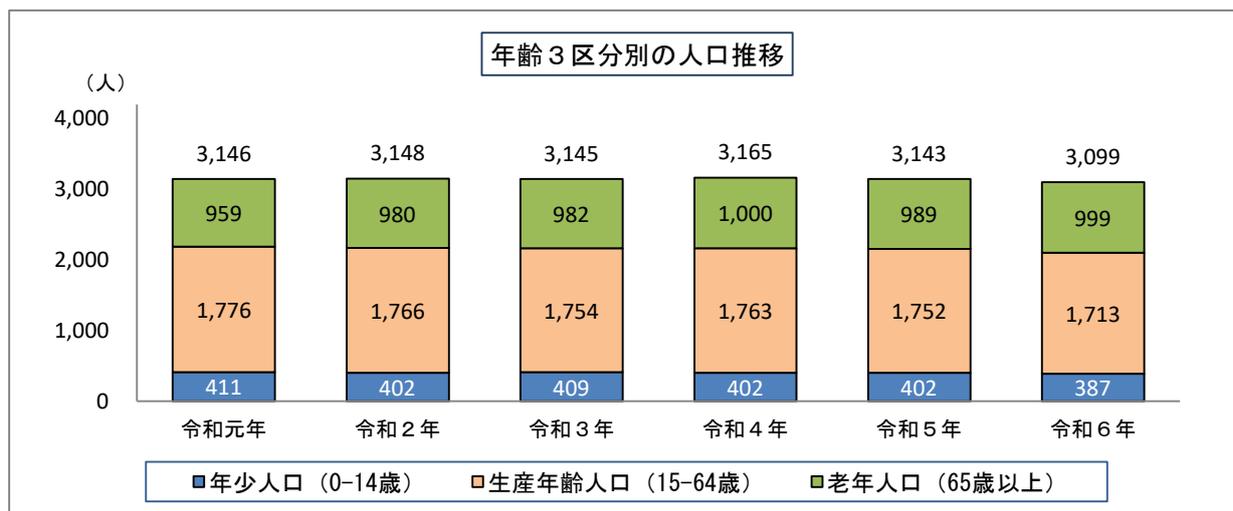


## 第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

### 1 人口の動向

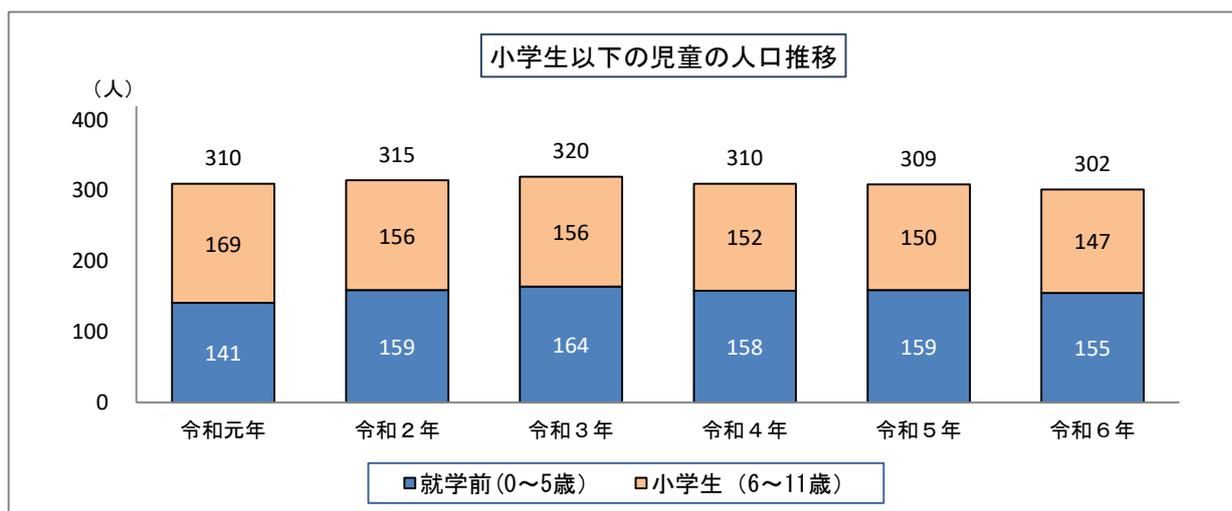
#### (1) 人口の推移

更別村の人口は、令和元年の3,146人から令和5年の3,143人まで、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年に若干減少し3,099人となっています。



資料：更別村（各年4月1日現在）

小学生以下の児童人口に関しては、就学前は令和元年の141人から令和6年の155人と年ごとの増減はあるものの増加しています。小学生に関しては令和元年の169人から令和6年の147人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

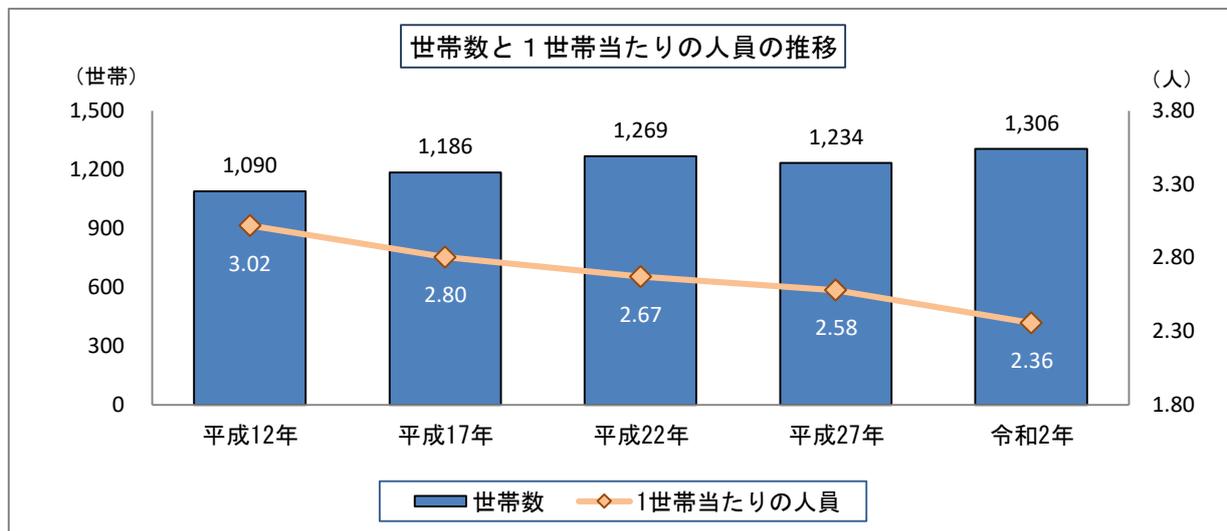


資料：更別村（各年4月1日現在）

## (2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査における世帯数は、平成12年の1,090世帯から令和2年には1,306世帯と増加しています。

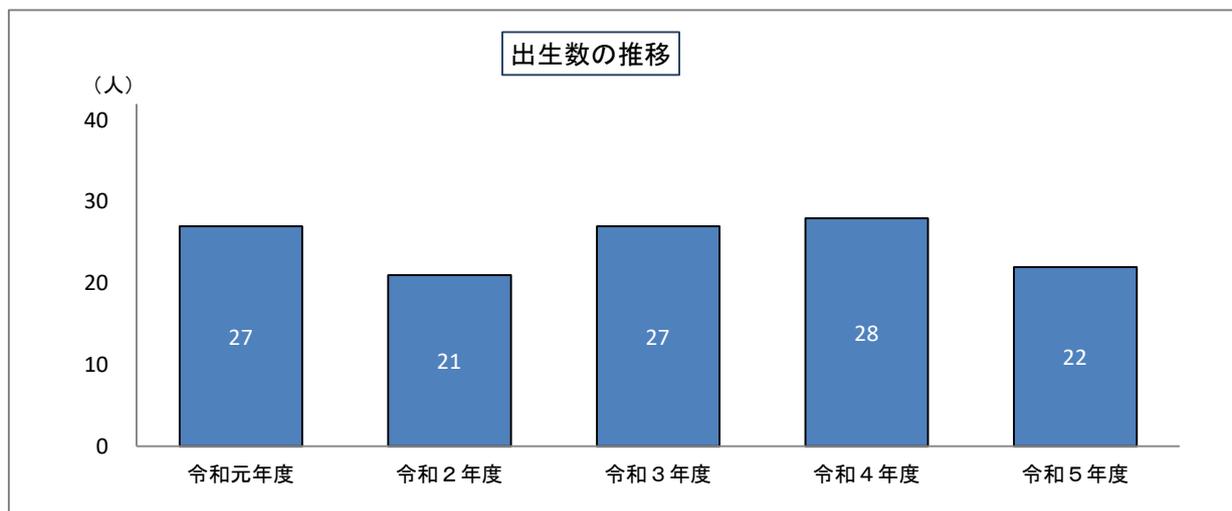
一方、1世帯当たり的人员は、平成12年の3.02人から令和2年は2.36人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料：国勢調査

## (3) 出生数の推移

令和元年度以降の出生数は年度ごとにばらつきがみられ、令和5年度には22人となっています。

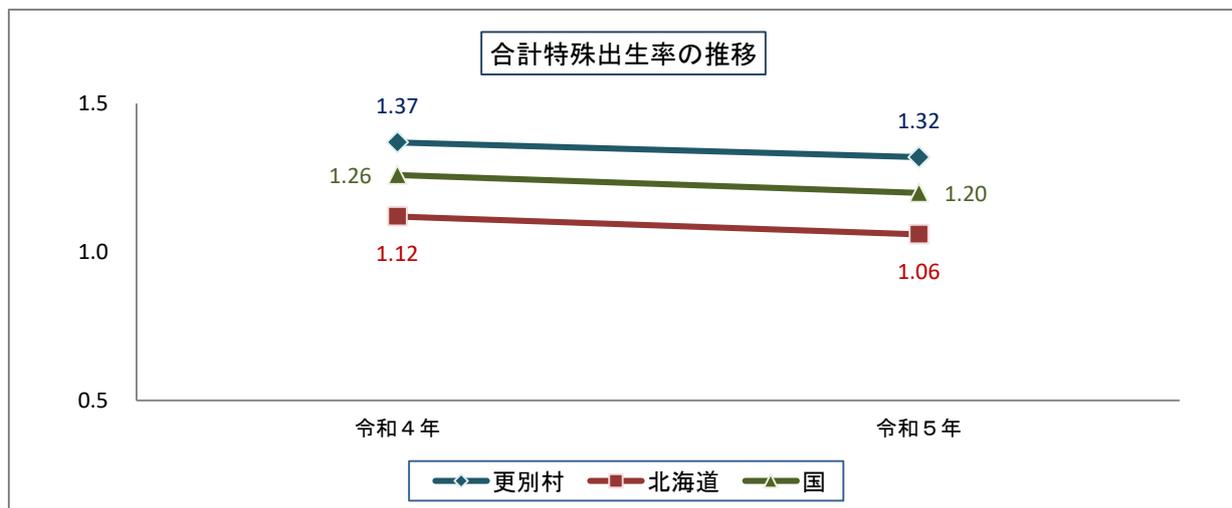


資料：更別村

#### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

更別村の合計特殊出生率は、令和4年の1.37から令和5年の1.32と減少しました。令和4年、令和5年ともに北海道及び国の水準より高くなっています。

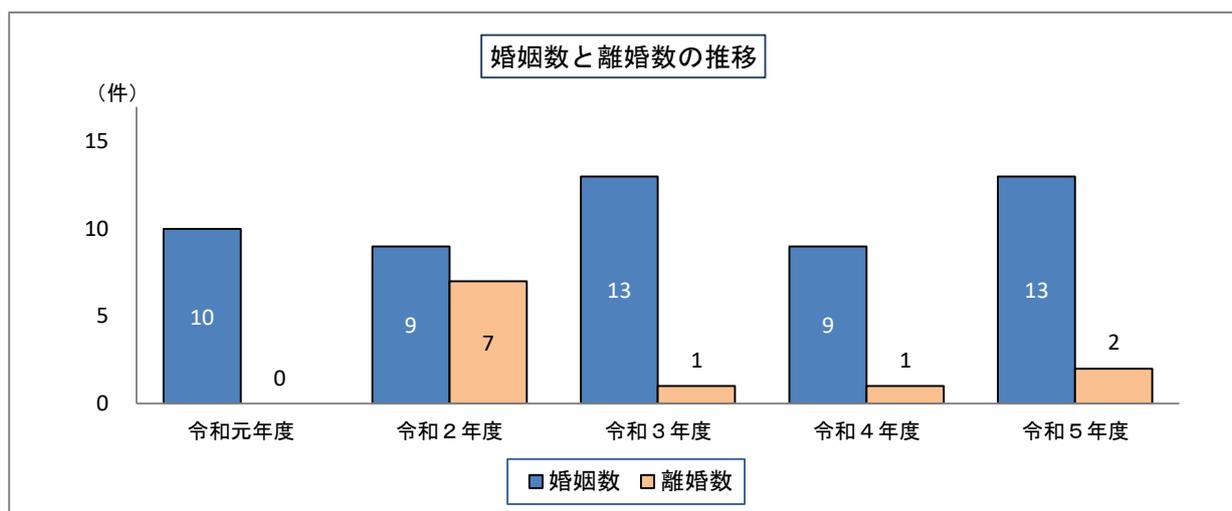


資料：更別村

#### (5) 婚姻数と離婚数

婚姻については、令和3・5年度が13件と多く、令和2・4年度が9件と少なくなっています。

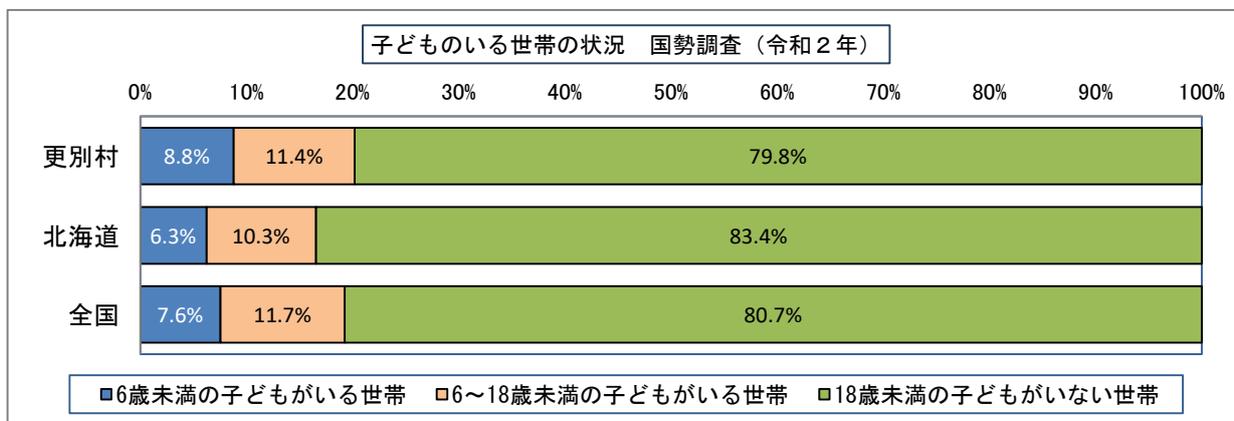
また、離婚については、令和2年度が7件と最も多く、令和元年度にはみられません。



資料：更別村

## (6) 子どものいる世帯の状況

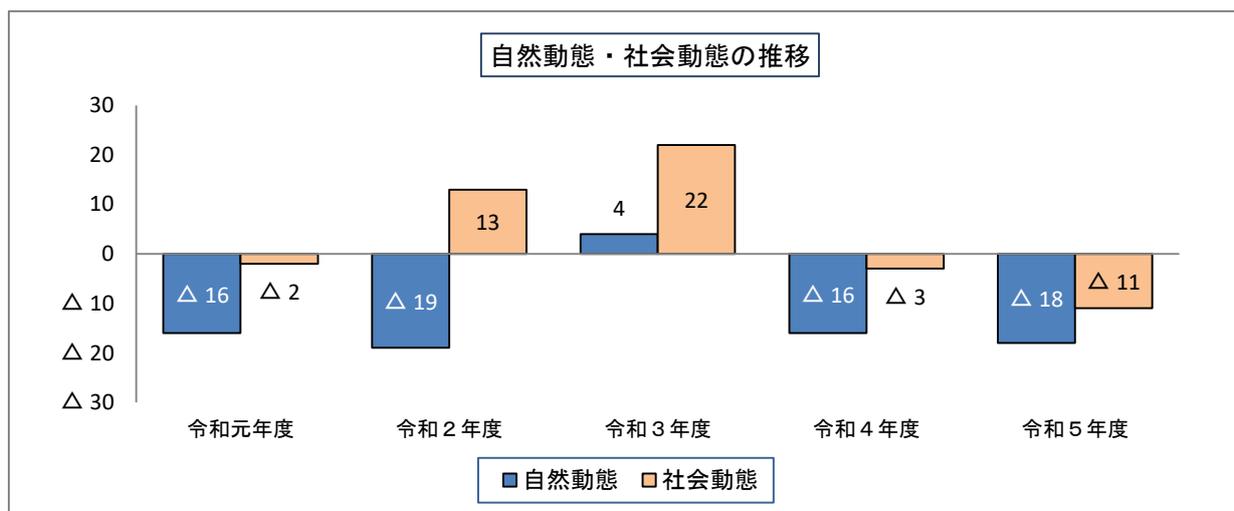
子どものいる世帯の状況では、「6歳未満の子どもがいる世帯」では全国及び北海道水準を上回り、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」では、北海道水準を上回っています。



資料：令和2年国勢調査

## (7) 自然動態・社会動態

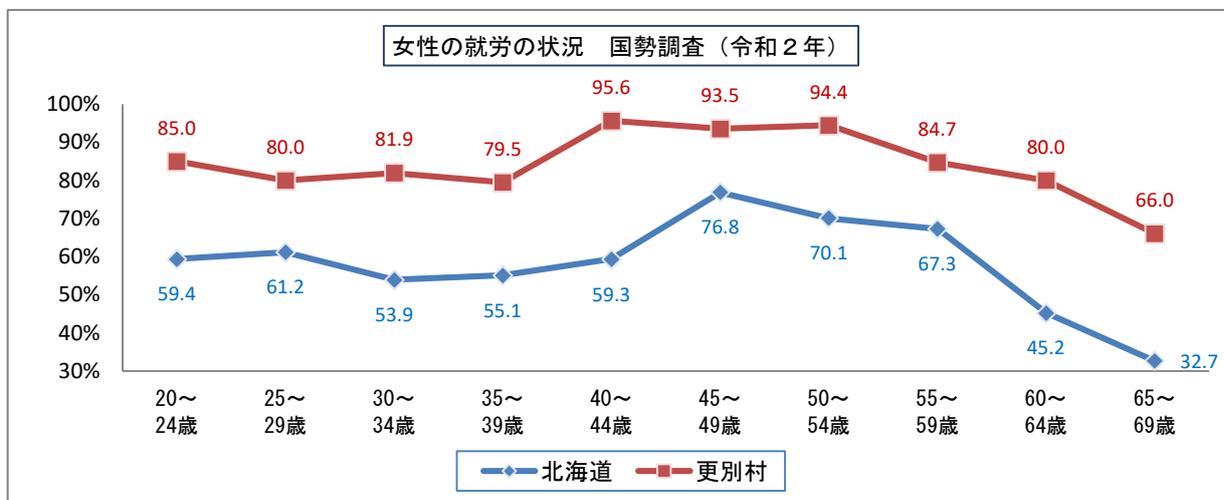
令和元年度以降、自然動態は令和3年度を除いて、マイナスになっています。社会動態は、令和2年度、令和3年度を除いてマイナスになっています。



資料：更別村

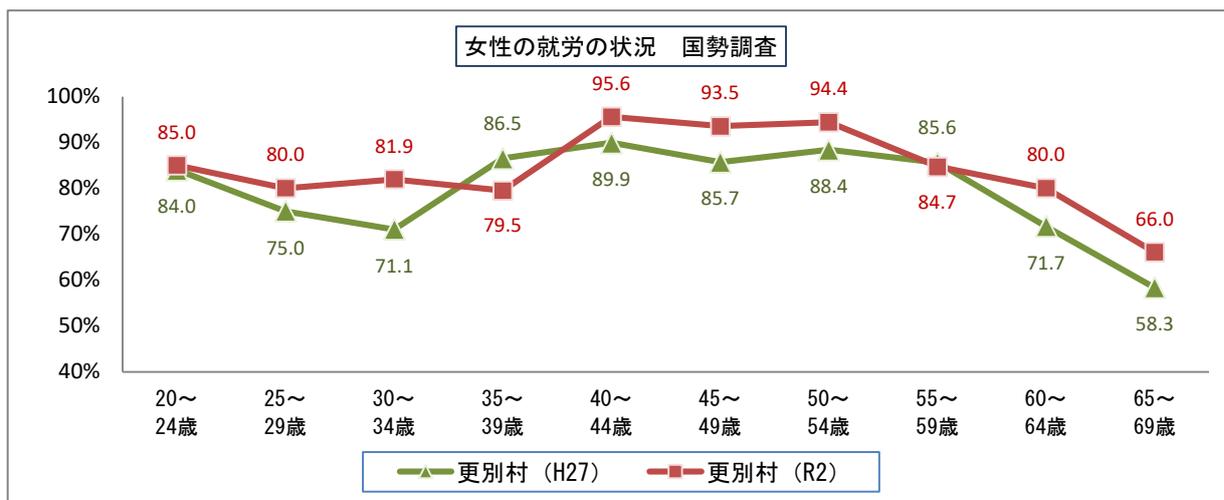
## (8) 女性の就労の状況

更別村における女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。



資料：令和2年国勢調査

平成27年と令和2年を比較すると、35～39歳、55～59歳を除く、ほとんどの年代で就労率が高くなっています。



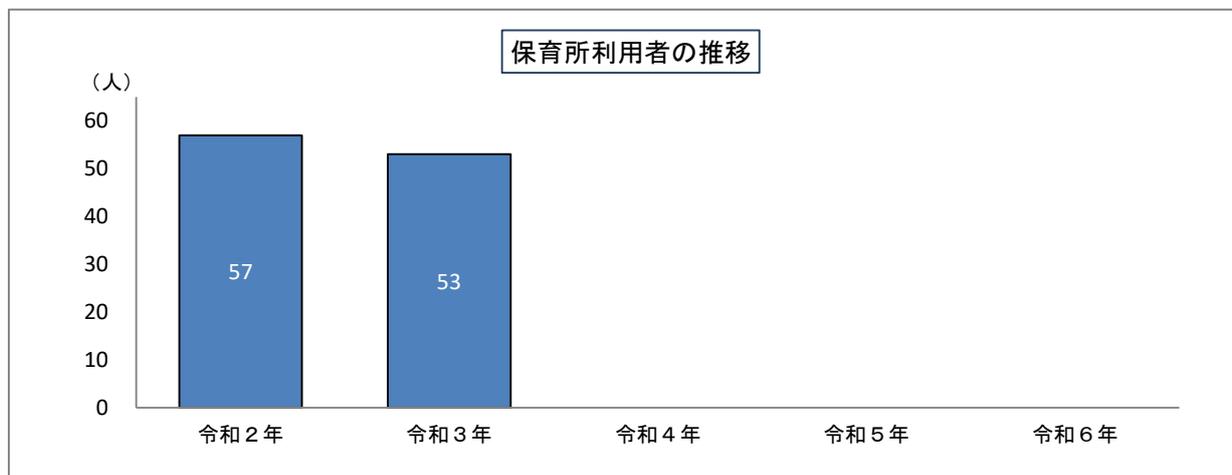
資料：国勢調査

## 2 子育て支援の状況

### (1) 保育所利用者の状況

保育所利用者は、令和2年の57人、令和3年53人でした。

「どんぐり保育園」は令和4年度より「認定こども園どんぐり保育園」に移行しました。



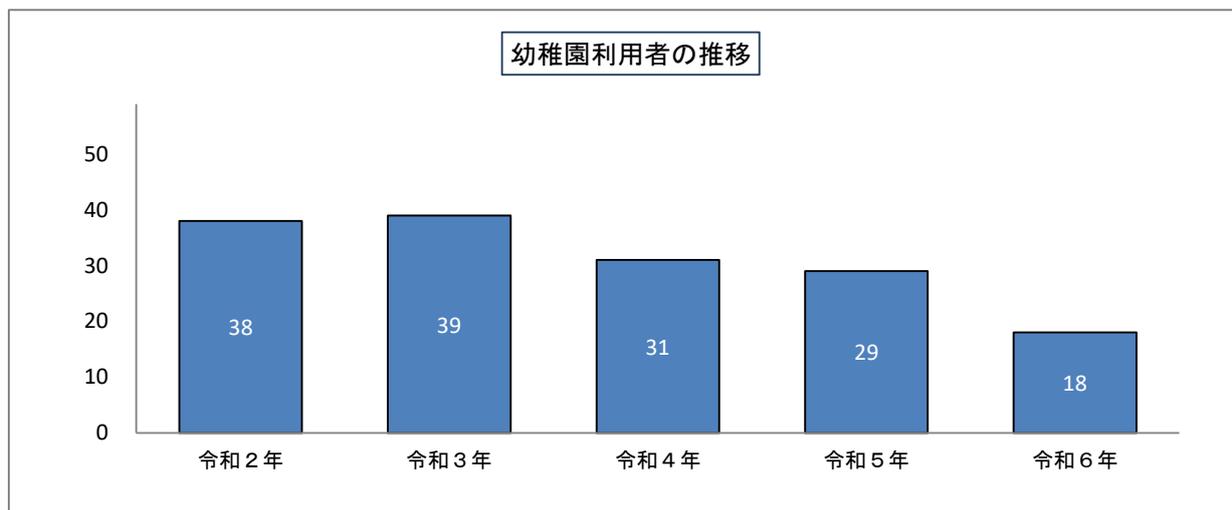
施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
どんぐり保育園	57	53	—	—	—

資料：更別村（各年4月1日現在）

### (2) 幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者は、令和2年の38人から令和6年の18人と減少傾向で推移しています。

令和6年では、定員数に対して利用者数が下回っています。



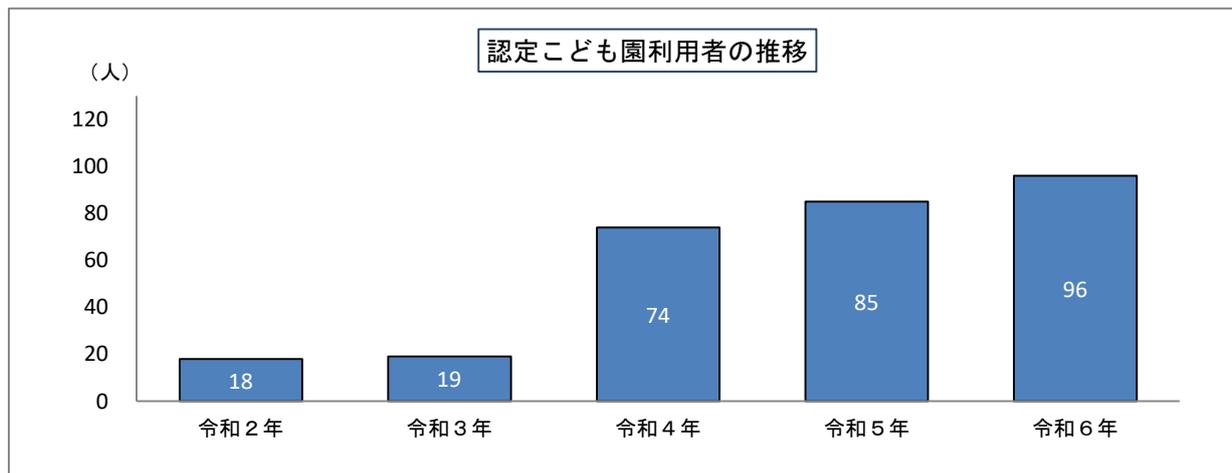
施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年定員数
更別村立更別幼稚園	38	39	31	29	18	35

資料：更別村（各年4月1日現在）

### (3) 認定こども園利用者数の推移

認定こども園利用者は、令和2年18人、令和3年19人となっていましたが、令和4年度より、「認定こども園どんぐり保育園」を開園したことにより、令和4年の利用者は74人、令和6年は96人と増加しています

「認定こども園上更別幼稚園」は、令和6年の定員に対して、利用者数が下回っており、「認定こども園どんぐり保育園」は、令和6年の定員に対して、利用者数が上回っています。

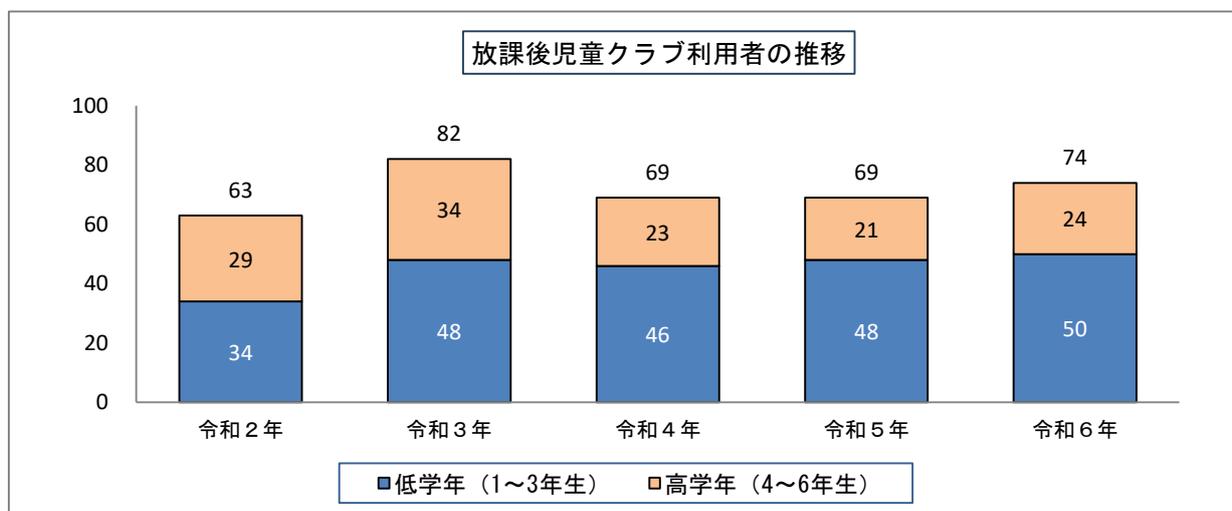


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年定員数
認定こども園上更別幼稚園	18	19	14	13	9	25
認定こども園どんぐり保育園	—	—	60	72	87	65
合計	18	19	74	85	96	90

資料：更別村（各年4月1日現在）

#### (4) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、令和2年の63人から令和6年の74人と年ごとの増減はみられるものの増加しています。



##### 低学年 (1~3年生)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
更別村学童保育所	34	48	46	48	50

資料：更別村（各年4月1日現在）

##### 高学年 (4~6年生)

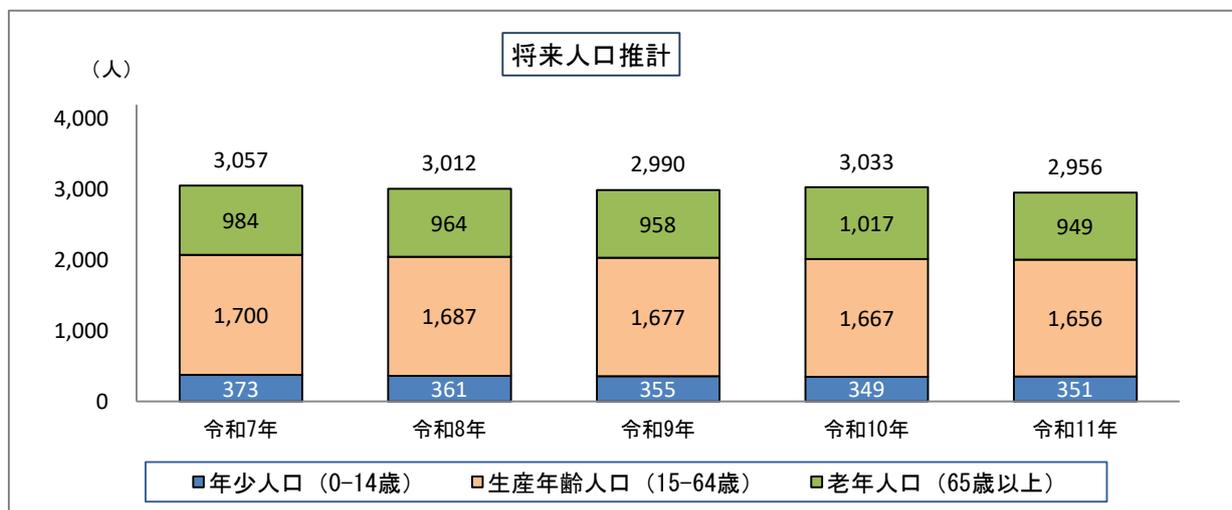
施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
更別村学童保育所	29	34	23	21	24

資料：更別村（各年4月1日現在）

### 3 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が2,956人、年少人口が351人と見込まれます。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口 (0~14歳人口)	373	361	355	349	351
未就学児 (0~5歳)	146	138	136	124	122
小学生 (6~11歳)	149	158	154	156	152
中学生 (12~14歳)	78	65	65	69	77
生産年齢人口 (15~64歳)	1,700	1,687	1,677	1,667	1,656
老年人口 (65歳以上)	984	964	958	1,017	949
総人口	3,057	3,012	2,990	3,033	2,956

コーホート法\*による推計

※コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。

例えば、ある年の20~24歳人口は5年後には25~29歳に達しますが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20~24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25~29歳人口を推計するものです。

## 4 ニーズ調査結果

### (1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育てサービスのニーズ量を把握するとともに、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

### (2) 調査対象者

- 就学前児童調査 : 更別村在住の就学前児童の保護者の方
- 小学生児童調査 : 更別村在住の小学生児童の保護者の方
- 子どもの生活実態調査 : 更別村在住の「小学4年生から中学3年生」の生徒・児童
- 子どもの生活状況調査 : 更別村在住の「小学生及び中学生」の保護者

### (3) 調査方法

郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式

### (4) 調査期間

令和6年6～7月

### (5) 回収状況

調査種類	配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
就学前児童調査	111	27	31	58	52.3%
小学生児童調査	61	8	16	24	37.5%
子どもの生活実態調査	153	34	39	73	47.7%
子どもの生活状況調査	148	30	31	61	41.2%

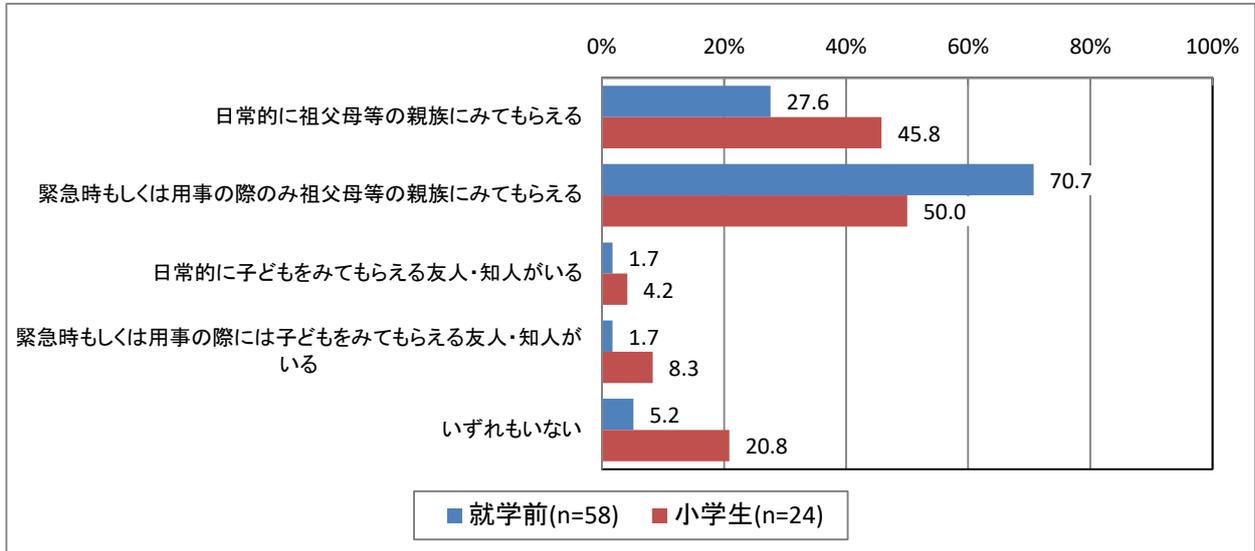
### (6) 集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n”は、各設問の対象者数を表しています。

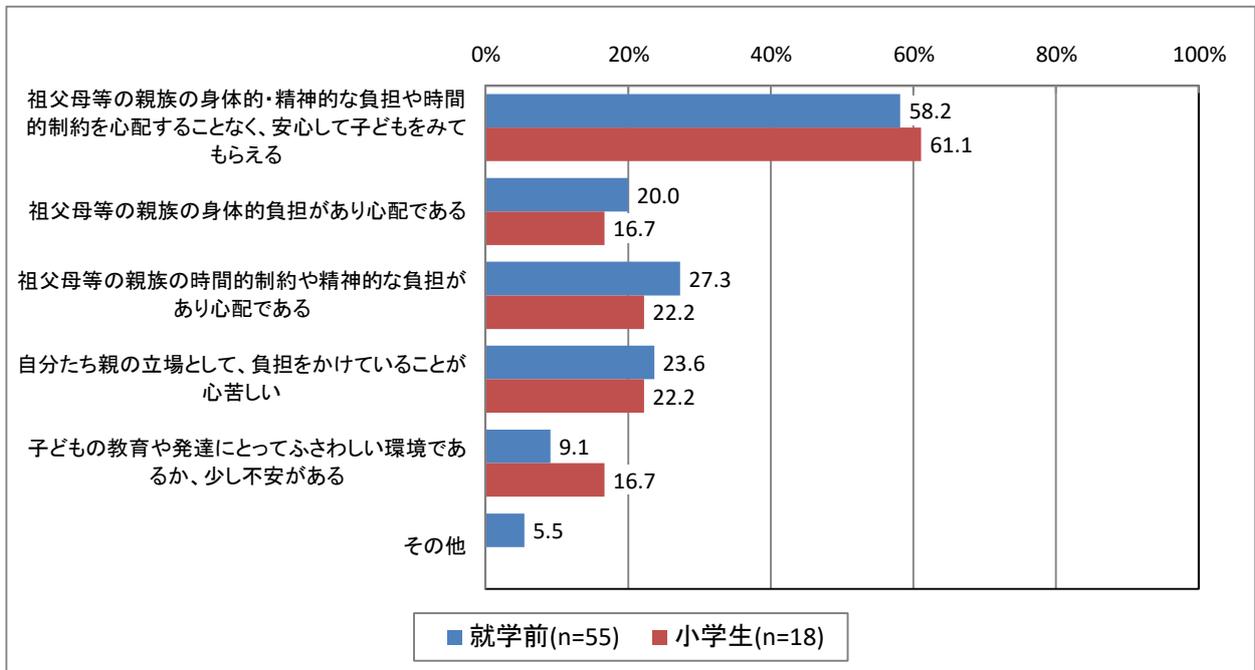
(7) 就学前児童・小学生児童調査結果

①子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況を見ると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で5.2%、小学生児童で20.8%となっています。

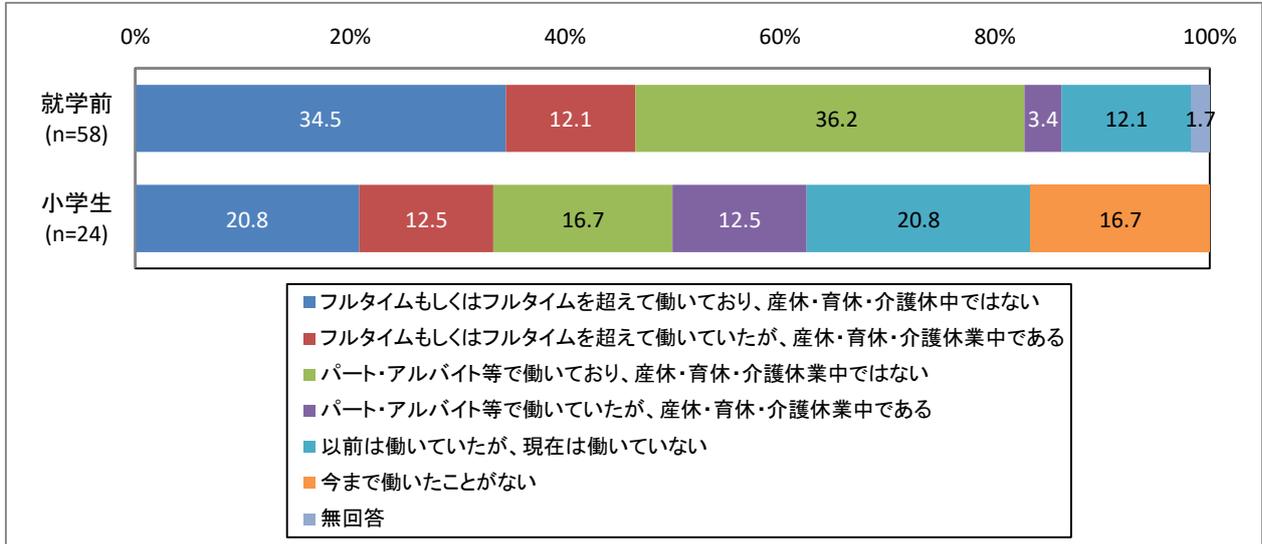


保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、就学前児童で27.3%、小学生児童で22.2%が、「時間的制約や精神的な負担があり心配である」と回答しています。

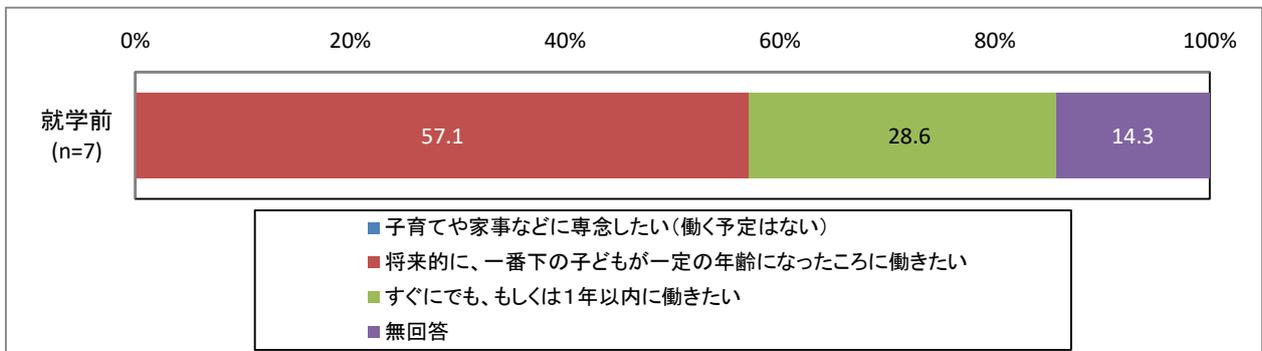


## ②保護者の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 86.2%、小学生児童で 62.5%となっています。

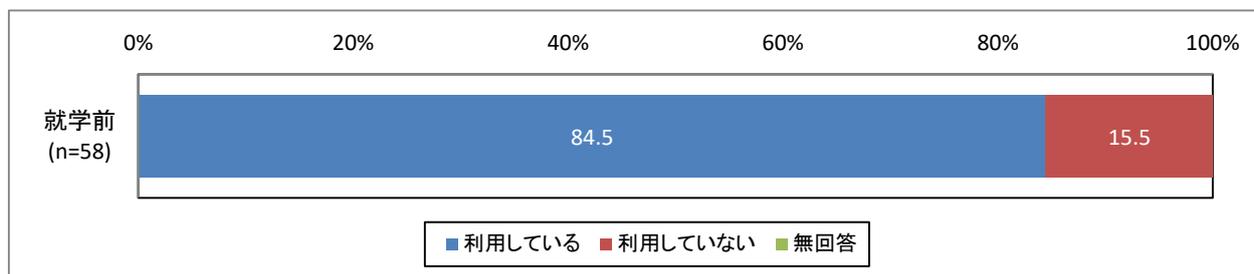


現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で 85.7%となっています。就労を希望する母親の割合が高いことから、今後増加すると考えられる保育ニーズを見据えた保育環境の整備が必要です。



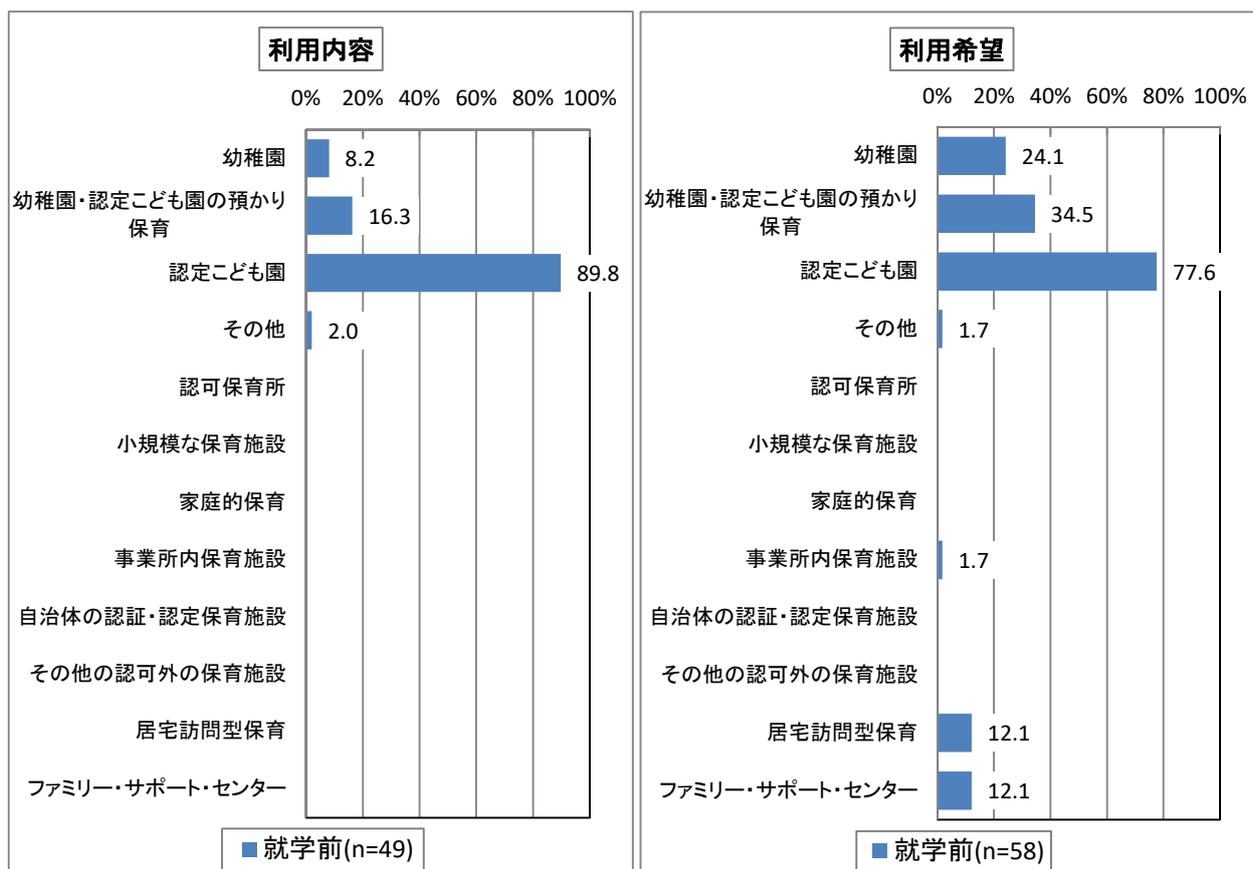
③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は84.5%となっています。



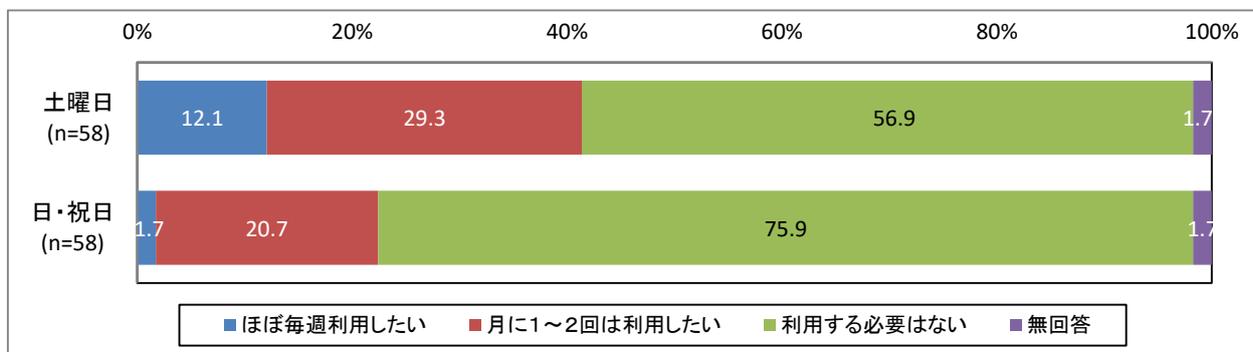
平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認定こども園」89.8%、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」16.3%、「幼稚園」8.2%の順となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は「認定こども園」77.6%、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」34.5%、「幼稚園」24.1%の割合が高く、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」「幼稚園」では利用状況より今後のニーズが高くなっています。



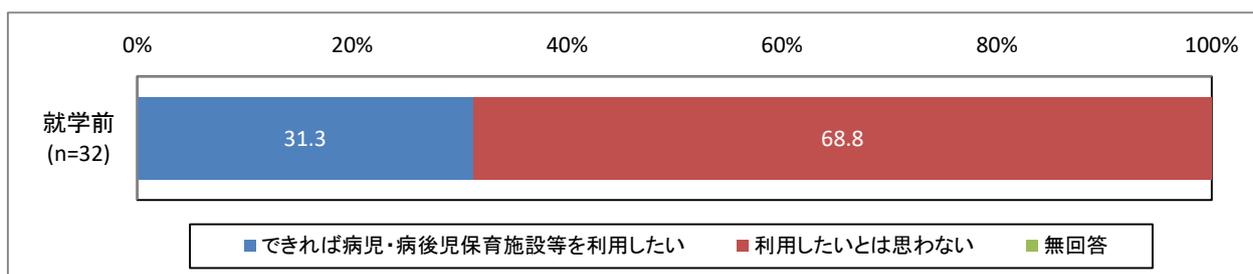
④土曜・日曜日・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望（就学前児童のみ）

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた『利用したい』は、土曜日が41.4%、日曜日・祝日は22.4%となっています。

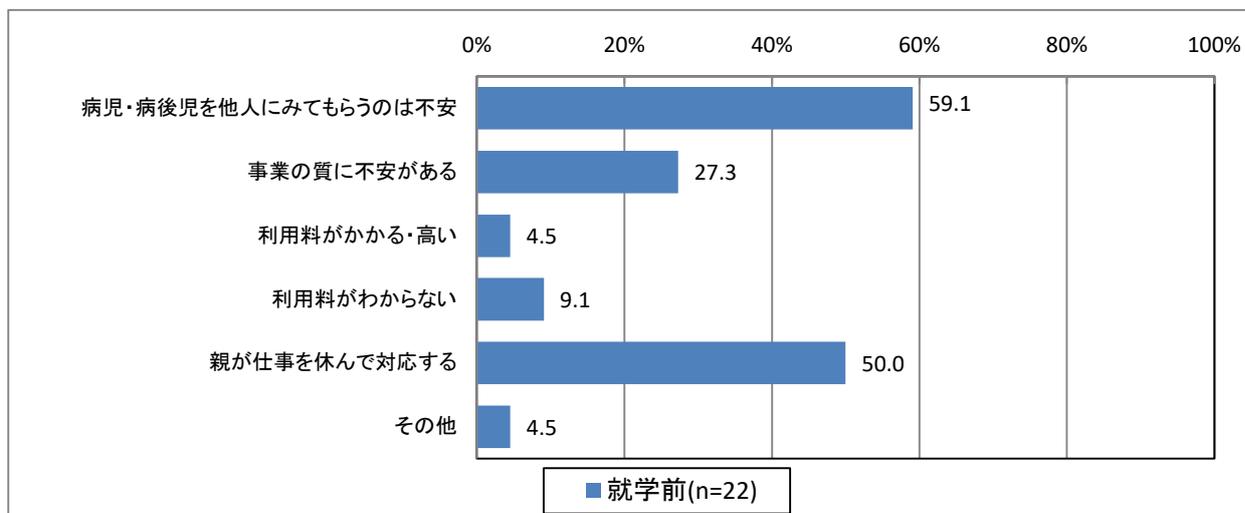


⑤病児・病後児保育施設の利用意向と未利用理由（就学前児童のみ）

病児保育事業の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が31.3%となっています。一方、「利用したいとは思わない」では68.8%となっています。

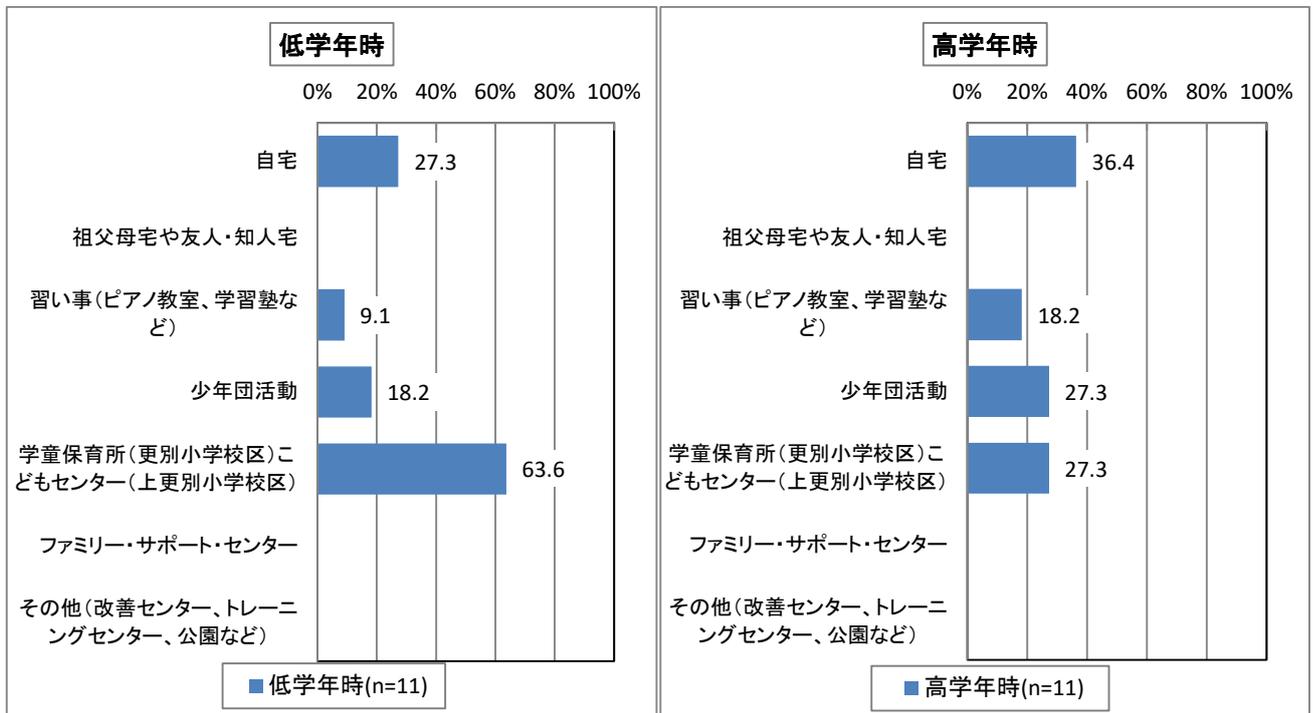


病児保育事業を利用したいとは思わない理由として、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が最も高くなっています。

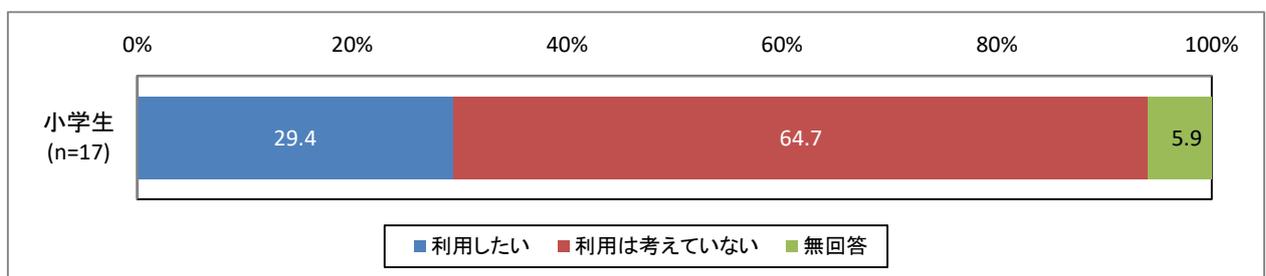
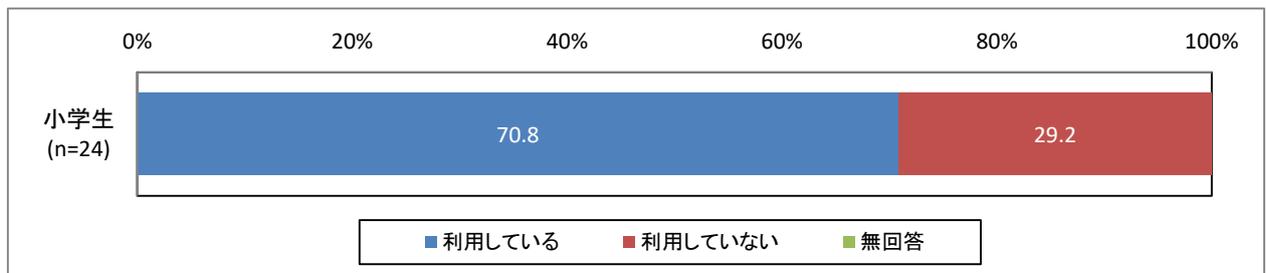


## ⑥学童保育所

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「学童保育所・こどもセンター」に関する利用希望をみると63.6%、高学年時では27.3%となっています。

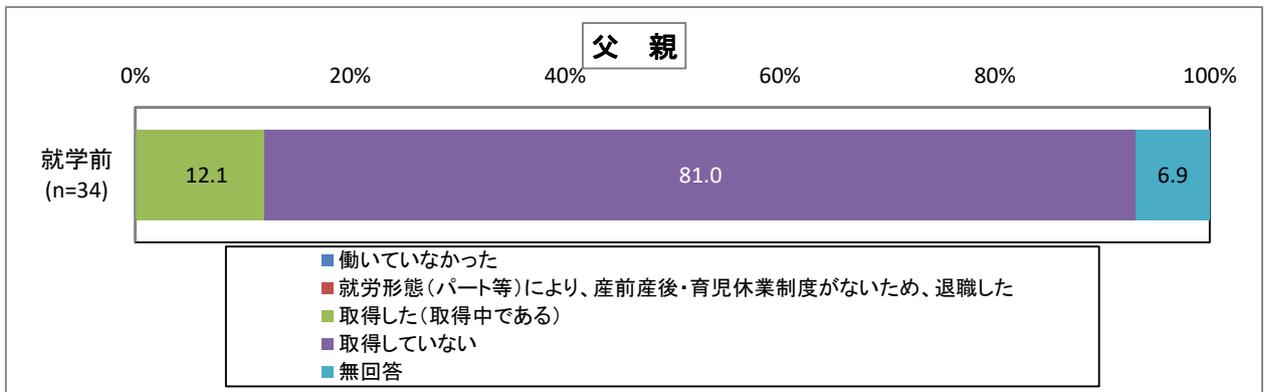
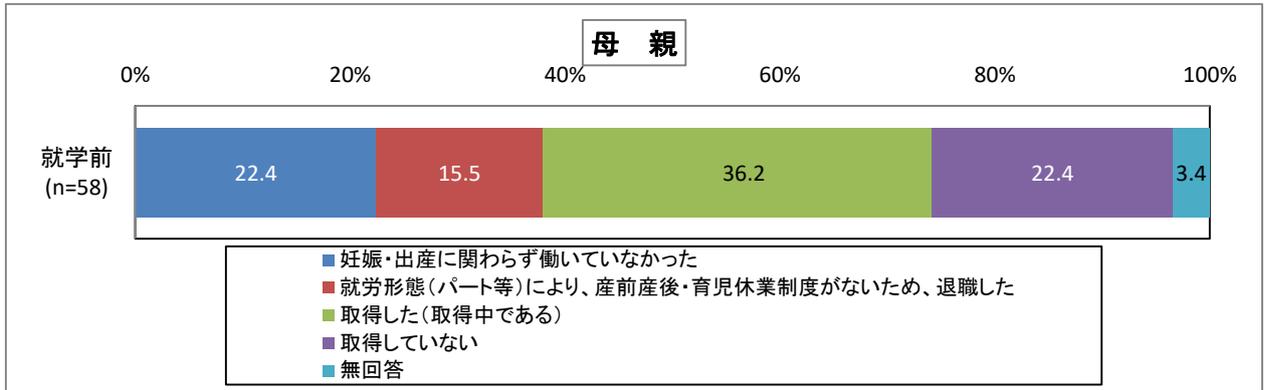


小学生児童の「学童保育所・こどもセンター」の利用状況は70.8%となっており、今後の利用希望は29.4%となっています。



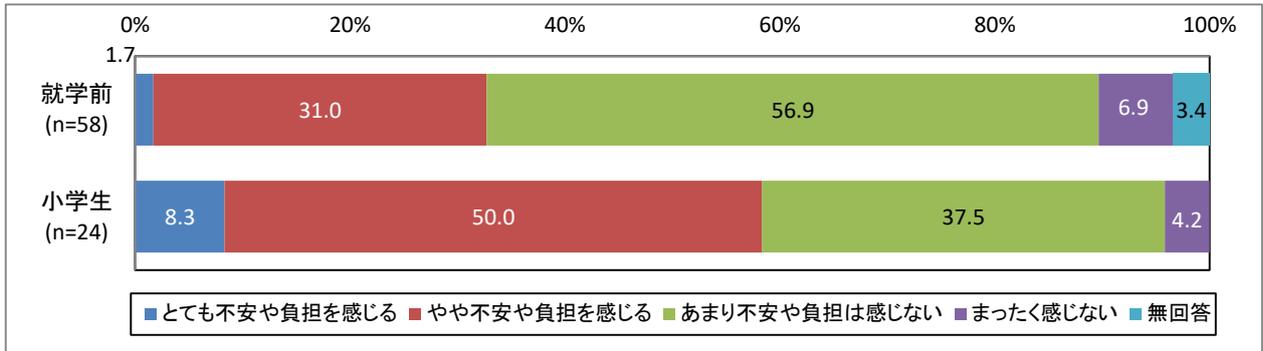
⑦育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度（就学前児童のみ）

育児休業を取得または取得中の母親は36.2%、父親は12.1%となっています。

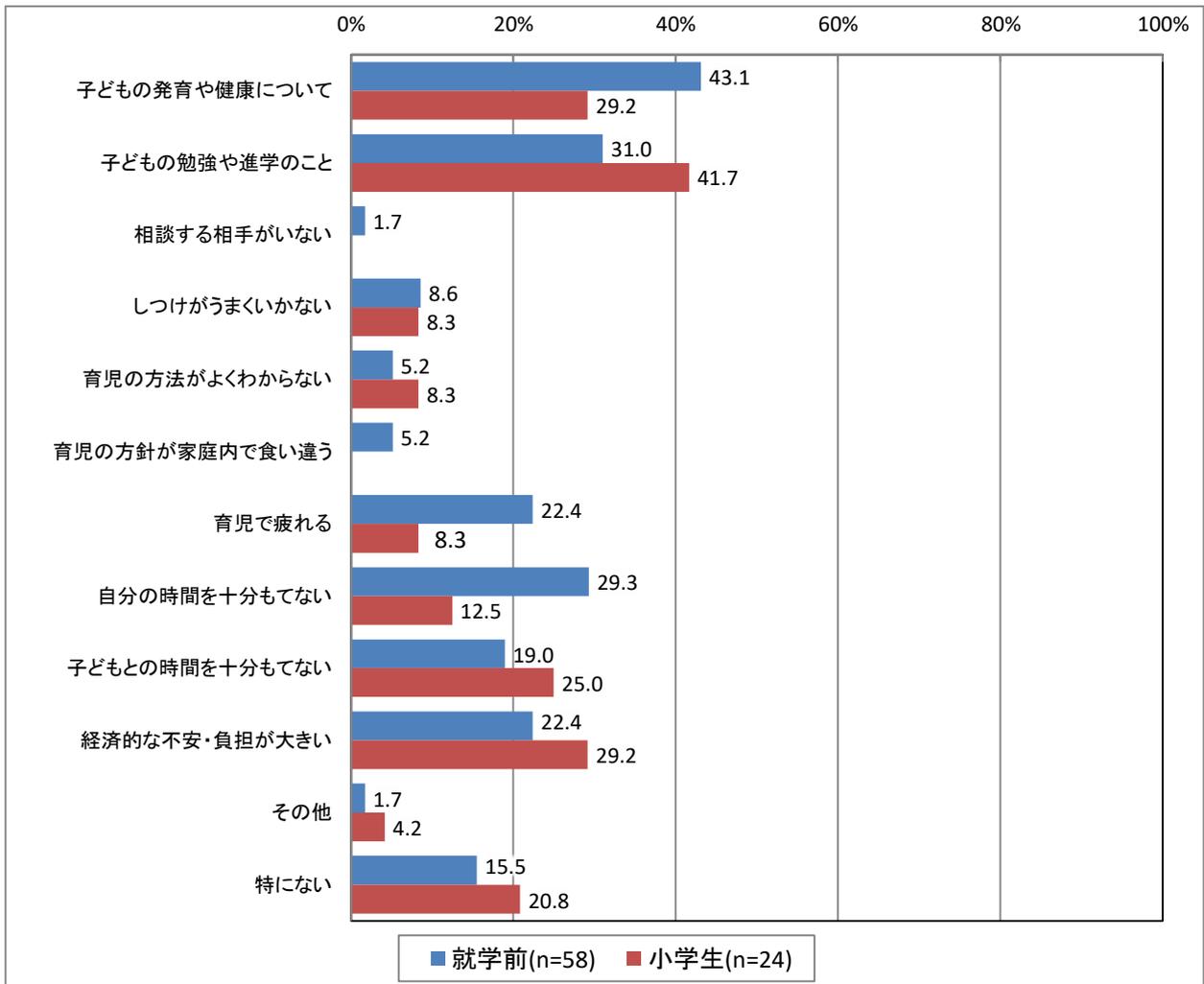


⑧子育てに関する不安や悩み

子育てに関する不安や負担を感じる人は、就学前児童で 32.7%、小学生児童では 58.3% となっています。

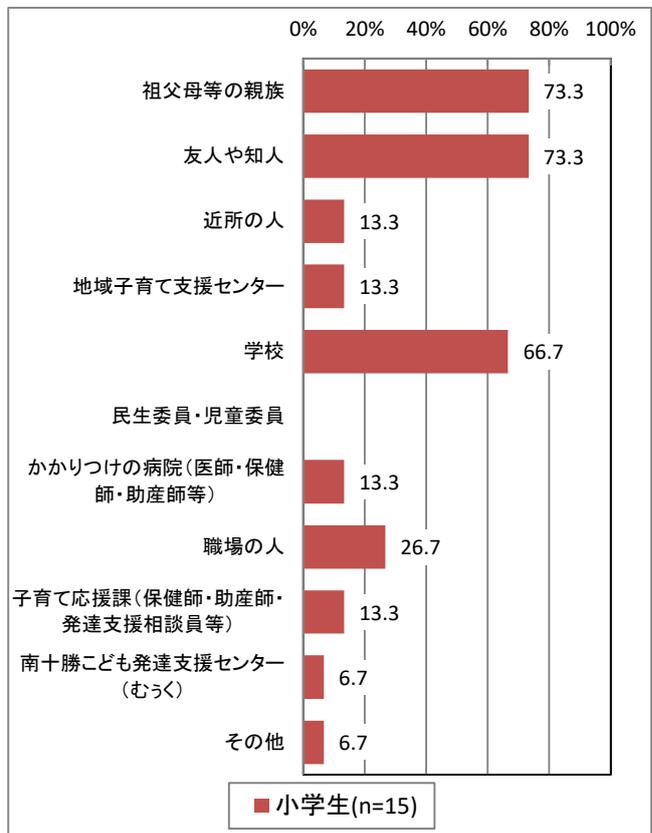
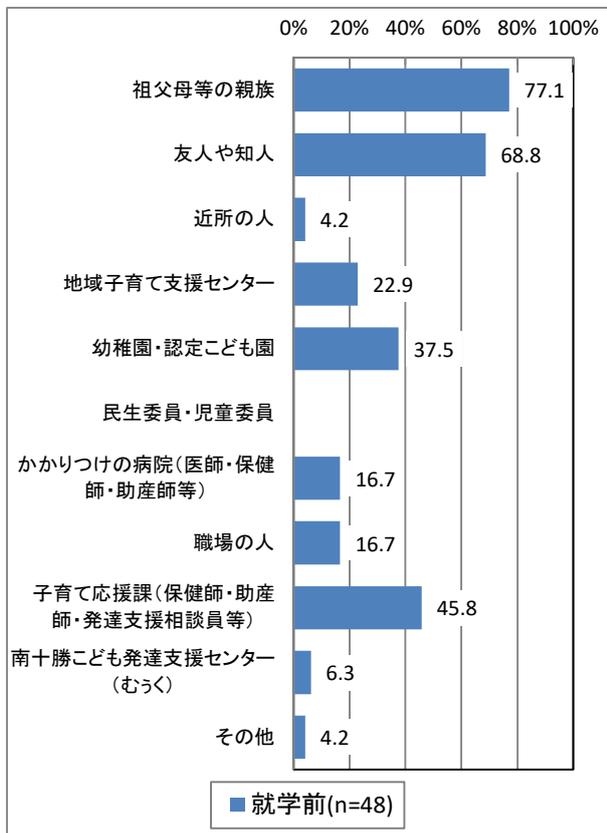
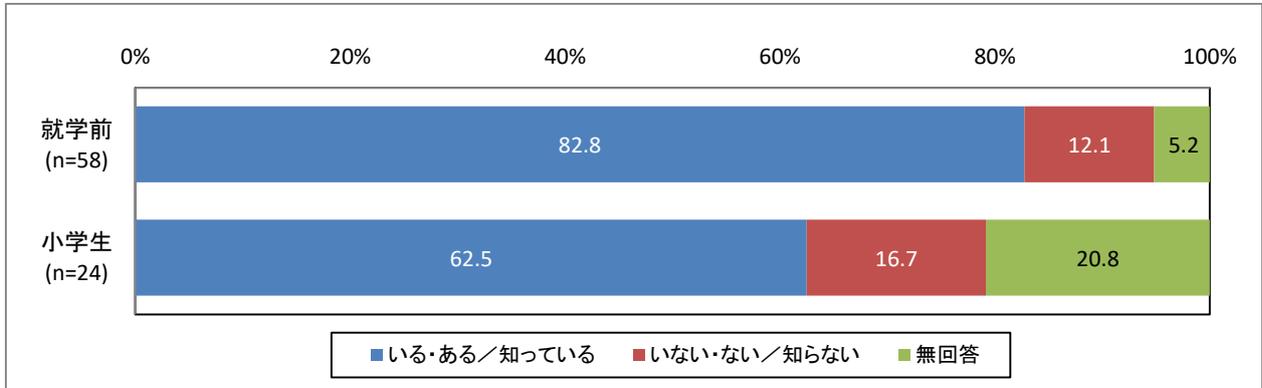


子育てについての悩みでは、就学前児童で「子どもの発育や健康について」「子どもの勉強や進学のこと」「自分の時間を十分もてない」、小学生児童で「子どもの勉強や進学のこと」「子どもの発育や健康について」「経済的な不安・負担が大きい」などが多くなっています。



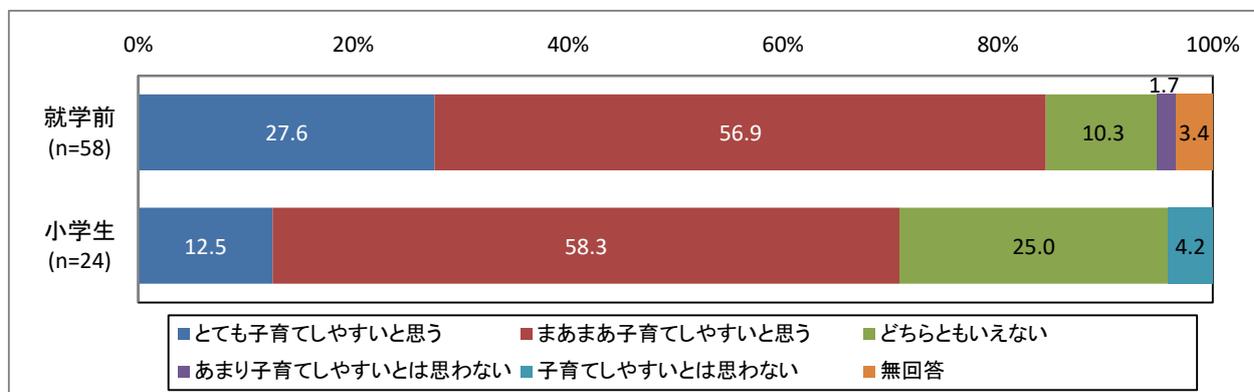
⑨子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人や場所

子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人や場所では、「いる・ある／知っている」が就学前児童で82.8%、小学生児童で62.5%となっており、具体的な人では、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」などという身近な人が多くなっています。



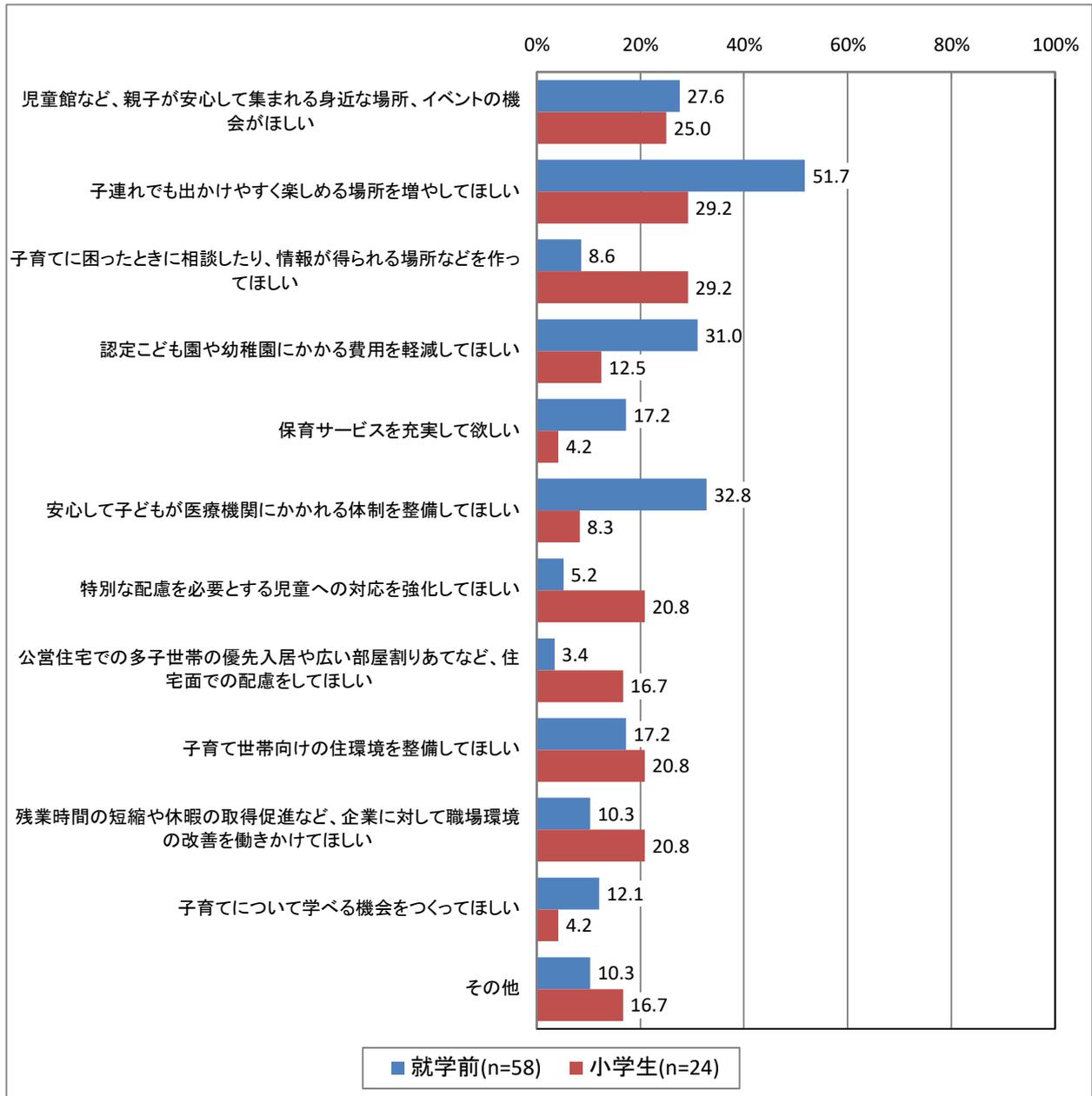
⑩本村の子育て環境

本村の子育て環境に関しては、就学前児童では、「とても子育てしやすいと思う」27.6%、「まあまあ子育てしやすいと思う」56.9%をあわせた『子育てしやすい』とした回答が84.5%、小学生児童では、「とても子育てしやすいと思う」12.5%、「まあまあ子育てしやすいと思う」58.3%をあわせた『子育てしやすい』は70.8%と、ともに7割を超えています。



⑪子育て支援策について

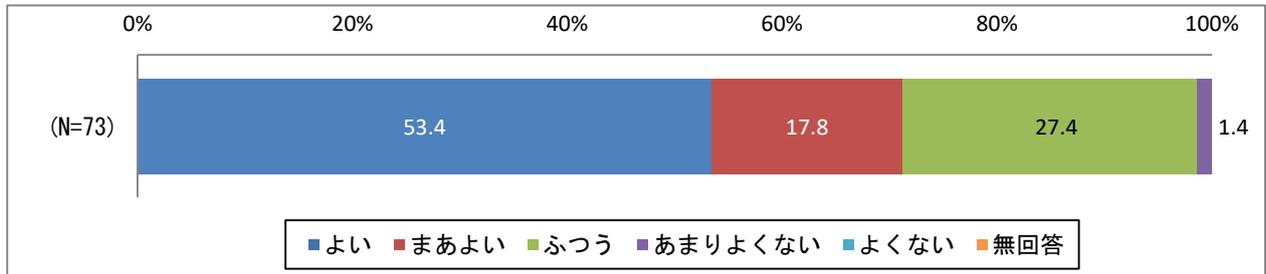
期待する子育て支援策では、就学前児童で「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、小学生児童で「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場所などを作ってほしい」などが多くなっています。



(8) 子どもの生活実態調査結果 (小学4年生～中学3年生)

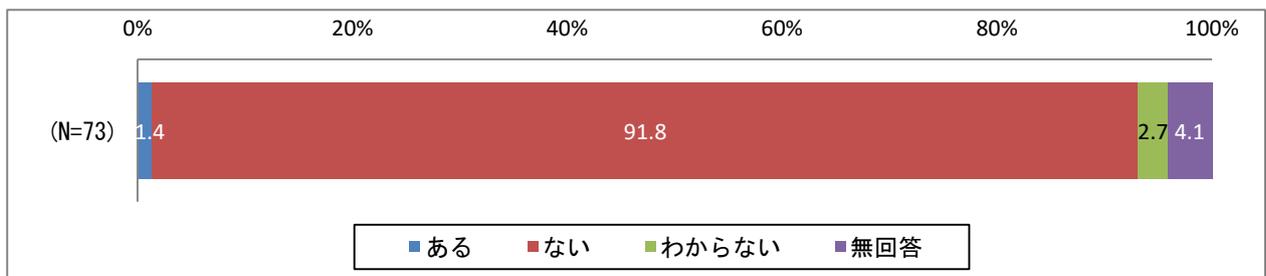
①健康状態

健康状態についてみると、「よい」が53.4%と最も高く、次いで「ふつう」が27.4%、「まあよい」が17.8%となっています。

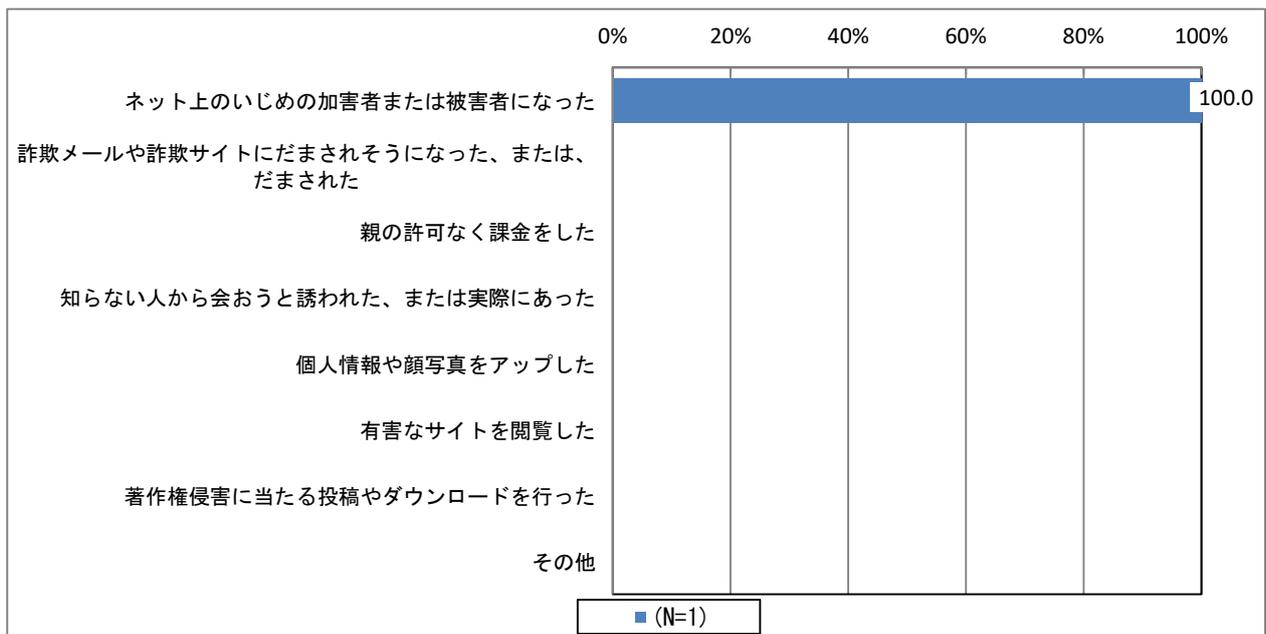


②SNSやインターネットでのトラブルに巻き込まれた経験

SNSやインターネットでのトラブルの経験の有無についてみると、「ない」が91.8%と最も高く、次いで「わからない」が2.7%、「ある」が1.4%となっています。

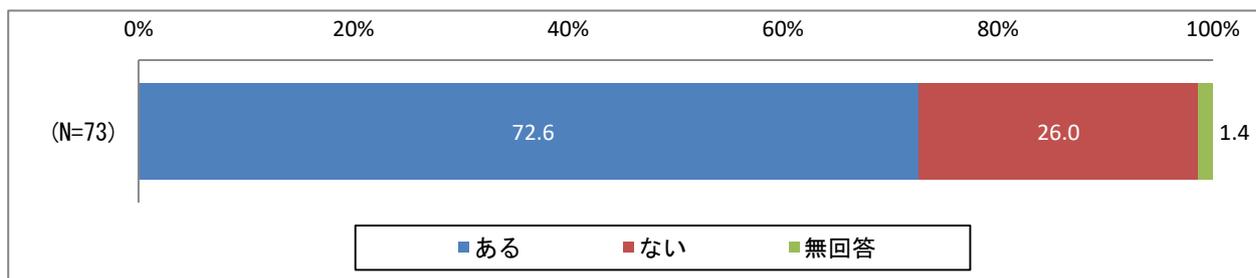


トラブルの内容についてみると、「ネット上のいじめの加害者または被害者になった」が100.0%となっています。

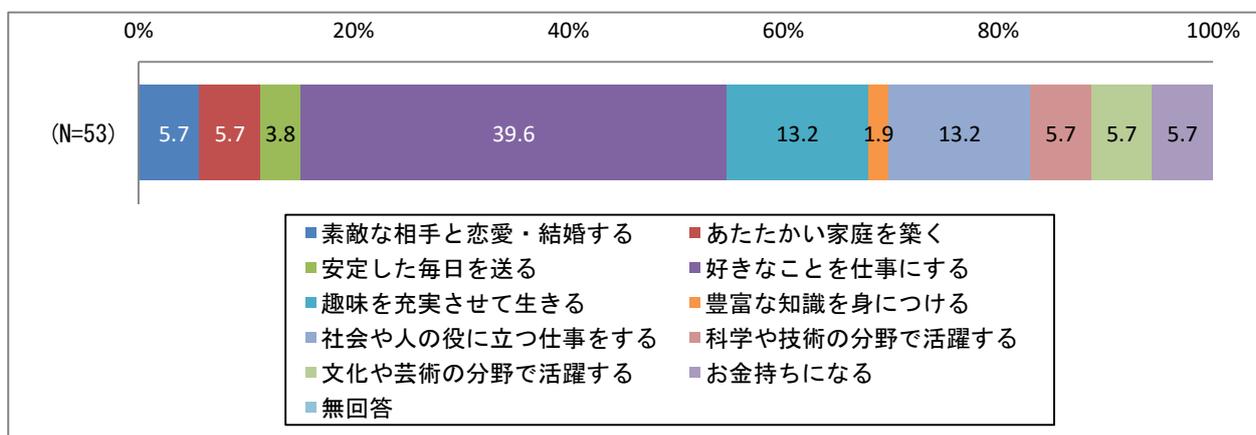


### ③将来の夢

将来の夢の有無についてみると、「ある」が72.6%、「ない」が26.0%となっています。

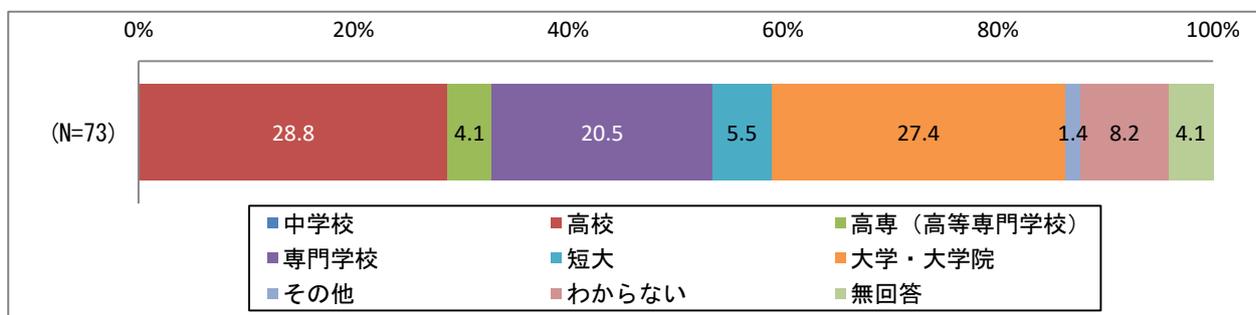


将来の夢に最も近いものについてみると、「好きなことを仕事にする」が39.6%と最も高く、次いで「趣味を充実させて生きる」「社会や人の役に立つ仕事をする」がともに13.2%、「素敵な相手と恋愛・結婚する」「あたたかい家庭を築く」「科学や技術の分野で活躍する」「文化や芸術の分野で活躍する」「お金持ちになる」がいずれも5.7%となっています。



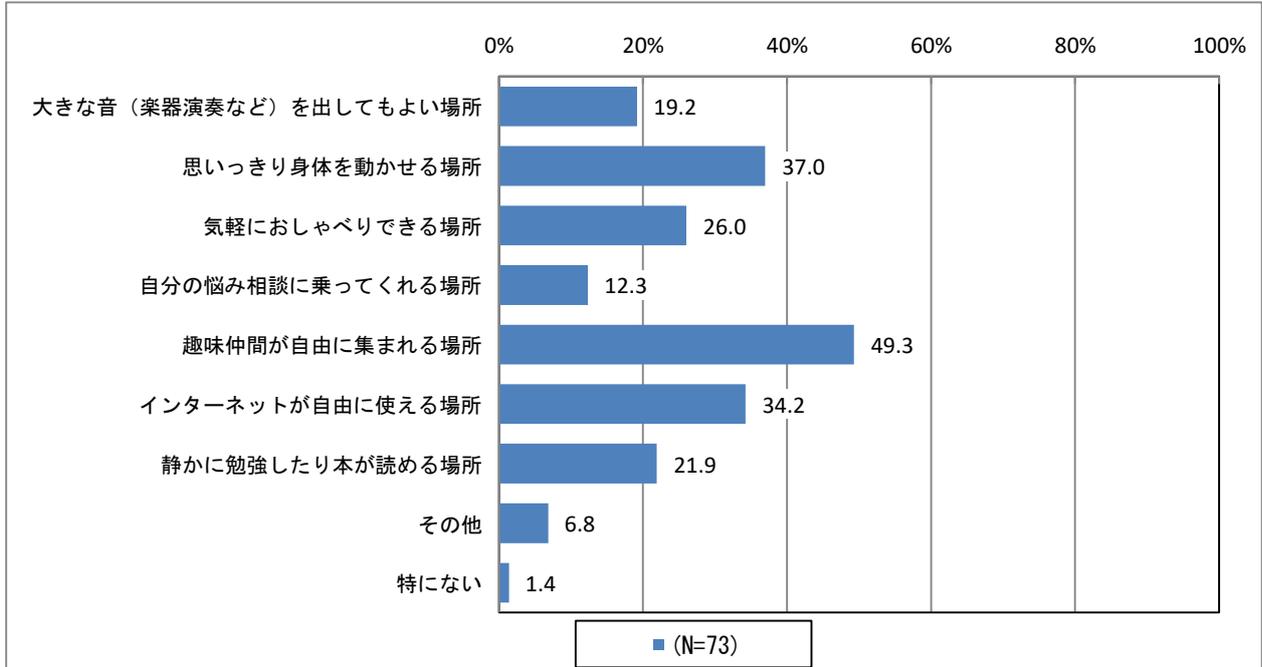
### ④希望する進学先

将来行きたい学校の希望についてみると、「高校」が28.8%と最も高く、次いで「大学・大学院」が27.4%、「専門学校」が20.5%となっています。



### ⑤若者向けにほしい場所

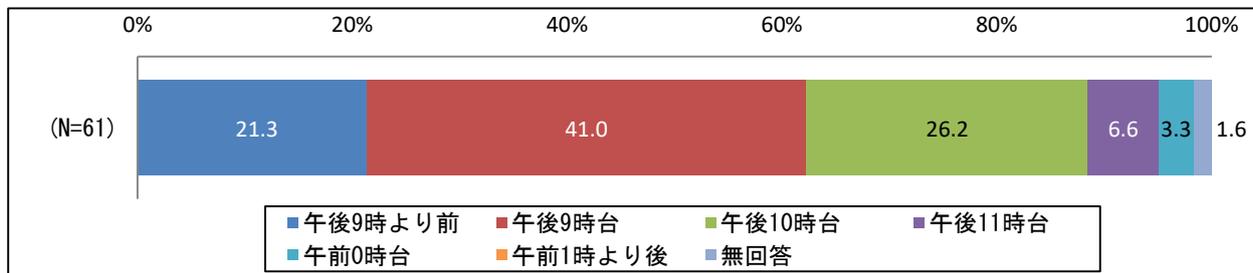
若者向けにほしい場所についてみると、「趣味仲間が自由に集まれる場所」が49.3%と最も高く、次いで「思いっきり身体を動かせる場所」が37.0%、「インターネットが自由に使える場所」が34.2%となっています。



## (9) 子どもの生活状況調査(小学生・中学生保護者)

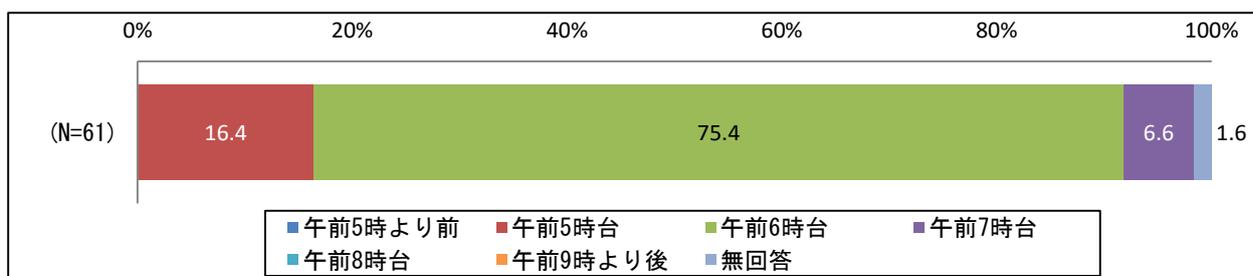
### ①就寝時間

翌日学校がある日の子どもの就寝時間についてみると、「午後9時台」が41.0%と最も高く、次いで「午後10時台」が26.2%、「午後9時より前」が21.3%となっています。



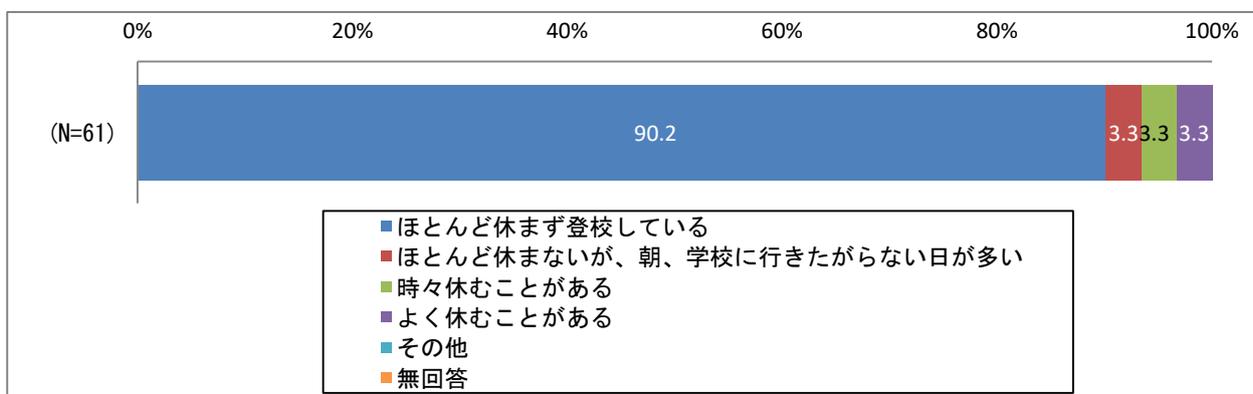
### ②起床時間

ふだん学校のある日の子どもの起床時間についてみると、「午前6時台」が75.4%と最も高く、次いで「午前5時台」が16.4%、「午前7時台」が6.6%となっています。



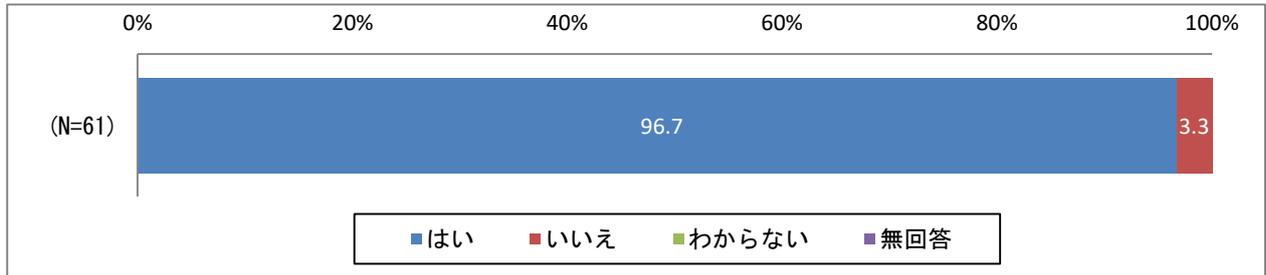
### ③登校の様子

子どもの登校の様子についてみると、「ほとんど休まず登校している」が90.2%と最も高く、次いで「ほとんど休まないが、朝、学校に行きたがらない日が多い」「時々休むことがある」「よく休むことがある」が3.3%となっています。

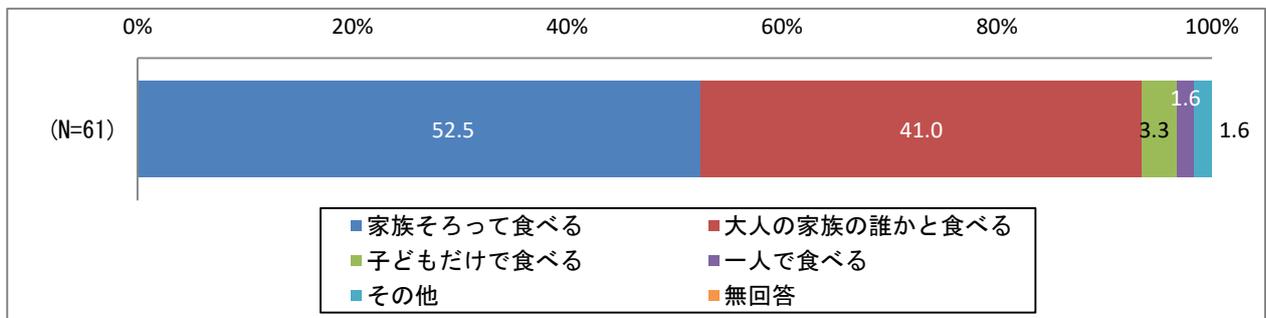


#### ④食事の状況

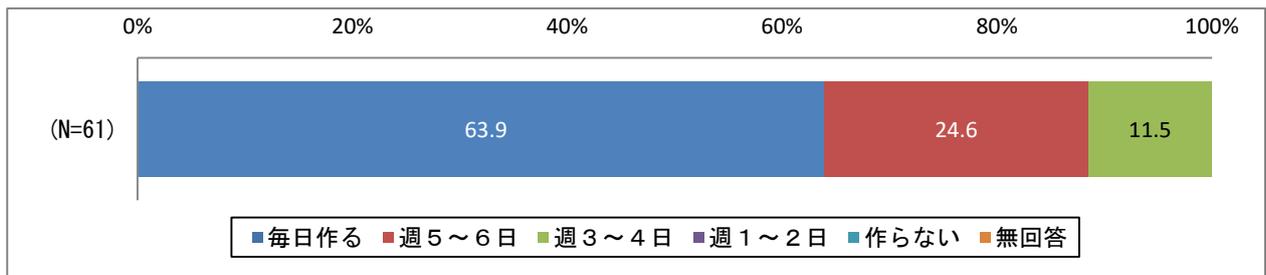
子どもが朝・昼・夕の3食を必ず食べているかについてみると、「はい」が96.7%と最も高く、次いで「いいえ」が3.3%となっています。



子どもが食事を取る際の状況についてみると、「家族そろって食べる」が52.5%と最も高く、次いで「大人の家族の誰かと食べる」が41.0%、「子どもだけで食べる」が3.3%となっています。

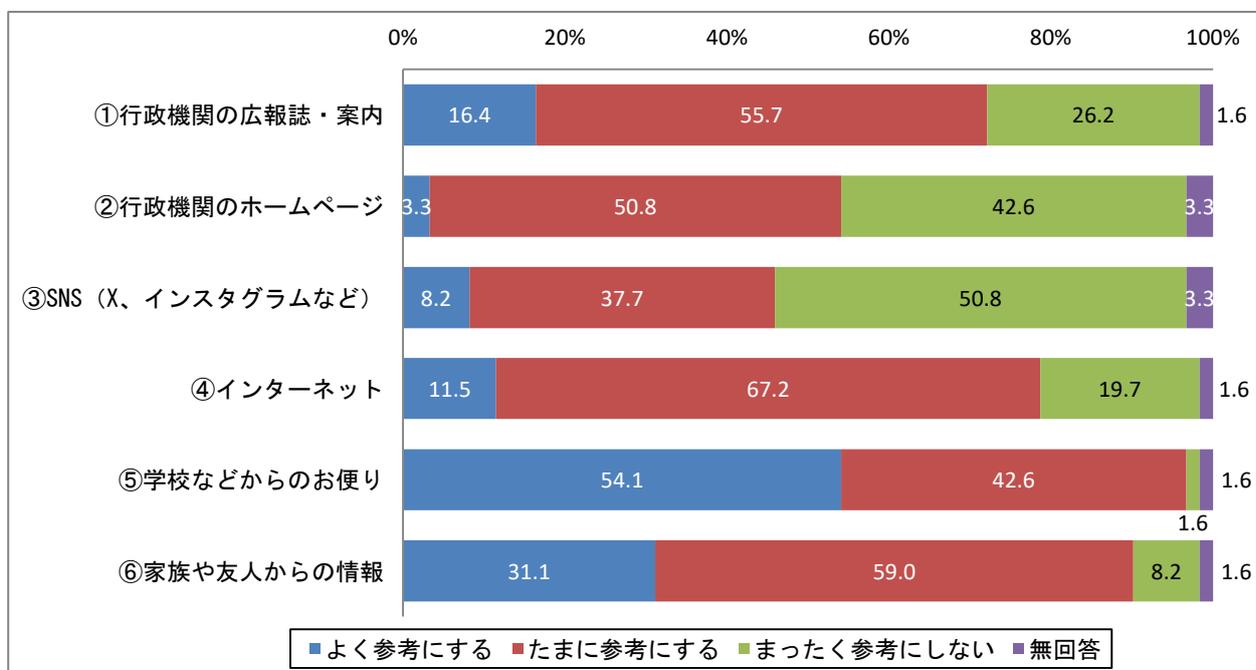


一週間のうち手作りの食事を食べさせる頻度についてみると、「毎日作る」が63.9%と最も高く、次いで「週5～6日」が24.6%、「週3～4日」が11.5%となっています。



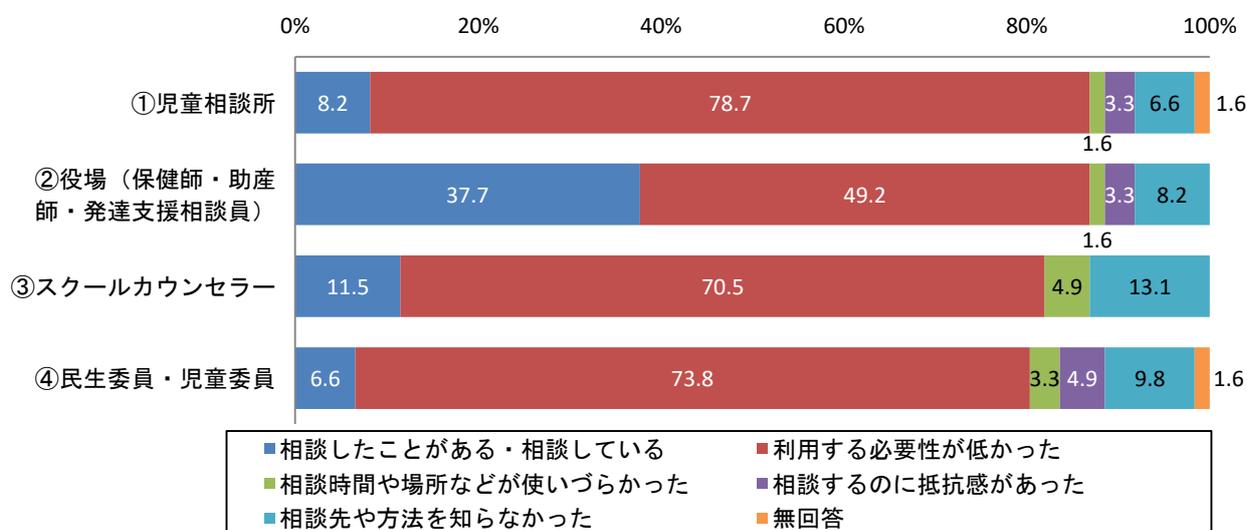
### ⑤施策等の情報の取得方法

子どもに関する施策等の情報の取得方法についてみると、「⑤学校などからのお便り」「⑥家族や友人からの情報」では9割台が「参考にする（よく参考にする+たまに参考にする）」と回答しており、中でも「⑤学校などからのお便り」では「よく参考にする」の割合が5割台と、他の項目に比べ高くなっています。



### ⑥相談したことがある機関や相談員

子育てや生活のことで相談したことがある機関や相談員についてみると、「②役場（保健師・助産師・発達支援相談員）」では「相談したことがある・相談している」の割合が3割台であるが、他の項目は1割台前後となっています。また、「①児童相談所」「③スクールカウンセラー」「④民生委員・児童委員」では7割台が「利用する必要性が低かった」と回答しています。



## 5 本村における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果等に基づき7つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 周囲の援助を得られない家庭、相談先がない家庭が一定以上存在

日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無で、「いずれもない」の回答が就学前児童で5.2%、小学生児童で20.8%いるとともに、子育てをする上で相談できる人・場所の有無で、「いない・ない／知らない」の回答が就学前児童で12.1%、小学生児童で16.7%おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。

### 課題2 仕事と育児の両立のために必要な支援策の強化

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」、「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で86.2%、小学生児童で62.5%となっています。また、現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で85.7%となっており、子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勧奨し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

### 課題3 土日・祝日にも対応した保育環境の整備・維持が必要

土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望については土曜日では41.4%、日曜日・祝日で22.4%となっています。土曜日の教育・保育事業のニーズが高く、今後の就労意向も踏まえると、利用ニーズがさらに増加することが考えられます。子育てにおけるリフレッシュの為に土曜日の教育・保育事業の整備が必要とされます。

### 課題4 病児・病後児保育事業、夜間養護事業・子育て短期支援事業等の実施の検討

病児・病後児保育の利用希望は、就学前児童で31.3%となっています。また、利用したくない理由では「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」、「親が仕事を休んで対応する」、「事業の質に不安がある」などが上位となっています。事業経費、実施場所、人員体制等の課題が多くあることから、今後もニーズを注視し、事業経費・需給バランス等を考慮し検討する必要があります。

### 課題5 中期的視野に立った放課後の過ごし方の受け皿確保の検討

学童保育所・こどもセンターの利用状況は、小学生児童で70.8%となっています。子どもの放課後の安全な過ごし方に対しては、学童保育所は一定の役割を担っています。子どもを一時的に預かるだけでなく、学力の向上をはじめ、子どもの成長に繋がる事業内容を充実するなど、小学生のニーズに即した事業運営が求められます。

## 課題6 父親の育児参画の推進やワーク・ライフ・バランスの取組

育児休業の取得率は母親で36.2%・父親で12.1%となっており、まだ、父親の育児休業取得の困難さがうかがえます。父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図る必要があります。

## 課題7 子育て環境に関する評価改善、子育て支援策への新たな取組

子育て環境に関する評価をみると、「とても子育てしやすいと思う」、「まあまあ子育てしやすいと思う」をあわせた『子育てしやすい』とした回答は、就学前児童で84.5%、小学生児童で70.8%と、評価はともに7割を超えていますが、この評価をさらに引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みが必要と考えられます。また、ニーズとして上位にあがっている子育て支援策に関して、現在の取り組みに関する精査を行うとともに、新たな取り組みの検討を行うなど充実を図る必要があります。

また、子どもに関する施策等の情報の取得方法において、インターネットや行政のホームページ、SNSとした回答が多くみられることから、SNSやホームページ等を活用した情報提供の充実が必要です。

## 第3章

### 第2期計画の実施状況



## 第3章 第2期事業計画の評価等

第2期事業計画で設定した見込量に対する計画期間の実績から、第2期事業計画の評価や各事業の利用状況を整理しました。

### 1 教育・保育

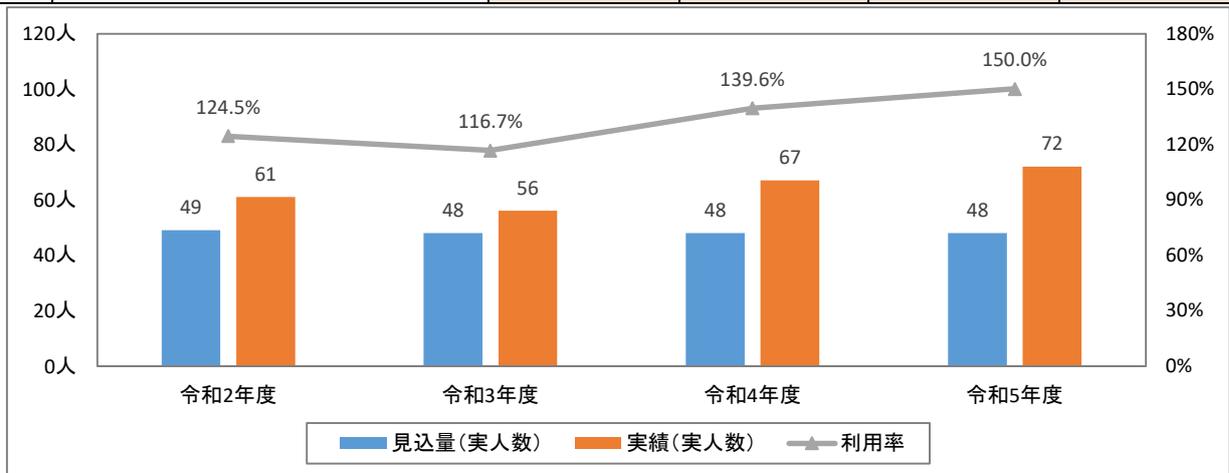
#### (1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

##### ■更別地区

更別地区の保育施設における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の61人から令和5年度には72人と増加しています。

第2期計画全体の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	49	48	48	48
2号認定（3～5歳）	32	32	28	28
3号認定（0歳）	6	5	3	3
3号認定（1・2歳）	11	11	17	17
実績	61	56	67	72
2号認定（3～5歳）	35	28	34	34
3号認定（0歳）	7	4	12	7
3号認定（1・2歳）	19	24	21	31
利用率（実績／見込）	124.5%	116.7%	139.6%	150.0%
2号認定（3～5歳）	109.4%	87.5%	121.4%	121.4%
3号認定（0歳）	116.7%	80.0%	400.0%	233.3%
3号認定（1・2歳）	172.7%	218.2%	123.5%	182.4%

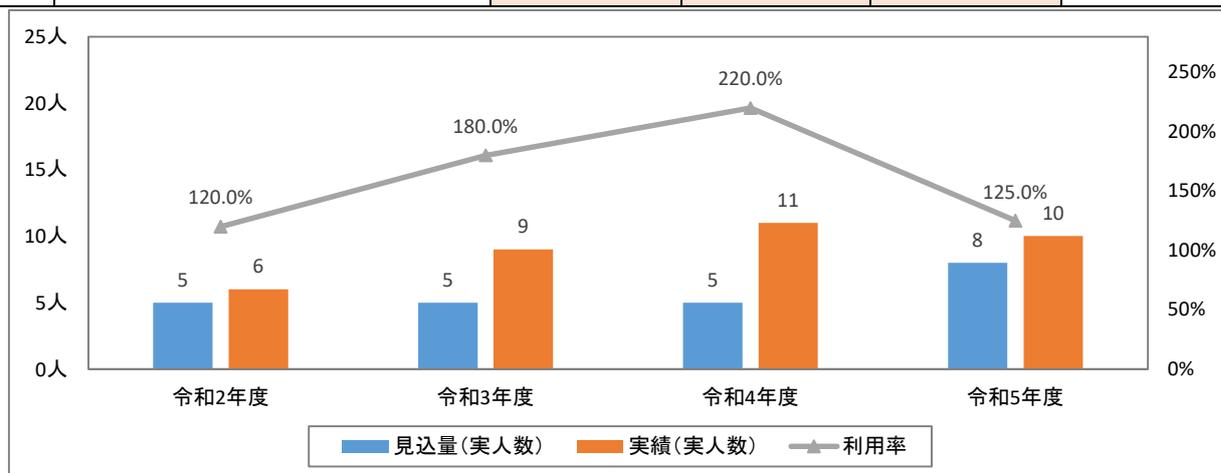


## ■上更別地区

上更別地区の保育施設における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の6人から令和5年度には10人と増加しています。

第2期計画全体の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	5	5	5	8
2号認定(3~5歳)	2	2	2	5
3号認定(0歳)	1	1	1	1
3号認定(1・2歳)	2	2	2	2
実績	6	9	11	10
2号認定(3~5歳)	2	6	7	8
3号認定(0歳)	0	0	1	1
3号認定(1・2歳)	4	3	3	1
利用率(実績/見込)	120.0%	180.0%	220.0%	125.0%
2号認定(3~5歳)	100.0%	300.0%	350.0%	160.0%
3号認定(0歳)	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
3号認定(1・2歳)	200.0%	150.0%	150.0%	50.0%



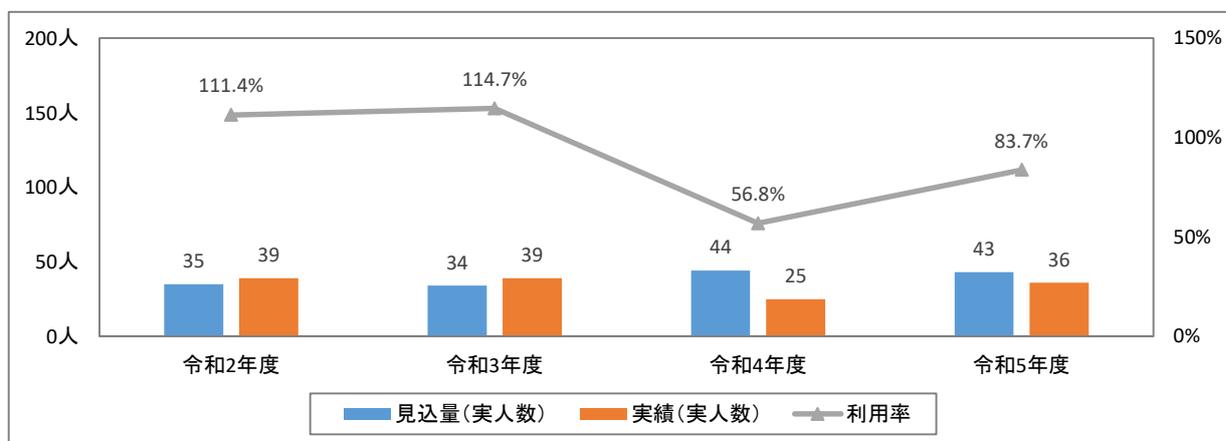
## (2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

### ■更別地区

更別地区の特定教育施設における第2期計画期間の実績は、令和2年度の39人から令和5年度には36人と減少しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和2・3年度において実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	35	34	44	43
実績	39	39	25	36
利用率（実績／見込）	111.4%	114.7%	56.8%	83.7%

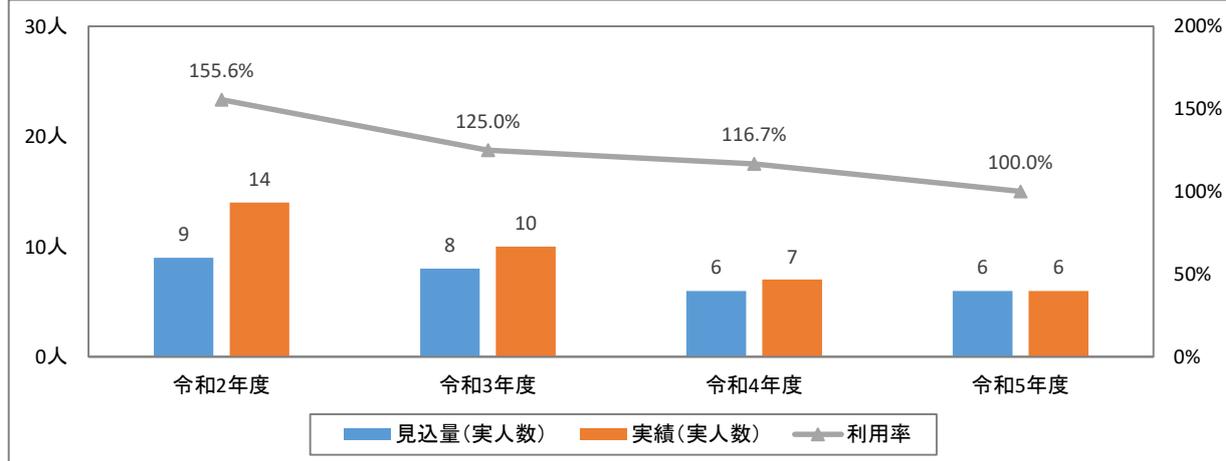


## ■上更別地区

上更別地区の特定教育施設における第2期計画期間の実績は、令和2年度の14人から令和5年度には6人と減少しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和5年度を除くすべての年度において実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	9	8	6	6
実績	14	10	7	6
利用率（実績／見込）	155.6%	125.0%	116.7%	100.0%



## 2 地域子ども・子育て支援事業

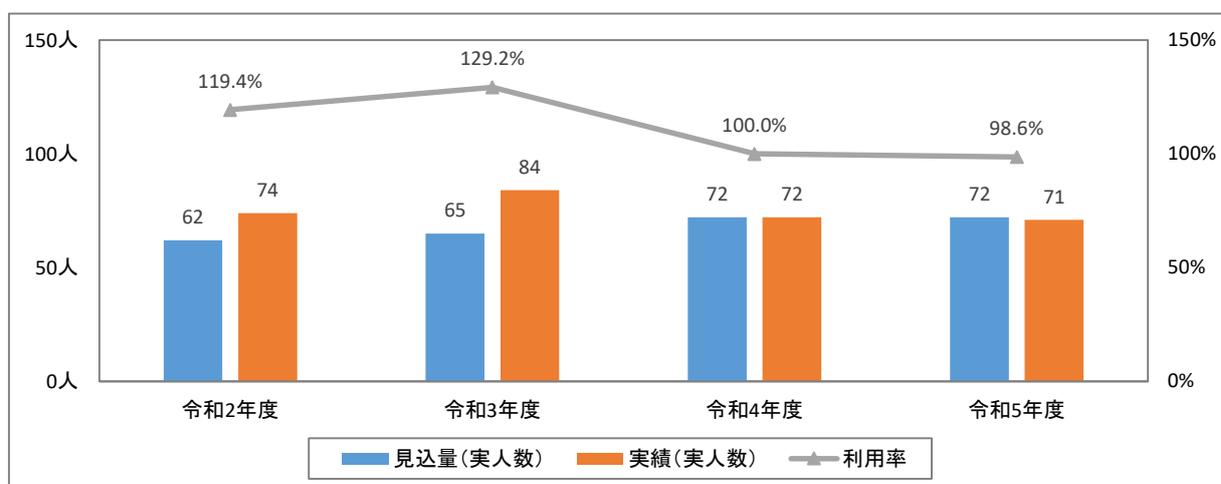
### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### ■更別地区

更別地区の放課後児童健全育成事業における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の74人から令和5年度の71人と年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、全体において令和2・3年度の実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	62	65	72	72
低学年（6～8歳）	37	40	44	49
高学年（9～11歳）	25	25	28	23
実績	74	84	72	71
低学年（6～8歳）	40	50	47	48
高学年（9～11歳）	34	34	25	23
利用率（実績／見込）	119.4%	129.2%	100.0%	98.6%
低学年（6～8歳）	108.1%	125.0%	106.8%	98.0%
高学年（9～11歳）	136.0%	136.0%	89.3%	100.0%

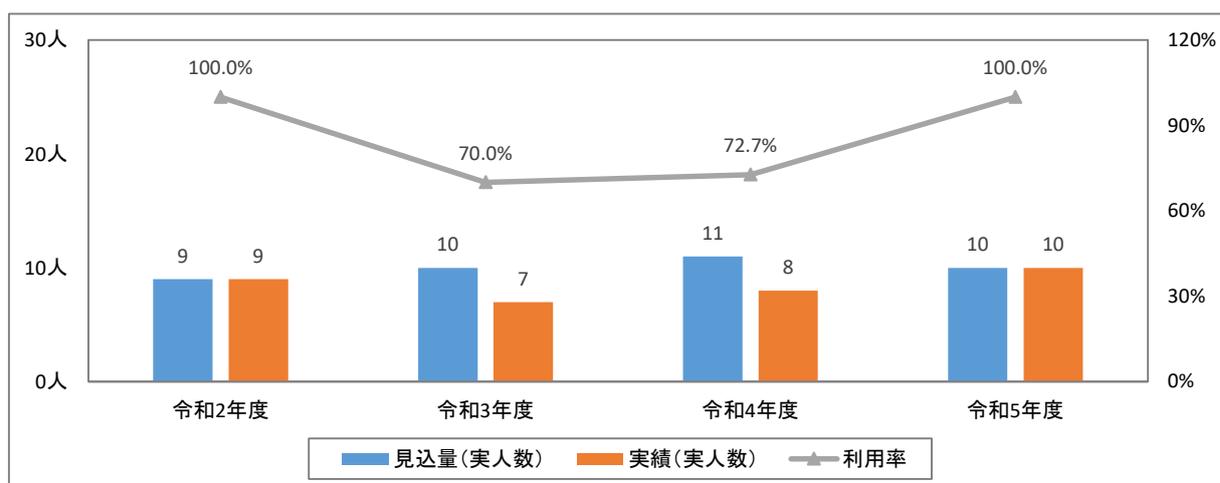


## ■上更別地区

上更別地区では、本事業の実施はしていませんが、一定数の利用見込みがあるため認定こども園上更別幼稚園に設置している「上更別こどもセンター」にて対象児童の受け入れをしております。第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の9人から令和5年度の10人と年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、全体において令和3・4年度の実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	9	10	11	10
低学年（6～8歳）	5	6	8	7
高学年（9～11歳）	4	4	3	3
実績	9	7	8	10
低学年（6～8歳）	6	5	8	10
高学年（9～11歳）	3	2	0	0
利用率（実績／見込）	100.0%	70.0%	72.7%	100.0%
低学年（6～8歳）	120.0%	83.3%	100.0%	142.9%
高学年（9～11歳）	75.0%	50.0%	0.0%	0.0%

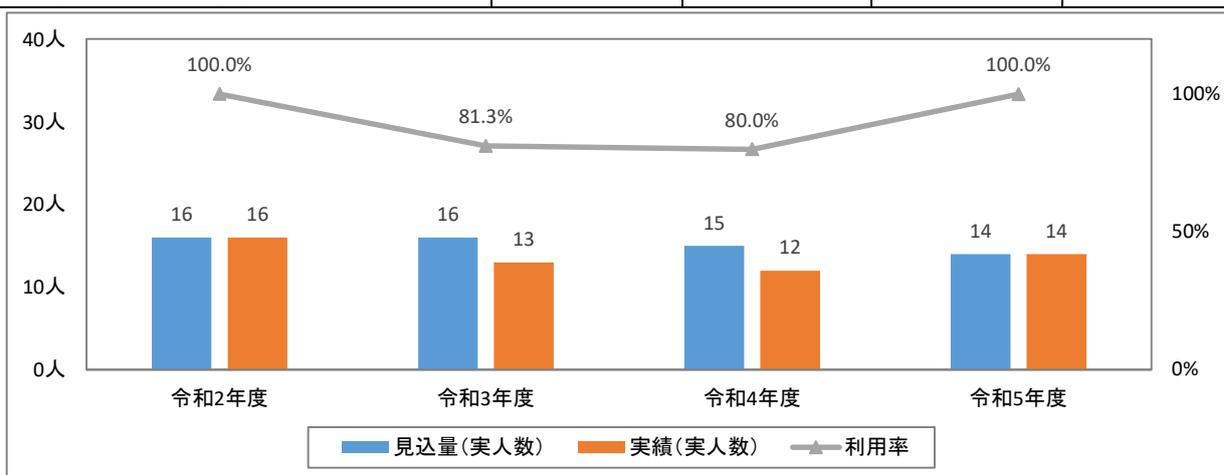


## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の16人から令和5年度には14人と減少しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和3・4年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	16	16	15	14
実績	16	13	12	14
利用率（実績／見込）	100.0%	81.3%	80.0%	100.0%



## (3) 病児・病後児保育事業

病児保育事業に関しては、第2期の見込及び実績ともにありませんでした。

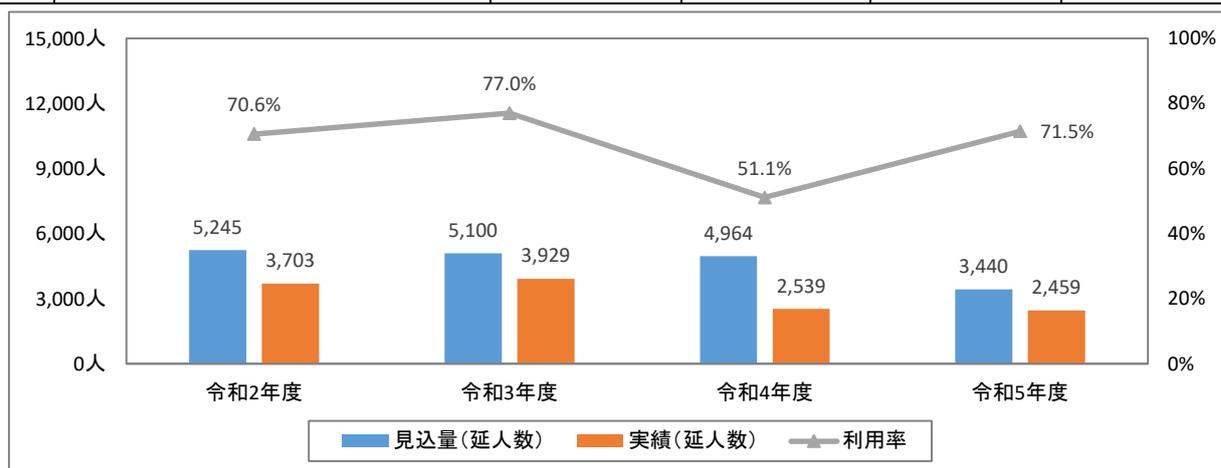
#### (4) 一時預かり事業

##### ■更別地区

更別地区の一時預かり事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の3,703人から令和5年度には2,459人と減少しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	5,245	5,100	4,964	3,440
幼稚園型	4,775	4,638	4,502	3,200
幼稚園型を除く	470	462	462	240
実績	3,703	3,929	2,539	2,459
幼稚園型	3,496	3,684	2,286	2,317
幼稚園型を除く	207	245	253	142
利用率（実績／見込）	70.6%	77.0%	51.1%	71.5%
幼稚園型	73.2%	79.4%	50.8%	72.4%
幼稚園型を除く	44.0%	53.0%	54.8%	59.2%

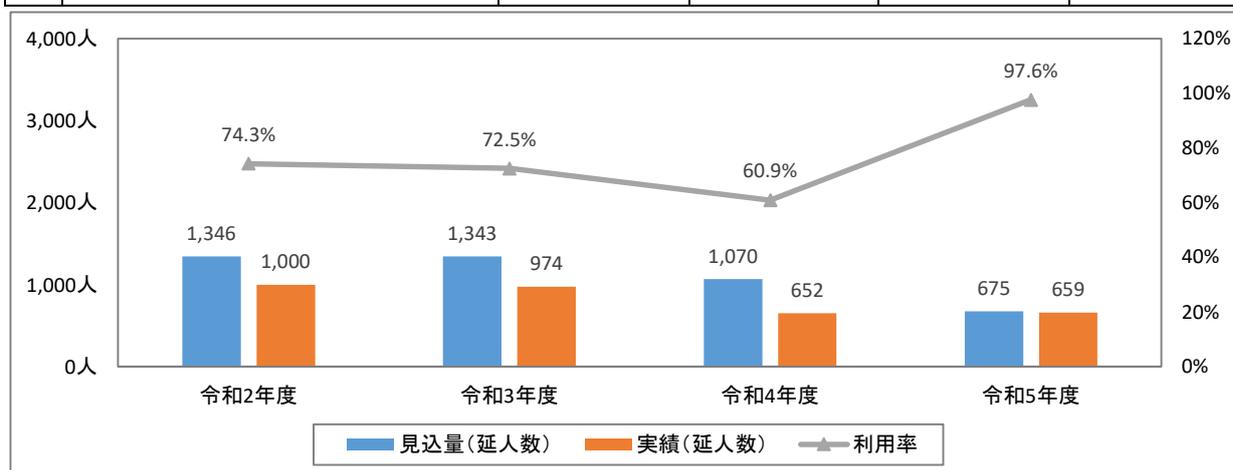


## ■上更別地区

上更別地区の一時預かり事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の1,000人から令和5年度には659人と減少しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	1,346	1,343	1,070	675
幼稚園型	1,228	1,228	955	621
幼稚園型を除く	118	115	115	54
実績	1,000	974	652	659
幼稚園型	939	920	499	561
幼稚園型を除く	61	54	153	98
利用率（実績／見込）	74.3%	72.5%	60.9%	97.6%
幼稚園型	76.5%	74.9%	52.3%	90.3%
幼稚園型を除く	51.7%	47.0%	133.0%	181.5%



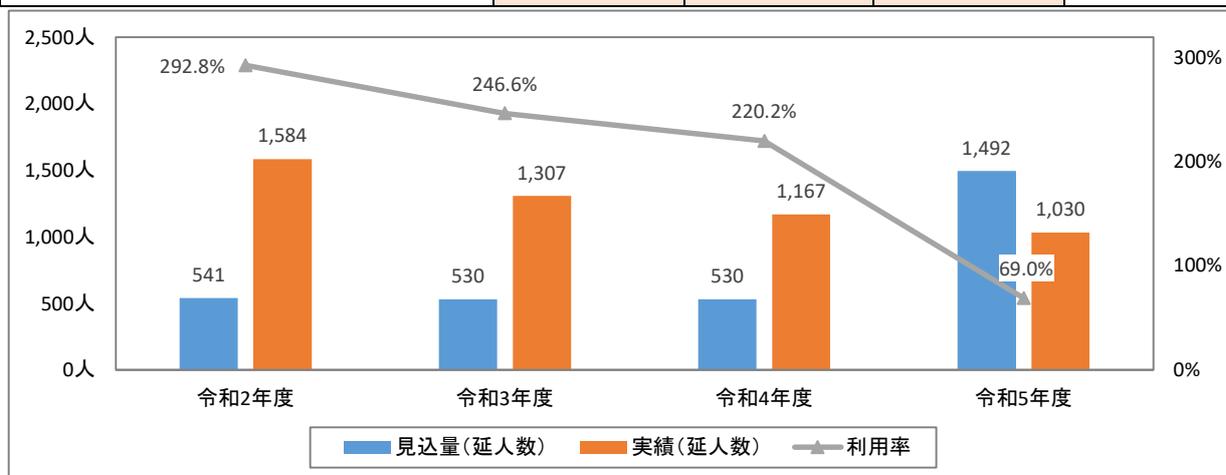
## (5) 地域子育て支援拠点事業

### ■更別地区

更別地区の地域子育て支援拠点事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の1,584人から令和5年度には1,030人と減少しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和5年度を除くすべての年度で実績値が見込量を大きく上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	541	530	530	1,492
実績	1,584	1,307	1,167	1,030
利用率(実績/見込)	292.8%	246.6%	220.2%	69.0%

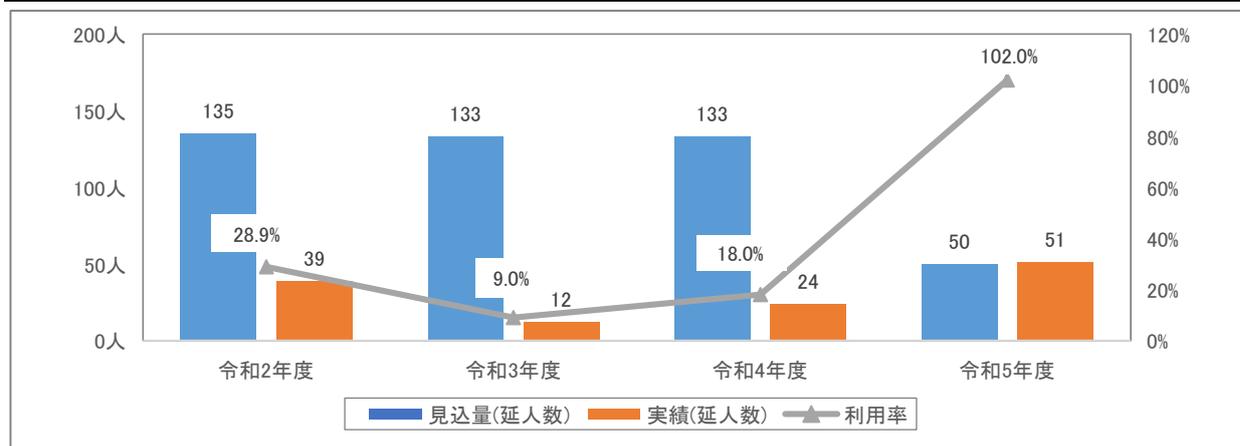


### ■上更別地区

上更別地区の地域子育て支援拠点事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の39人から令和5年度には51人と増加しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和5年度を除くすべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	135	133	133	50
実績	39	12	24	51
利用率(実績/見込)	28.9%	9.0%	18.0%	102.0%



(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に関しては、第2期の見込及び実績ともにありませんでした。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

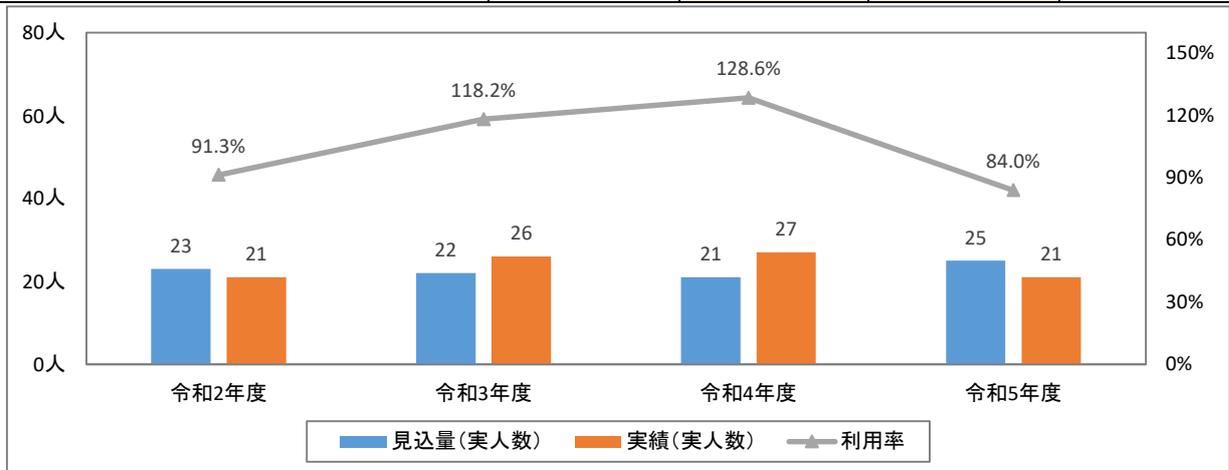
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）に関しては、第2期の見込及び実績ともにありませんでした。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の21人から令和4年度には27人と増加しましたが、令和5年度には21人と減少しました。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和3・4年度で実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	23	22	21	25
実績	21	26	27	21
利用率（実績／見込）	91.3%	118.2%	128.6%	84.0%

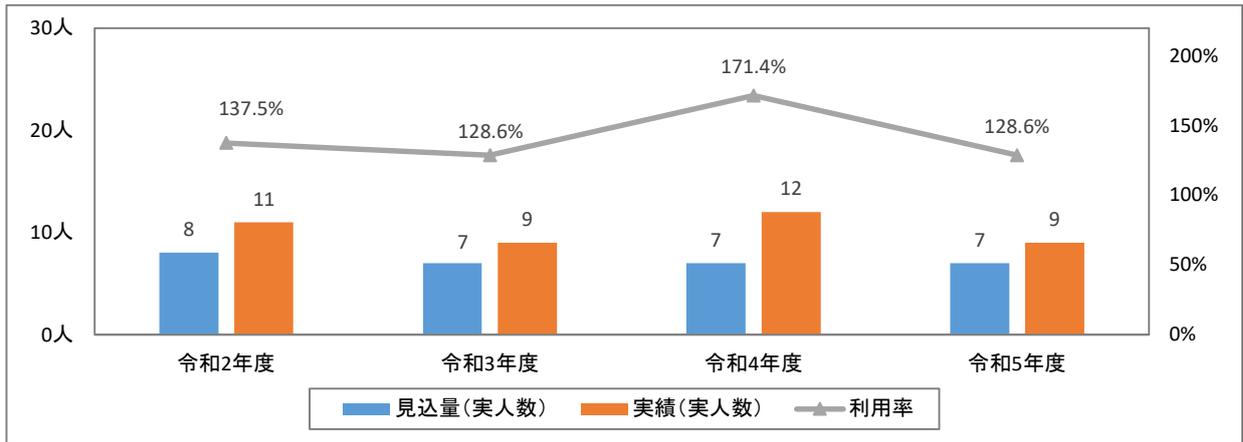


(9) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の11人から令和5年度には9人と年度ごとの増減はみられるものの減少しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	8	7	7	7
実績	11	9	12	9
利用率(実績/見込)	137.5%	128.6%	171.4%	128.6%

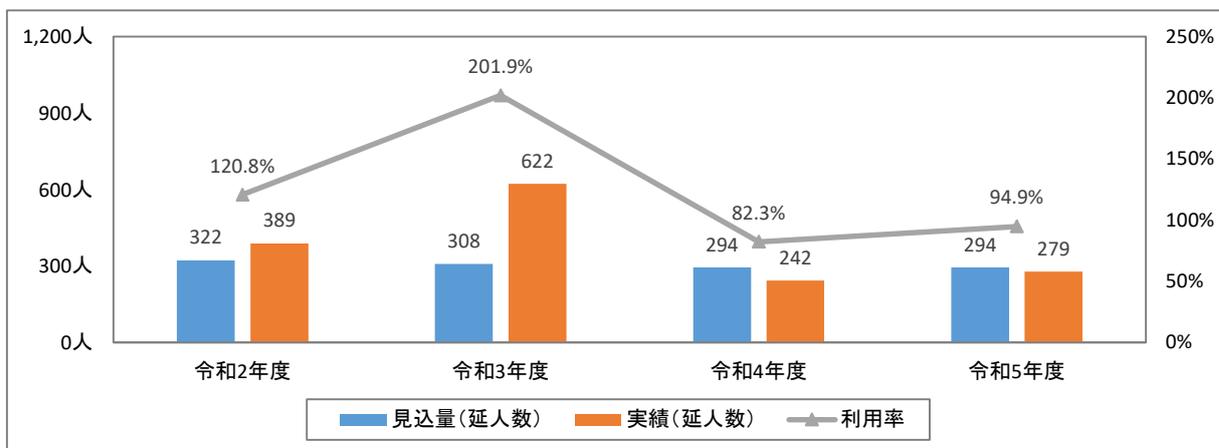


## (10) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の389人から令和3年度には622人と大きく増加しましたが、令和4年度には242人、令和5年度には279人と減少しました。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和2・3年度で実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	322	308	294	294
実績	389	622	242	279
利用率(実績/見込)	120.8%	201.9%	82.3%	94.9%





## 第4章 計画の基本的な考え方



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 目的

本計画においては、第2期計画の方向性はそのままに、全ての子どもの健やかな育ちを子育て家庭ならびに地域全体で支援し、安心して子どもを産み、育てられる地域づくりを目的とします。

#### 目 的

**健やかな育ちは生きる喜び・育てる楽しさ、  
豊かさ・安心・笑顔のあふれる子育て村 さらべつ**

#### ●子どもの健やかな育ち

更別村では、障がいや疾病、虐待、貧困など、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、全ての子どもが心身共に健やかに育つために、子育て支援を推進いたします。

#### ●生きる喜び・育てる楽しさ

更別村では、「生きる喜び・育てる楽しさ・地域のつながりを大切にする村づくり」を理念に、子育て支援に取り組んできました。その精神を継承しながら、子どもの健やかな成長と共に、子育てをする親も育てる喜びを感じながら、親としての成長ができるよう、地域全体で子育て支援を推進いたします。

#### ●豊かさ・安心・笑顔のあふれる子育て村

更別村では、第6期総合計画において「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」として住みやすい村づくりに取り組んでいます。子どもは未来を担う、希望となる存在でもあります。安心して子どもを産み、育てることができる地域づくりを通じて、地域全体に笑顔があふれる村づくりを推進いたします。

## 2 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、目的を達成するために下記の視点に立って子ども・子育て支援事業を推進します。

### I 子どもの視点

～「さらべつ」の次世代を担う子どもが、豊かに生きることのできる村づくり～

### II 次代の親づくりという視点

～豊かな心と生きる力を持てる子どもを育むことのできる親づくり～

### III 社会全体による支援の視点

～安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり～

### IV 仕事と生活の調和実現の視点

～仕事と家庭生活の調和を実現し、充実した子育て生活を送れる村づくり～

### V すべての子どもと家庭への支援の視点

～みんなで手をつなぎ、子どもの成長と発達を支え、すべての子どもと家庭を大切にする村づくり～

### 3 計画の施策体系

目的	基本的な視点	基本施策
<b>健やかな育ちは生きる喜び・育てる楽しさ、豊かさ・安心・笑顔のあふれる子育て村さらべつ</b>	<b>I 子どもの視点</b> ～「さらべつ」の次世代を担う子どもが、豊かに生きることのできる村づくり～	1 学校の教育環境等の整備
		2 家庭や地域の教育力の向上
		3 児童の居場所づくり、児童健全育成
		4 親子が健康に過ごせるための支援の充実
		5 子どもの権利の意識啓発
	<b>II 次代の親づくりという視点</b> ～豊かな心と生きる力を持てる子どもを育むことのできる親づくり～	1 子どもを生み育てる意義の教育・啓発
		2 世代間交流の推進
		3 思春期保護対策の充実
	<b>III 社会全体による支援の視点</b> ～安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり～	1 子育て支援サービスの充実
		2 保育サービスの充実
		3 地域の子育て支援のネットワークづくり
		4 小児医療の充実
		5 食育への取り組みの推進
		6 良好な生活環境の確保
		7 安全・安心なまちづくり
	<b>IV 仕事と生活の調和実現の視点</b> ～仕事と家庭生活の調和を実現し、充実した子育て生活を送れる村づくり～	1 多様な就業形態、働き方の見直しなどの啓発
		2 仕事と子育ての両立の推進
		3 ワーク・ライフ・バランスの理解の推進
		4 ひとり親家庭の自立支援の推進
	<b>V すべての子どもと家庭への支援の視点</b> ～みんなで手をつなぎ、子どもの成長と発達を支え、すべての子どもと家庭を大切に作る村づくり～	1 児童虐待防止対策の充実
2 障がい児施策の充実		



## 第5章 施策の展開



## 第5章 施策の展開

### 視点1

### 子どもの視点

子ども・子育て支援事業において「子どもの最善の利益」が実現されるよう、最大限に尊重するよう配慮します。また、核家族化の進行や価値観の多様化などにより子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様化しています。このため様々なニーズに柔軟に対応できるように、子どもの視点に配慮した柔軟かつ総合的な取り組みを行っていきます。

## 1 学校の教育環境等の整備

### (1) 学校教育と健全な心・身体づくりの充実

#### 【現状と課題】

本村では、『更別村の大地をしっかりとふみしめ、生き生きと学びつづけ、豊かなあすの郷土をつくる人』を教育目標として、地域の特性を踏まえながら、国及び道の文教施策に基づいて教育環境の充実に取り組んでいます。

学力向上に関しては、各学校での学力向上に向けた取り組みや全国学力・学習状況調査、小学校では民間の学力テストの実施、中学校では公の学力テストを実施し、結果を分析した上で、児童・生徒一人ひとりに対するきめ細かな授業の実施に努めています。

総合的な学習の時間では、普段の授業では行わない体験を通じて知識や経験を積むことを目的に、農作業体験や地域とのつながりを題材とした授業を展開し、学校・保護者・地域が一体となって、子どもの教育を行っています。また、豊かな心を育むため、道徳教育の充実に努めます。

その他、保健体育授業の充実や安全でおいしい給食の提供、多様な行事やクラブ活動の展開など、児童・生徒の体力向上と豊かな心を育む取り組みを推進しています。

学校運営に関しては、各学校において学校評価制度を導入し、課題を次年度への取り組みに活かしています。

また、各学校において、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進します。「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、「地域でどのような子どもを育てたいか」、「何を実現していくか」という目標やビジョンを地域と学校が共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を目指しています。

事業名称	事業内容	担当課
基礎学力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎学力向上の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇学習指導要領の改訂に伴う授業時数の増加やカリキュラムの増加・変更について、適正かつ計画的に対応する。</li> <li>◇全国学力・学習状況調査結果を分析・村民へ公表し、各学校で改善計画を作成するとともに、計画実行による学力の向上を図る。</li> <li>◇学級の少人数化について、国・道へ引き続き働きかけを行う。</li> <li>◇村内研究大会、地域への授業公開等を継続して実施していく。</li> <li>◇国が推進するGIGAスクール構想に則り、今後も1人1台のタブレットを支給し、デジタル教育を推進する。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な学習の時間の継続実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域や民間企業等の協力を得ながら、農作業体験や職業体験活動を実施し、時には講師になってもらうなど、学校・保護者・地域が一体となって教育力の向上を心がける。</li> <li>◇地域のお祭り等を通じて、ふるさとを愛する心を育てる郷土教育を充実させる。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
心と身体づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体育授業・体育行事、部活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇体育授業や行事、部活動の充実に引き続き取り組む。</li> <li>◇教師（顧問）以外の講師の充実について引き続き検討する。</li> <li>◇部活動改革（地域移行）に関する検討を進めていく。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (学校教育係) (社会教育係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道徳教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇豊かな心を育むため、道徳教育の充実に引き続き取り組む。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運動の不得手な児童の心と身体づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇健全な遊びを通じた体力づくりができる場、居場所づくりとして社会教育施設を提供する。</li> <li>◇夏・冬休みにおける講座の開催や、太鼓・バトン等の自主活動への参加を促す。</li> <li>◇少年団の育成・指導への支援助成を引き続き検討する。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (社会教育係)
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●性教育の継続実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇性教育は小学生から必要な教育であり、今後も各学校において養護教諭との連携のもと、取り組みを継続していく。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信頼できる学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇各学校において、学校評価制度を継続し、教育環境と教育内容の充実に努める。</li> <li>◇各学校において、学校運営の評価・改善を行い、地域に開かれた学校を目指す。</li> <li>◇各学校の「学校運営協議会」や「みんなの学校応援団」を中心として、コミュニティ・スクール活動を推進し、社会に開かれた学校づくりを推進する。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (学校教育係) (社会教育係)

## (2) 幼・保・小の連携

### 【現状と課題】

村内には、幼稚園と認定こども園があり、それぞれを研修の場や各教職員の間の意見交換の場として活用しており、互いに連携を深めています。

また、更別小学校区では、小学校と幼稚園、認定こども園の三者間で定期的な子どもたちの交流、職員の研修を実施しており、上更別小学校区では、認定こども園・小学校合同の運動会と発表会を開催しています。

今後も、連携を通じた幼児教育と小学校教育双方の質の向上や、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れるためにも、小学校、幼稚園、認定こども園の連携を継続して推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
幼・保・小の連携	<ul style="list-style-type: none"><li>●幼・保・小の連携体制の強化<ul style="list-style-type: none"><li>◇小学校、幼稚園、認定こども園間での情報提供や連携を図っていく。</li><li>◇更別小学校区において、小学校と幼稚園、認定こども園の三者間での子どもたちの交流や職員の研修を定期的実施していく。</li><li>◇上更別小学校区において、認定こども園・小学校合同の運動会や発表会を継続して実施していく。</li></ul></li></ul>	教育委員会 (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)

## (3) 有害環境対策

### 【現状と課題】

有害図書に加え、近年では、スマートフォン等の普及によりインターネットメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについて、子どもたちへ対する悪影響が懸念され、SNSに起因する被害が問題となっています。

本村には有害図書の自動販売機は設置されていませんが、防犯巡回時に設置状況を確認しています。設置がある場合には、十勝総合振興局保健環境部保健行政室（帯広保健所）と連携して調査・対応を行うこととなっています。また、小学校のうちから情報教育を推進し、中学校においてはスマホ・ケータイ安全教室も開催し、被害者のみならず、加害者にもならないような教育を実施しています。

今後も、書店などで販売されている性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌やDVDなどについて、子どもたちへの販売を自粛するように販売店に協力を要請し、各学校においても情報教育を引き続き実施するなど、有害な環境の浄化に向けて取り組んでいく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
有害環境の浄化・ 情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有害図書対策の推進</li> <li>◇有害図書の自動販売機の設置がある場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室（帯広保健所）と連携して調査を行う。</li> <li>◇成人向け図書を販売する店舗等に対し、購入時の年齢確認などを徹底するよう呼びかける。</li> <li>◇必要に応じて、教育委員会（図書室）へも情報提供を行う</li> </ul>	住民生活課 （住民生活係） 教育委員会 （学校教育係）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報教育の推進</li> <li>◇被害に遭わないことはもちろん、加害者にもならないように情報教育を実施していく。</li> </ul>	住民生活課 （住民生活係） 教育委員会 （学校教育係）

## 2 家庭や地域の教育力の向上

### （1） 家庭教育

#### 【現状と課題】

少子化や核家族化、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などを背景に、子どもへの接し方や教育の仕方がわからない、しつけや子育てに自信がない、過保護や過干渉、ネグレクトなど、家庭の教育力の低下が懸念されています。また、妊娠期から学齢期以降までの育児期にわたる切れ目のない支援の充実に向けて、関係機関が連携して、支援が必要な子どもや家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図りつつ、家庭教育支援を充実させることが必要です。

本村では、家庭の教育力の向上を子育て支援の一環としてとらえ、村主催の育児講演会や子育て講座の開催、親子のきずなの楽しさ、確かさを肌で感じてもらうためにどんぐり健康マラソン大会、おやこスケート教室等を実施しています。

また、平成20年度より「更別村教育の日」を制定し、毎年2月第3日曜日をシンボルデーとして「更別村の教育を考える村民集会」を開催し、村全体で子どもたちを育成する意識の向上に努めています。

今後も、親が子育てについて学ぶ機会の充実が必要であり、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実や子育てネットワークづくりの推進、親子の共同体験の機会の充実、父親の参加促進など、各分野が連携しながら家庭の教育力の向上を支援していく必要があります。また、孤立しがちであり、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭や親子に対する支援を強化することを視野に入れていきます。

事業名称	事業内容	担当課
親子教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親子参加の場の拡充</li> <li>◇どんぐり健康マラソン大会、おやこスケート教室を継続して開催していく。</li> <li>◇育児講演会、子育て講座等を継続して実施し、家庭の教育力向上を目指す。</li> <li>◇こども家庭センターを軸として切れ目のない支援体制を引き続き構築していく。</li> </ul>	教育委員会 （社会教育係） 子育て応援課 （母子保健係） （子育て応援係）

事業名称	事業内容	担当課
子育てネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てネットワークづくりの推進</li> <li>◇社会福祉協議会やボランティアセンター、子育てサークル等の取組による子育てネットワークづくりを推進する。</li> <li>◇孤立しがちな家庭に対して、支援を強化していく。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
家庭、地域学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭、地域、学校等との連携体制の強化</li> <li>◇学校・家庭・地域の連携をより密にし、開かれた学校づくりを推進していく。</li> <li>◇今後も村民参観日の実施や学校だよりを全戸に配布する。</li> <li>◇「更別村教育の日」を活用して、村全体で子どもたちを育成する意識の高揚を図る。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係) (社会教育係)

## (2) 地域の教育力

### 【現状と課題】

地域の教育力の向上に関する取り組みとしては、子ども会活動やスポーツ少年団活動があり異年齢間の交流や活動を通して、青少年の健全育成に寄与しています。

また、村外活動としては、夏休みを利用して、小学校5、6年生を対象とした友好姉妹都市の東松島市との「海と大地子ども交流事業」などを実施しています。

本計画策定のためのアンケート調査によると、子育てをする上で、近所や地域に望むことは、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」という回答が多くなっており、地域住民の子育てへの積極的な関わりが期待されています。

今後も、子どもたちが多様な学習・体験を通じて多くのことを学び、地域の文化や伝統、地域が抱える問題などに関心を持つように、地域活動の活性化を図るとともに、地域に住むすべての人が子どもたちに関心を持ち、教育力のあふれる地域コミュニティとなるように目指していくことが大切です。また、各学校において、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進します。

事業名称	事業内容	担当課
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動の充実</li> <li>◇地域活動やボランティア活動など、子どもたちが様々な体験を通じて多くを学んでいけるように、地域子ども会やスポーツ少年団活動に対して助成を行い、支援を継続する。</li> <li>◇夏休み、冬休みにおける夢ん子工作教室など、各種講座を継続して開催していく。</li> </ul>	教育委員会 (社会教育係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交流の場の拡充</li> <li>◇村内活動については、学校を通じた活動、子ども同士が交流のできる地域づくりに努める。</li> <li>◇東松島市との交流を深めていく。</li> </ul>	教育委員会 (社会教育係)

事業名称	事業内容	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の教育力の向上</li> <li>◇家庭教育学級の活動助成等を継続して実施していく。</li> <li>◇「更別村こども夢基金」（平成19年創設）を活用し、子どもの健全育成に関わる事業について助成を行っていく。（平成30年度に対象範囲を拡大）</li> <li>◇各学校の「学校運営協議会」や「みんなの学校応援団」を中心として、コミュニティ・スクール活動を推進し、社会に開かれた学校づくりを推進する。（再掲）</li> </ul>	教育委員会 （学校教育係） （社会教育係）

### （3） 読書指導

#### 【現状と課題】

乳幼児においては、平成16年度より1歳6ヶ月・3歳児健康診査時（平成29年度より育児学級開催時）に絵本を配り、その場で更別村地域子育て支援センター保育士が読み聞かせを行うブックスタート事業を開始しています。また、更別村地域子育て支援センター事業として、絵本の貸出も開始し、あわせて、読み聞かせグループ「お話を楽しむ会 おひさま」による絵本の読み聞かせを実施しています。

村図書室は改善センター内にあり、水～月曜日に開館しており、多くの小学生が平日に訪れています。図書室においても、移動図書館や図書室だよりの発行など、児童・保護者が本に興味を持てるよう工夫しており、幼少期から本に親しみ、豊かな心を養うことができるように、より充実した事業展開が必要となっています。

事業名称	事業内容	担当課
読書指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●読書指導の充実</li> <li>◇更別村地域子育て支援センターにおけるブックスタート事業を育児学級の場で継続して実施していく。</li> <li>◇「お話を楽しむ会 おひさま」による絵本の読み聞かせの取り組みを継続して実施し、情報提供も実施していく。</li> <li>◇幼稚園、認定こども園、小学校においても、本の楽しさ、大切さを知ってもらい、教育力の向上へつなげるため、読み聞かせや朝読書、図書の貸出や新聞の設置に努める。</li> <li>◇村図書室における移動図書館や図書室だよりの発行も継続実施していく。</li> </ul>	教育委員会 （社会教育係） 子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係）

## 3 児童の居場所づくり、児童健全育成

### （1） 児童の居場所づくり

#### 【現状と課題】

本村には、子どもたちが放課後などに利用でき、安全に安心して過ごせる場所として、学童保育所（放課後児童クラブ）や上更別こどもセンター、村図書室があるほか、トレーニングセンターの多目的ルーム及びプレイルームを子どもたちの居場所として開放しています。

また、各学校においても、学校教育活動の支障のない範囲で体育館・グラウンドなどを開放

しています。

さらに、児童の健全育成及び中札内村との広域連携事業の一環として、青少年劇場を開催しています。

子ども同士の遊びや運動は、社会性や協調性を育み、自立心や仲間意識の形成にもつながるため、今後も子どもたちの遊びや活動の場・機会の充実に努めていく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
児童の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童の居場所づくりの充実</li> <li>◇学童保育所（放課後児童クラブ）や上更別子どもセンターを継続して実施していきます。</li> <li>◇既存施設を活用した子どもの居場所づくりとしてトレーニングセンターの多目的ルームやプレイルーム、改善センターのロビーの開放を継続して実施していく。</li> </ul>	教育委員会 （社会教育係） 子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係）
学校開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校開放の継続実施</li> <li>◇各学校の体育館・グラウンド等の開放を継続して実施していく。</li> </ul>	教育委員会 （社会教育係）
学校の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の活用</li> <li>◇教育委員会の事業として、今後も青少年劇場（芸術鑑賞）を行う時は学校を利用するなど、学校と連携して学校施設の活用を進めていく。</li> </ul>	教育委員会 （社会教育係）

## （２） 児童・生徒の健全育成

### 【現状と課題】

児童・生徒の非行防止や問題行動、不登校、引きこもりなどへの対応については、各学校において対応しているほか、教育委員会でも随時、実態の把握や防止についての対策を検討しています。

また、不登校や引きこもりなどについては、保健師や発達支援相談員、スクールカウンセラーや専門機関とも連携を図り、個別の対応を図っています。

その他にも、児童・生徒の健全育成を目標とした指導を行政、教育委員会、学校、認定こども園・幼稚園がそれぞれに行っており、更別村要保護児童対策地域協議会を中心として対応の方策を考え、場合によっては個別ケース検討会議を開催して、対応を協議します。

事業名称	事業内容	担当課
児童・生徒の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童健全育成のための推進体制の整備</li> <li>◇更別村要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童の健全育成のための方策を検討し、場合によっては個別ケース検討会議によって方策を協議していきます。</li> </ul>	子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係） 教育委員会 （学校教育係）

事業名称	事業内容	担当課
	<p>●非行防止・問題行動への対応の充実</p> <p>◇各学校での取り組みや学校、家庭、地域との協力体制を強化し、対応していく。</p> <p>◇非行防止、問題行動等の問題に取り組んでおり、今後も継続して実施していく。</p> <p>◇更別中央中学校を拠点校として、スクールカウンセラーを配置し、小学校へも派遣を行い、不登校児童生徒に対してカウンセリング等を行う。</p>	<p>教育委員会 (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)</p>
	<p>●不登校・引きこもり対策の推進</p> <p>◇不登校・引きこもりは、短期的には改善されるものではないため、地道に学校、保健師、関係機関との連携の下に、長期的な視点に立った取り組みを進めていく。</p>	<p>教育委員会 (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)</p>

## 4 親子が健康に過ごせるための支援の充実

### (1) 母子保健事業

#### 【現状と課題】

子どもと母親の健康を確保・増進するため、母子保健では、妊婦や乳幼児を対象とした保健師、助産師、発達支援相談員、管理栄養士等による健康診査、家庭訪問、健康教育、健康相談などを行っています。

本村では、平成19年度から不妊治療の助成を行っているほか、平成21年度には、妊婦一般健康診査の受診券の交付が5回から14回となり、全妊婦に対して超音波受診券を交付するなど、妊産婦保健の充実に努めています。また、精密検査の助成も行っています。

一方、乳幼児については、毎年、健康診査受診率が90～100%の高い受診率を示しており、歯科検診については歯科通院の乳幼児もいるため、50%台の受診率となっていますが、指定管理者の医療法人と連携し、歯科検診の受診勧奨を行います。

また、健康診査のみならず、保健相談・栄養相談や家庭訪問、継続観察児への支援なども行い、子どもや母親の健康の確保に努めています。

今後も、各種保健事業の実施方法についての検討や工夫をしながら、参加促進を図り、母子の健康づくりに向けて、引き続ききめ細やかな対応を行っていく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関委託健康診査（妊婦）の継続実施</li> <li>◇窓口負担なしによる助成方式により、受診しやすい環境づくりに努めており、今後も受診を勧奨し、妊婦の健康の確保に努める。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種乳幼児健康診査の継続実施</li> <li>◇子どもの成長・発達の確認の場として有効活用してもらえるよう、未受診者対策を徹底し、受診率向上を目指し、今後も継続して実施していく。</li> <li>◇要支援児・要支援家庭の早期発見・育児支援の場としての機能を高めていく。</li> <li>◇診療所医師と協力し、乳幼児健康診査における要精密検査の対象を明確にしていく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
幼児歯科検診・フッ素塗布事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼児歯科検診・フッ素塗布事業の継続実施</li> <li>◇受診率向上を目指して、歯科診療所と連携し、受診勧奨を行う。</li> <li>◇幼児歯科検診結果の集計・分析を行い、有効活用していく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
妊産婦・新生児訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●助産師、保健師による妊産婦・新生児訪問指導の継続実施</li> <li>◇出生児訪問については、なるべく新生児期に訪問し、早期支援に努める。</li> <li>◇妊産婦訪問は、母子手帳交付時から要支援家庭の早期発見に努め、初産・経産に関わらず積極的に訪問し、必要な支援の実施と関係機関との支援体制の整備を行う。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)

事業名称	事業内容	担当課
家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭訪問の継続実施</li> <li>◇医療機関、各地域子育て支援センター、児童相談所、むうく等の関係機関と協力・調整しながら継続実施していく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
要継続指導児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要継続指導児への継続支援</li> <li>◇困難ケースについては、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との情報共有や支援体制の整備により、スムーズに連携・対応していく。</li> <li>◇要継続指導児も増加傾向にあり、問題も複雑・多様化しているため、今後も関係機関と協力・調整しあいながら対応していく。</li> <li>◇発達の良い子、療育的配慮の必要な子の受け皿・支援システムの構築を目指す。</li> <li>◇発達支援相談員による相談体制を継続して実施する。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
母親学級・両親学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母親学級・両親学級の継続実施</li> <li>◇母親学級については、積極的に経妊婦の参加を促し、初妊婦との交流を推進するなど、対象者のニーズに合わせた内容・方法を検討し、継続して実施していく。</li> <li>◇両親学級は定着しつつあり、対象者のニーズに合わせた実施内容等を検討しながら継続実施していく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
育児学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児学級の継続実施</li> <li>◇今後も参加者確保に向けた対策を講じるとともに対象者のニーズに合わせた内容を工夫・検討しながら継続して実施していく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
不妊治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不妊治療への継続支援</li> <li>◇今後も継続して実施、不妊治療の支援に努める。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)

## (2) 学校保健

### 【現状と課題】

学校保健については、健康診断などの保健管理活動と、保健体育科などの教科を通じ、子どもたちの心身の健康増進に努めています。

また、各学校においては、養護教諭が中核となって、健康相談活動や多様化する健康課題に対処しています。

今後も児童・生徒の健全育成のため、各学校での取り組みを中心に、相互に連携を深めながら、子どもの心身の健康の保持増進に努めていく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
学校保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校保健の充実</li> <li>◇学校薬剤師による照度検査や保健室布団のダニ検査を実施していく。</li> <li>◇今後も児童生徒の健全育成のため、各学校での取り組みを中心に活動していく。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)

## 5 子どもの権利の意識啓発

### 【現状と課題】

子どもが心身共に健やかに育ち、自立していくためには、その最善の利益を考慮するとともに、子どもが基本的人権を有する社会の一員として認識し、自分らしく育つ権利を保障し、確保していく必要があります。

しかしながら、全国において児童虐待が発生し死亡に至ってしまう事例やいじめ、体罰などの問題に見られるように、子どもを取り巻く環境は深刻な状況にあります。

こうした状況に対して、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、大人たちが未来を担う子どもたち一人ひとりの権利を尊重するとともに、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し行動することが求められています。

本村においても、子どもの権利を尊重する意識を高めるため、こども家庭センターや乳児健診、各地域の子育て支援センター、幼稚園、認定こども園、学校等を通じて体罰によらない子育ての普及や児童の権利に関する条約の周知徹底、研修会・イベントなどを通じて、人権意識の高揚や児童福祉の理念の周知を図っていく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
子どもの権利に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権意識の高揚</li> <li>◇様々な人権問題の正しい理解と認識を深めるため、広報紙、啓発パンフレット等による相談窓口や相談ダイヤル等を周知するなど啓発を継続して実施する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「子どもの権利」の周知</li> <li>◇「児童福祉週間」の取り組みの周知や啓発資料の配布、公共施設等における人権パネルの展示等により、「児童憲章」や「子どもの権利条約」の周知を図る。</li> <li>◇こども家庭センターや乳児健診、各地域の子育て支援センター、幼稚園、認定こども園、学校等を通じて体罰によらない子育ての普及を図る。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育の充実</li> <li>◇幼稚園、認定こども園、学校などにおける人権教育を推進する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)

## 視点2

## 次代の親づくりという視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在であるため、豊かな人間性を形成し、自立していけるよう長期的な視点に立った取り組みを行っていきます。

### 1 子どもを生き育てる意義の教育・啓発

#### 【現状と課題】

子どもを生き育てることに関心を持ち、そして、更別村で暮らし続けたいという意識を醸成していくことは、本村の重要な課題です。

本村では、各地域の子育て支援センターにおいて、中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験の実施をはじめ、中学校の授業の中で、各地域の子育て支援センターに通う乳児とその母親との交流や、「どんぐり健康マラソン大会」、「おやこスケート教室」など、幼児とのふれあいを深めるイベントを実施しています。

しかし、これらの機会以外に自分のきょうだい以外の子に触れ合う機会が少ないのが現状です。

このため、今後も児童・生徒が子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、認定こども園や幼稚園との交流機会の充実をはじめ、乳幼児とふれあう機会・場が広がるように努めていくことが大切です。

事業名称	事業内容	担当課
次世代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>●乳幼児とのふれあいの機会の拡充</li><li>◇どんぐり健康マラソン大会やおやこスケート教室等のイベントを継続して実施していく。</li><li>◇各地域の子育て支援センターにおける、中学生や高校生と乳幼児のふれあい体験事業を継続して実施していく。</li><li>◇中学校、高校と幼稚園や認定こども園との交流の活発化を図る。</li></ul>	教育委員会 (社会教育係) (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)

### 2 世代間交流の促進

#### (1) 世代間交流

#### 【現状と課題】

本村の子どものいる世帯の同居比率は、全国の水準と比較してやや高い程度で、近年では核家族化が急速に進んでおり、異年齢、異年代との交流機会も減少しつつあります。

本村では、幼・保・小・中・高の各機関における交流や高齢者運動会への園児の参加など、様々な世代間交流を実施しています。子どもたちと高齢者などとの交流は、子どもたちの豊かな心を育むとともに、高齢者の生きがいづくりにも寄与します。

今後も、子どもたちの健全育成の一環として、子ども同士の異年齢交流や高齢者などとの世代間交流を推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世代間交流の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇幼・保・小・中・高やJA青年部等それぞれの機関において世代間交流を継続して実施していく。</li> <li>◇高齢者運動会への園児の参加や末広学級、元気の里さらべつとの交流、シルバーハウジング交流、支援ハウス交流、デイサービス交流、いきいき健康クラブとの交流など、高齢者と子どもたちの交流を継続して実施していく。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (社会教育係・ 学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)

### 3 思春期保健対策の充実

#### 【現状と課題】

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、体や心の健康の問題が生涯にわたって影響することも指摘されています。

また、社会環境の変化も重なり、思春期の子どもを取り巻く環境は大きく変化し、SNS等によるトラブル、たばこやお酒の問題、性の問題、薬物使用の問題なども身近な問題となってきます。

さらに、精神的にも不安定になりやすい時期であり、不満やストレス、不登校などの問題行動に結びつくこともあり、適切な対応が求められます。

このため、思春期における成長の特徴、正しい生活習慣確立の必要性について、子どもだけでなく大人も含めて、知識の普及・啓発に努める必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
思春期保健対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●思春期保健対策の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇各小中学校において、養護教諭を中心とした指導や教育相談を実施し、引き続き思春期保健対策を実施していく。</li> <li>◇必要に応じて外部講師を招聘したり、スクールカウンセラーを保健指導の場で活用したりしていく。</li> <li>◇健康日本21を基に策定している更別村第3次健康増進計画「どんどん元気さらべつ」により取り組みを継続して実施していく。</li> <li>◇喫煙・飲酒・薬物等の身体への悪影響について、子どもたちの理解が深まるようにする。</li> </ul> </li> </ul>	保健福祉課 (保健推進係) 子育て応援課 (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係)

### 視点3

### 社会全体による支援の視点

子ども・子育て支援事業は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、国及び道、更別村、関係機関、地域社会など社会全体の協力のもと、安心して生み育てることのできる環境づくりに努めます。

## 1 子育て支援サービスの充実

### (1) 相談体制の充実

#### 【現状と課題】

子育てに関する相談支援として、更別村こども家庭センターや更別村地域子育て支援センター、上更別地域子育て支援センターにおいて、相談事業を実施しているほか、乳幼児の健康相談や妊産婦に対しても、定期健康相談日や母子健康手帳交付時などにおいて相談に対応しています。また、更別村こども家庭センターでは、保健師に加えて、助産師・発達支援相談員を配置しているため、より専門的な相談ができるようになっていきます。本計画策定のためのアンケート調査では、相談相手は「祖父母等の親族」、「知人、友人」などの身近な人が多くなっていますが、「地域子育て支援センター」などの相談機関も多くなっています。

また、子育てについての相談相手・相談場所に希望することは、「身近な地域で気軽に相談できる場所」と「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会づくり」が特に望まれています。

このため、専門職員による相談窓口のさらなる活用促進を図るとともに、親同士の相談・情報交換の機会の拡充を推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
相談体制の充実	<b>●相談機能の強化</b> ◇広報・ホームページによる相談窓口の周知と活用促進を図るとともに、相談支援に関わる関係機関の連携強化に努める。 ◇相談窓口のさらなる活用促進や親同士の相互の相談・情報交換の機会の拡充に努める。	子育て応援課 (子育て応援係)
	<b>●健康相談・子育て相談の継続実施</b> ◇今後も関係機関と調整、協力しながら、多様化する相談に的確に対応していく。 ◇こども家庭センターや各地区の地域子育て支援センターでの相談を継続して実施していく。	子育て応援課 (母子保健係) (子育て応援係)
	<b>●妊婦健康相談の継続実施</b> ◇母子保健手帳交付時の個別相談でアンケートを実施し、ハイリスク妊婦・家庭の早期発見・早期介入に努めながら、継続して実施していく。 ◇住民生活課と連携しながら転入者への制度周知を図る。	子育て応援課 (母子保健係)

(2) 交流の場・機会

【現状と課題】

村では、妊産婦や子ども同士の交流・情報交換の場として、「母親学級」や「各種料理教室」、「ころころ一む」の開催や、地域子育て支援センター事業として「遊ぼう会」を実施しています。平成 30 年度からは助産師を配置したことでより専門的な見地から相談ができるようになりました。

一方、育児講演会としては、村主催の育児講演会を毎年開催しています。

なお、本村では人口規模が少ないこともあり、また、近年では他市町村から移住してくる子育て世代の方もいることから、子育てをする者同士、子ども同士が日常生活の中で交流する機会は限られ、保護者の育児不安や孤独感などにつながる懸念されています。このため、子育てをする者同士、子ども同士の交流の場・機会、育児講演会などのさらなる充実を図り、子育てに関する不安や負担の緩和、解消を図っていくことが重要となっています。

事業名称	事業内容	担当課
交流の場・機会	<p>●交流の場・機会の拡充</p> <p>◇「母親学級」や「各種料理教室」、「ころころ一む」は、妊産婦や子ども同士の交流・情報交換の機会として、今後も継続していく。また、若年妊婦が主体的にお産に臨めるように支援する機会として、赤ちゃんや先輩ママとの交流機会としても活用していく。</p> <p>◇更別村地域子育て支援センターが主催する「遊ぼう会」や上更別地域子育て支援センターが主催する「親子交流会」を継続して実施していく。</p>	子育て応援課 (母子保健係) (子育て応援係)
子育てに関する学習会	<p>●育児講演会の継続開催及び参加促進</p> <p>◇子育て応援課（母子保健係）主催による育児講演会については、今後も地域の現状やニーズに即した講演会となるよう、内容や講師等を検討しつつ、継続して実施していく。</p> <p>◇児童福祉週間の取り組みを継続実施するとともに、多くの子育て家庭が参加するように、周知方法を検討する。</p>	子育て応援課 (母子保健係) (子育て応援係)

### (3) 情報提供の充実

#### 【現状と課題】

子育て支援に関する情報提供については、村ホームページでの各種制度や各種健康診査、福祉サービスなどの情報の掲載をはじめ、村のカレンダー（行政・情報案内欄）における保健推進事業の行事予定の掲載、更別村地域子育て支援センター発行「どんぐり通信」全戸配布など、様々な手段による情報提供を行っています。

また、転入者に対しても住民生活課窓口で妊娠期から幼児期までのこども家庭センターで実施している事業をまとめた資料を配布するなど、すべての子育て家庭に情報が行き渡るように努めています。

これからも継続して、広報・ホームページの子育て支援に関わる情報の内容充実を図るとともに、子育てに関する情報の一元化やタイムリーで分かりやすい情報提供を推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
情報提供の充実	<p>●情報提供の充実</p> <p>◇保健福祉事業の広報への掲載や保健推進事業の放送での周知、子育て事業年間予定カレンダーの作成、出生児訪問や転入者への情報提供等の取り組みを継続して実施するとともに、タイムリーでわかりやすい情報提供に努める。</p>	子育て応援課 (母子保健係)
	<p>●情報提供の充実</p> <p>◇更別村地域子育て支援センター発行「どんぐり通信」を年7回全戸配布する。</p> <p>◇上更別地域子育て支援センター発行「c.o.t.o.r.iだより」を毎月発行する。</p>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
	<p>●子育て支援ホームページの拡充</p> <p>◇村ホームページにおいて、子育て支援サイトの継続的な更新を行っていく。</p> <p>◇更別村子育て応援ガイドの普及周知を図る。</p>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)

### (4) その他の子育て支援サービス

#### 【現状と課題】

本村では、各地域子育て支援センターの開設や学童保育所（放課後児童クラブ）の設置、また、月48時間以上のパート勤務者についても認定こども園で受け入れを行うなど、地域住民のニーズや地域の実情を踏まえたサービスの実施に努めてきました。

しかし、本計画策定のためのアンケート調査において、各地域子育て支援センター等の利用率が約21%と伸びていないことや、また、同調査では、低学年時の「学童保育所（放課後児童クラブ）」に対するニーズが63.6%と高いことがうかがえました。

このため、各地域子育て支援センターの利用促進や放課後児童対策の充実を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援する子育て支援サービスの充実に努めていく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
子育て支援サービス全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援サービスの充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇様々な子育て支援サービスについて随時検討し、地域の実情や住民ニーズに即したサービス提供に努める。</li> <li>◇すべての子育て家庭が公平にサービスを利用できるように、サービスの周知や利用者意識の向上を図る。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
放課後児童クラブ (学童保育所)・上 更別こどもセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学童保育所(放課後児童クラブ)の受け入れ体制の拡充検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ニーズを踏まえて利用時間延長を検討し、利用しやすい施設運営に努める。</li> <li>◇学童保育所(こどもの森)の稼働により学童スペースを拡充したことから、利用希望者が待機することなく利用できるよう、受け入れ体制の構築に努める。</li> <li>◇上更別小学校区においてはこども園内の上更別こどもセンターによる放課後児童の受け入れを実施していく。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
各地域子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域子育て支援センターの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の子育て支援拠点として浸透してきており、今後も様々な事業を展開することにより、さらなる利用促進を図る。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
子育て支援用具貸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援用具貸出の実施体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇既存用具の更新を検討する。</li> <li>◇事業の拡大を図るためニーズ調査を実施し、新規用具の貸出や地域で不用となった用具を利活用するべく、そのような用具の貸出ができるような制度づくりをする。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定保育事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇現在、認定こども園どんぐり保育園、認定こども園上更別幼稚園において一時保育事業を実施しており、今後も継続して実施する。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファミリー・サポート事業の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇現在、一時保育事業で対応しているが、事業の実施について検討する。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動事業の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇イベント等でのボランティアを活用した事業について検討する。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇医療費の助成について継続して実施していく。</li> </ul> </li> </ul>	保健福祉課 (国保介護係)

## 2 保育サービスの充実

### 【現状と課題】

村の乳幼児保育を担う施設としては、認定こども園どんぐり保育園と更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園の3園があります。認定こども園どんぐり保育園では、現在、延長保育や一時保育、障がい児の受け入れなどを実施しているほか、更別村地域子育て支援センターや学童保育所を併設し、村の保育サービスを担う拠点となっています。また、更別幼稚園は朝・夕の特別保育や午後の延長保育を実施、認定こども園上更別幼稚園では、上記の特色を併せた保育を実施するなど、保育サービスの充実に努めています。

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の保育料が無償（0～2歳児は生活保護及び住民税非課税世帯が無償）、さらに預かり保育事業は上限額はあるものの3歳以上は無償（0～2歳児は生活保護及び住民税非課税世帯が無償）となり、更別村では、既存の多子世帯保育料軽減事業と併せると、実質0～2歳の第1子のみを徴収する制度となっております。また第1子については保育料軽減事業を実施しており、保育料を半額としております。

今後も、保護者のニーズや地域の実情を踏まえながら、保育サービスの内容の充実と質的向上に努めていく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育サービスの質的向上</li> <li>◇保育内容の充実の検討を行い、更別、上更別地区両方でサービスの質的向上に努める。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
一時保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時保育の継続実施</li> <li>◇更別村地域子育て支援センター及び上更別地域子育て支援センターで、継続して実施していく。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●延長保育の継続実施</li> <li>◇認定こども園どんぐり保育園では18:30～19:00までの30分間延長保育を実施しており、今後も継続して実施していく。</li> <li>◇更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園の朝夕の保育及び午後保育を継続して実施していく。</li> <li>◇幼稚園の夏季休業中の保育についても、利用意向を把握した上で、実施していく。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
緊急保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急保育の実施</li> <li>◇災害等の緊急時に、保護者の希望があれば緊急保育として受け入れを実施していく。(地域子育て支援センターでの一時保育事業、幼稚園での延長保育・特別保育の中で対応)</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
託児サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●託児サービスの継続実施</li> <li>◇講演会等の行事の際には、託児場所を確保し、できるだけ託児を行う体制に努める。</li> <li>◇社会福祉協議会ボランティアセンターによる託児ボランティアを活用していく。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)

事業名称	事業内容	担当課
サービス情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス情報の提供の継続</li> <li>◇内容等の充実に努めながら、どんぐり通信及び上更別地域子育て支援センター便りの発行を継続実施していく。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「更別村子育て応援ガイド」</li> <li>◇保育サービス情報についてまとめたものを作成し、子育て世代に配布・周知する。また、ホームページへも掲載し、随時情報を更新していく。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)

### 3 地域における子育て支援のネットワークづくり

#### (1) 子育てネットワークづくりと育成支援

##### 【現状と課題】

本村では、更別村こども家庭センターにおいて、子育てサークルの育成やサークル団体の活動を支援していますが、センターを利用していない方にとってはどのような活動をしているかわからない状況であったり、サークル数が少なく、ネットワーク体制の確立が図れないのが現状です。

このため、子育てサークルの育成や活動支援を図るとともに、サークル情報の発信を強化し、子育てサークルの輪が広がる取り組みを推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
子育てネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てネットワークづくりの促進</li> <li>◇子育てサークルの育成を推進し、子育てサークルのネットワーク化を推進する。</li> <li>◇保健、医療、福祉、教育など、子育て支援に関わる関係機関の連携強化を図る。</li> <li>◇地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを進めるため、地域住民の子育てに関する意識啓発等を進める。</li> <li>◇子育てネットワークの場として更別村子育て委員会の定期的な開催を実施していく。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
子育てサークル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てサークルの育成・支援</li> <li>◇更別村地域子育て支援センターにおいて、子育てサークルの育成を推進する。</li> <li>◇各サークルが自主的な組織として活発な活動ができるよう支援を継続する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)

## 4 小児医療の充実

### 【現状と課題】

村の医療体制充実の取り組みの一つとして小児医療の充実にも努めており、更別村国民健康保険診療所では医療法人との連携による小児医療の充実に努めています。

また、利用しやすい環境づくりとして、ロビーにフリースペースや授乳室を完備し、未就学児は優先的に診察したり、夜間・休日の急病患者にも対応するなど親しみやすい診療環境づくりに努めています。

さらに、消防署と実施している小児救急法講習会や「どんぐり通信」における誌面での医師の子育て教室も実施しており、子どもの健やかな成長を支える様々な取り組みを推進しています。

今後も広域医療圏での医療機関との連携を密にし、地域に根差した診療に心がけるとともに、村全体の医療のさらなる充実を図っていくことが必要です。

事業名称	事業内容	担当課
小児医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小児医療体制の充実</li> <li>◇今後も小児医療体制の充実に向けて、道、近隣市町村、関係機関と連携を図っていく。</li> <li>◇退院後のフォローが必要な児童に対し、訪問等の対応も実施していく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係) 診療所
小児救急法講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防署への依頼により実施する小児救急法講習会の継続開催</li> <li>◇「ころころるーむ」と共同で開催し、就学前児童を養育している親、祖父母等の参加を呼びかけ、継続して実施していく。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
医師による子育て教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師による子育て教室の継続開催</li> <li>◇更別村地域子育て支援センター発行の「どんぐり通信」で医師による子育て教室を継続して掲載していく。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)

## 5 食育への取り組みの推進

### 【現状と課題】

子どもの食生活については保護者の関心は高いものの、最近はライフスタイルや食生活の変化に伴い、食の安全や食生活の乱れなどの問題が指摘されています。

本村では、食育プランや地産地消促進計画の策定により地産地消の取り組みを進めているほか、離乳食教室や親子料理教室、子ども自身が調理する料理教室などを開催し、保護者や子どもたちに食や栄養の大切さを学べる場をつくることに努めています。

食生活の乱れは、子どもの成長・健康への影響はもちろん、心にも大きな影響を及ぼし、問題行動との関連性も指摘されており、食の指導への取り組みは重要な課題となっています。

「第4次更別村食育推進計画（どんぐり村の食育プラン）」、「地産地消促進計画」などの各種計画に基づく継続的な食育指導の実施が必要となっています。

事業名称	事業内容	担当課
離乳食の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●離乳食教室の継続実施</li> <li>◇離乳食教室を継続実施し、授乳期から乳児及び母親に関わり、現状を把握しながら、適切に離乳が進むように支援していく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
親子料理教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親子料理教室の継続実施</li> <li>◇継続して実施し、参加者の声を参考にしながら、内容の充実に努め、幼児期から親子で食に触れる場とする。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
こども料理教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども料理教室の継続実施</li> <li>◇料理を中心に、こどもの年齢に合わせた食育を取り入れていく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
妊産婦の食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊産婦への食育の推進</li> <li>◇妊娠中は母親学級、後期妊婦相談を中心に、出産後は離乳食教室、乳児検診等を通して、適切な食生活の普及啓発を行う。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
各学校での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食育の推進</li> <li>◇各学校における「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭による給食指導や作物の栽培体験学習や収穫、調理を通じて、食物に関する理解や感謝の気持ちを深める。</li> <li>◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食育の推進</li> <li>◇年間カリキュラムに位置づけられており、食に関する教育を保育の中に取り入れている。</li> <li>◇カリキュラム 春－農協青年部との種まき、夏－水やり、草とり、秋－農協青年部との収穫及び親子クッキング</li> <li>◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
認定こども園どんぐり保育園での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食育の促進</li> <li>◇保育計画の“食育”に基づき、食育の促進を行っている。</li> <li>◇2歳児からのクッキング活動</li> <li>◇食育を促す行事づくり（年長児親子お誕生会、クリスマス会等）</li> <li>◇食育情報の提供、啓蒙</li> <li>◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
食育のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食育のPR</li> <li>◇家庭でも食育が充実できるよう、掲示物や配布物を通じて食育についてのPRに努める。</li> <li>◇「第4次更別村食育推進計画（どんぐり村の食育プラン）」、「地産地消促進計画」に基づく食育指導の実施。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係) 産業課 (農業振興係)

## 6 良好な生活環境の確保

### (1) 生活環境

#### 【現状と課題】

子育て家庭が安心して暮らし、ゆとりを持って住み続けられる生活環境の充実がより一層求められています。

本村では、子どもから高齢者、誰もが住みよい環境づくりを目指して、自然環境と都市的環境とが調和したまちづくりや公園の整備充実、道路の環境美化、花いっぱい運動などに取り組み、まちの環境保全、美化の向上に努めています。

また、災害に適切に対処できる体制の確保、交通の安全に考慮した除排雪作業などを推進しています。

今後も安心して子育てができる生活環境の向上を目指して、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
生活環境	<ul style="list-style-type: none"><li>●生活環境の整備充実</li><li>◇花いっぱい運動やクリーン作戦による環境美化活動を実施する。</li><li>◇公園や関連施設の整備・修繕を計画的に実施する</li><li>◇空き地・空き家バンクの登録推進を図る。</li><li>◇子どもから高齢者まで、誰もが住みよい環境整備を、家庭、地域、企業、行政等が連携して総合的に進めていく。</li></ul>	住民生活課 (住民生活係) 教育委員会 (社会教育係) 企画政策課 (地域開発係)

### (2) 住環境

#### 【現状と課題】

子どもを安心して生み育てるためには、安全で快適な居住空間や子どもや子育て家庭に配慮した住環境の整備充実が求められます。

本村には、一般向け、単身者向け、高齢者向けの公営住宅がそれぞれあり、入居者が健康で文化的な生活を営むに足る住宅ストックの形成のため、建て替えや長寿命化に向けた改修を計画的に行っています。

また、土地の利活用、宅地分譲などを進めるに当たり、利便性、安全性を考慮し、住みよい環境整備に努めているほか、公募により募った民間事業者に賃貸住宅の建設費用の一部を助成し、賃貸住宅の整備を促進しています。

今後も、更別村での若者の定住促進を図るため、公営住宅の質的充実に努めるとともに、持ち家又は借家を含めた広くゆとりのある住宅の確保に関する情報の提供など、子どもや子育て家庭が安全で、住みやすい良質の住居空間が提供できるように検討していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住環境の整備充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇公営住宅の建て替えや長寿命化に向けた改修を引続き計画的に行っていく。</li> <li>◇住生活基本計画における各種住宅施策の実施。</li> <li>◇空き地・空き家バンクの登録推進を図る。</li> <li>◇住宅リフォーム支援事業及び住宅建設助成事業等の施策を実施する。</li> <li>◇土地の利活用、宅地分譲等を進めるに当たり、利便性、安全性を考慮し、住みよい環境整備に努める。</li> </ul> </li> </ul>	建設水道課 (建築係) 企画政策課 (地域開発係)

## 7 安全・安心なまちづくり

### (1) 交通環境及び交通安全教育

#### 【現状と課題】

本村では、安全に通行できる道路交通環境の創出を目指し、村内主要道路における道路の改良舗装や補修、危険交差点における注意看板の配置などを推進してきました。

また、児童・生徒の交通安全確保のため、交通安全指導員や地域交通安全推進員、スクールガードによる通学時の交通安全指導や、帯広警察署及び更別駐在所の協力による街頭指導や幼稚園、認定こども園、小学校での交通安全教室及び交通安全指導などを推進しています。

自家用車の普及等に伴い、交通事故の発生件数は増加傾向にあることから、子どもたちが交通事故にあわないように、今後とも道路交通環境の整備充実を図るとともに、生活安全推進協議会を中心として実施している通学路の合同点検を継続して実施し、子どもたちが日常的に集団となって利用する道路に歩道の設置を要望する等、幼稚園、認定こども園、学校と警察、交通安全団体、地域住民などが連携・協力して、総合的な交通事故防止対策を推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
交通環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通環境の整備充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇道路の改良舗装や補修、支障木伐採、草刈を実施する。</li> <li>◇生活安全協議会が中心となり、通学路の合同点検を実施し、歩道の設置要望等を通学路交通安全プログラムに掲載することにより、安全な道路通行環境の充実に努める。</li> </ul> </li> </ul>	建設水道課 (土木車両係) 住民生活課 (住民生活係)
交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全活動の継続実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇新入学時期や毎月の道民交通安全の日における街頭指導や啓発チラシ等の配布、各期交通安全運動での街頭放送、懸垂幕掲揚及び旗の波作戦、パトライト作戦、道路標識新設等要望書の提出を継続して行う。</li> </ul> </li> </ul>	住民生活課 (住民生活係)
交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全教育の継続実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇各学校や幼稚園、認定こども園が行う交通安全教室の支援を行う。</li> <li>◇二十歳を祝う会での参加者への交通安全パンフレット等の配布、小学生を対象にした交通安全標語コンクールを継続して実施していく。</li> </ul> </li> </ul>	住民生活課 (住民生活係)

(2) 防犯

**【現状と課題】**

防犯については、子どもたちが犯罪にあわないように、警察を始めとする関係機関と連携して、防犯に関わる活動を実施しているほか、街路灯、場合によっては防犯カメラの設置などを推進しています。

このうち、防犯活動では、夏休み期間中や祭事期、歳末における巡回指導の実施や青色回転灯装着車両による通学路を中心としたパトロールの実施、行政区、事業所への防犯旗設置依頼、その他防犯啓発指導などを行っています。

また、幼稚園や認定こども園、小学校などにおいては、危機管理マニュアルの改訂、周知、運用、不審者情報の掲示等による周知、教職員による見守り活動、避難訓練や防犯教室の開催、中学校においては上記に加えて SNS や薬物乱用防止教室等により防犯対策に努めています。そして、教育委員会からも学校情報配信システムによる不審者情報等の配信などを実施しています。

今後も、子ども等を犯罪から守るため、地域住民や関係機関・団体と連携しながら、防犯活動を推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
防犯対策	<p>●街路灯の設置・充実 ◇今後も必要に応じて街路灯の設置を行う。</p>	建設水道課 (土木車両係)
	<p>●防災無線の活用 ◇防犯上の情報を防災無線を利用し、各家庭に配信する。</p>	住民生活課 (住民生活係)
	<p>●防犯活動の継続実施 ◇夏休み期間中及び祭事期の夜間巡回指導、随時の青色回転灯車両の運行を継続し、犯罪が危惧される箇所改善や行政区等の安全管理への情報提供依頼は必要な場合にその都度行う。 ◇行政区、事業所に対する防犯旗（こども 110 番）の設置依頼の継続的な取り組み。 ◇各学校や幼稚園、認定こども園において、危機管理マニュアルの運用や避難訓練、防犯教室の開催や不審者情報の提供・周知・指導、中学校では防犯標語コンクール、教職員間での情報共有、教職員による見守り活動など各種取組を継続して実施する。 ◇学校情報安全システムにおける不審者情報の配信。</p>	住民生活課 (住民生活係) 教育委員会 (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)

### (3) 被害にあった子どもの保護

#### 【現状と課題】

犯罪やいじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きいため、未然防止を図るとともに、児童相談所や学校などの関係機関との連携強化やカウンセリング体制の充実などを図っていく必要があります。

本村では未然防止を図るため、子ども 110 番の旗を公共施設及び団体、商店などに立てており、関係団体委員・協力員が子ども 110 番の登録を行っています。また、実際に被害があった場合は、警察と学校、役場がその場に応じた対応を図っています。

今後も虐待などの被害にあった子どもの心身の健全な発達と自立を促進していくために、児童相談所などの専門機関と連携したきめ細やかな支援や、スクールカウンセラー等の専門家による継続的なカウンセリングなど、適切な心のケアを行う体制づくりに努めていく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
被害にあった子どもの保護	<ul style="list-style-type: none"><li>●関係機関との連携強化</li><li>◇子ども 110 番の家の旗の掲示及び村での取扱い主旨、協力の周知を継続して行う。</li><li>◇児童相談所や学校等の関係機関との連携強化やスクールカウンセラー等のカウンセリング体制の充実に努める。</li></ul>	住民生活課 (住民生活係) 教育委員会 (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)

## 視点 4

## 仕事と生活の調和実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、村民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みのひとつとして、少子化対策の観点からも重要です。このため仕事のやりがいや充実感を感じるとともに、子育て期などにおける多様な生き方が選択できることを目標に、働き方の見直しなど仕事と生活の調和を図るための取り組みを推進します。

### 1 多様な就業形態、働き方の見直しなどの啓発

#### 【現状と課題】

本村では女性の労働力率は全年齢にわたって高いものの、出産・育児のために職を離れた場合は、再就職は困難な状況にあります。村では、更別村無料職業紹介所による村内事業所の求人情報紹介やハローワーク情報などの提供をはじめ、帯広・南十勝通年雇用促進協議会による季節労働者の通年雇用の推進や職業能力の向上、各労働支援団体などに対する財政支援による雇用の確保の指導を図っています。

今後も女性の再就職の支援や妊娠、出産、育児による退職者の再雇用を支援する取り組みを推進する必要があります。

また、本村では女性の農業従事者が多くみられますが、農家においては仕事と生活の区別がしにくく、女性は家事や育児など二重の負担を背負っている状況にあるため、固定的な性別役割分担意識の是正や女性に対する過重な負担の軽減を図る必要があります。

このため、男女共同参画への意識の醸成や、家庭と仕事の両立と働き方の見直しに関する効果的な啓発活動を今後共推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
雇用環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再就職のための支援の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ハローワーク求人情報等の住民への周知や、北海道最低賃金等のポスター等での周知を継続する。</li> <li>◇更別村無料職業紹介所による村内事業所の求人情報の紹介を継続実施する。</li> </ul> </li> </ul>	産業課 (商工労働観光係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用環境の整備充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇帯広・南十勝通年雇用促進協議会において、地域に密着した事業を展開し、季節労働者の通年雇用の推進と職業能力の向上に努める。</li> <li>◇季節労働者向け、事業主向けの支援セミナー等の情報を周知する。</li> <li>◇各労働支援団体等に対する財政支援セミナー等の情報を周知する。</li> <li>◇多様な就業形態や働き方の見直し等について、事業所や労働者に対して啓発していく。</li> <li>◇働き方改革関連の制度周知などの情報提供を継続して実施していく。</li> </ul> </li> </ul>	産業課 (商工労働観光係)

事業名称	事業内容	担当課
男女共同参画社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画社会の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇男女共同参画社会を推進するため、国や道より啓発物があった際には、掲示や配布するなどして、啓発運動の取り組みを継続する。</li> <li>◇家庭生活、地域活動等へ男女が共に参加できるよう、子育て支援事業をはじめ各種の取り組みの開催方法を検討し工夫していく。</li> <li>◇事業所や地域に男女共同の子育て意識が浸透するように啓発活動を行う。</li> <li>◇行政運営における各種委員会活動の委員に女性の登用を引き続き図っていく。</li> </ul> </li> </ul>	総務課 (庶務係) 子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)

## 2 仕事と子育ての両立の推進

### 【現状と課題】

仕事と子育ての両立を推進する上で、保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実はもちろん、育児休業や看護休暇などの関係法制度の活用をしていくことも大切です。実際に育児休業制度を利用した人は正職員として雇用されている人が中心ですが、退職を余儀なくされるケースもあります。

このため、短時間労働制度、子どもの急な病気の看護のための休暇制度、女性のみならず男性の育児休業制度の普及定着や就労環境の改善が一層進展するよう、商工会を通じて、村内企業などへの情報提供や啓発活動を推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
関係法制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係法制度の普及 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇男女共に育児休業や看護休暇を取得し、母親の負担軽減、子育てを行えるように、村内企業へ働きかけを雇用環境整備の中で継続する。</li> <li>◇働き方改革関連の制度周知を図る。</li> <li>◇女性のみならず、男性の育児休業や有給休暇の取得の促進を図る。</li> </ul> </li> </ul>	産業課 (商工労働観光係) 保健福祉課 (国保介護係) 子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)

### 3 ワーク・ライフ・バランスの理解の推進

#### 【現状と課題】

国において、平成19年12月にとりまとめられた『子どもと家族を応援する日本』重点戦略において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が、次世代育成支援対策における車の両輪として位置づけられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されました。

また、少子化の流れを変えるためには、特に父親が育児に積極的に関わられるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を実現していくことが求められています。

しかし、ワーク・ライフ・バランスという言葉・意味への理解そのものについても、依然として十分浸透していないのが実状です。

ワーク・ライフ・バランスに関する市民への啓発推進や企業への周知徹底など、働き方改革と併せて幅広い取り組みが求められます。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の仕事と生活の調和が実現した社会の姿では、

- ①就労による経済的自立が可能な社会
- ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

の3つの柱があり、多様で柔軟な働き方、しかも公正な処遇が確保されていることが必要であると示されています。

事業名称	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーク・ライフ・バランスのPR               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する啓発リーフレットやパンフレットの作成・配布、仕事と家庭の両立推進セミナーの開催等により、PRを推進する。</li> <li>◇ワーク・ライフ・バランスの考え方や、企業にとってのメリット、必要性、具体的な取り組み方法等についての企業向けセミナーを開催し、企業に対してもPRを推進する。</li> <li>◇女性のみならず、男性の育児休業や有給休暇の取得の促進を図る。（再掲）</li> </ul> </li> </ul>	産業課 （商工労働観光係） 子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係）

## 4 ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【現状と課題】

令和2年国勢調査による本村のひとり親世帯は、父子家庭4世帯、母子家庭21世帯の合わせて25世帯で、平成27年より1世帯増加しています。

本村では、ひとり親家庭の自立支援として、就業に関する相談や必要な技能・知識を身に付けるための相談、雇用情報の提供を行っています。

また、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成事業等を拡充し、経済的支援も行っています。

今後も、ひとり親家庭の自立促進に向けて、就業支援や経済的支援、相談支援等を継続して推進していく必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
ひとり親家庭等の自立支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●ひとり親家庭等の自立支援の推進</li><li>◇児童扶養手当に関する情報の周知を図る。</li><li>◇ひとり親家庭等医療費給付事業を継続、拡充していく。</li><li>◇就業に関する相談や必要な技能や知識を身に付けるための相談、雇用情報の提供を図る。</li></ul>	子育て応援課 (子育て応援係) 母子保健係 保健福祉課 (国保介護係) 産業課 (商工労働観光係)

## 視点5

## すべての子どもと家庭への支援の視点

多様化した子どもや子育て家庭を取り巻く問題を踏まえ、生活環境や教育環境において子育てを支援することに努めます。また、ひとり親家庭や要保護児童のいる家庭などの子どもと保護者及び子育てを行っているすべての家庭の子どもと保護者の孤立化などの問題を踏まえ、広く子どもと家庭への支援という観点から推進していきます。

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と課題】

近年の児童虐待の増加は、ストレスにあふれた社会における核家族化、地域社会の連帯の希薄化などによる家族機能の低下が要因と考えられます。

本計画策定のためのアンケート調査によると、子育ての悩みは、「子どもの発育や健康のこと」、「経済的な不安・負担が大きい」という回答が上位を占めていますが、「育児で疲れる」、「しつけがうまくいかない」という回答も一定数みられます。

本村では、児童虐待予防ケアマネジメントシステムの実施や発育測定、更別村こども家庭センターにおける保健師や発達支援相談員、助産師による相談指導体制、乳幼児全戸訪問事業や養育支援訪問事業、乳児健診、要保護児童対策地域協議会の取り組みにより、各関係機関と連携して、乳幼児健診の未受診者や未就園の子どもに関する定期的な安全確認や体罰によらない子育てに関する理解の浸透、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することも同様に周知しています。

また、児童虐待防止月間において、広報での周知及び老人保健福祉センターにおけるパネル展示などにより、虐待防止の啓発普及を推進しています。

今後もこうした取り組みを継続し、令和6年4月に設置した「更別村こども家庭センター」を活用し、児童及び妊産婦の福祉に関し、さらなる実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整などの方策を取り、必要であれば、児童相談所へ事案送致をすることや助言を求め、事案に応じた適切な判断をする必要があります。

事業名称	事業内容	担当課
児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待の予防対策の推進</li> <li>◇母子手帳交付時や乳児健診の際にアンケートを取り、実情を把握し、児童虐待予防ケアマネジメントシステムの取り組みを継続して実施していく。</li> <li>◇各健診や個別相談時に発育測定の取り組みを継続し、幼児の発達・発育状況の把握に努める。</li> <li>◇母子保健業務以外の幼稚園、認定こども園、各学校においても発育状況の把握に努める。</li> <li>◇保護者の子育てで不安や負担感の軽減を図るため、保健師や発達支援相談員、助産師による相談指導体制の継続的な構築を図る。</li> <li>◇体罰によらない子育ての理解の浸透やネグレクトの該当事項の周知をし、児童虐待の未然防止につなげる。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)

事業名称	事業内容	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待の早期発見・早期対応、保護・支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇更別村要保護児童対策地域協議会の定期的な開催及び要保護児童対策調整機関調整担当者の配置や実務担当者における学習・研修会の開催や、連携強化を図る。</li> <li>◇地域住民に児童虐待に関する情報を提供するとともに、効果的な周知方法等を検討する。</li> <li>◇「こども家庭センター」を活用し、家庭の実情の把握や情報提供、相談、調査等の業務を行う。</li> <li>◇児童相談所送致案件であれば速やかに送致し、場合によっては助言を求める。</li> </ul> </li> </ul>	<p>子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待のアフターケアの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇帯広児童相談所等と連携しながら、虐待の当事者等へのリハビリテーションや社会復帰の援助を図る。</li> </ul> </li> </ul>	<p>子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)</p>

## 2 障がい児施策の充実

### 【現状と課題】

障がい児施策については、近年において、療育手帳の対象とならない自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど発達障がいのある子どもに対する支援として、教育支援や継続的な相談支援など、これまでにない抜本的な改善が求められています。

本村では、「特別支援教育連携協議会」を設立したほか、「就学指導委員会」から名称を変更した「教育支援委員会」、道が実施する「特別支援教育巡回相談事業」も活用し、発達状況が心配な児童・生徒の相談支援などに努めています。さらに、村の「自立支援協議会」と連携し、情報共有も随時行っていきます。

また、各学校においては、障がいのある児童・生徒の一人ひとりの状態に応じた個別の支援・指導計画を作成したのち、個別ケース検討会議を実施し、今後の教育方針について検討を行い、普通学級との交流・連携、一体感を持ちつつ、必要な教科では個別に授業を行っています。

その他、認定こども園、幼稚園、学童保育所（放課後児童クラブ）においても、可能な範囲で障がい児の受け入れを行っています。

今後も、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどを含めて障がいのある児童・生徒への教育的対応が必要なことから、一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育の充実を目指し、子どもが自分らしく学べるよう教育環境の整備充実を推進していく必要があります。また、医療的ケア児の受け入れ態勢を検討していく必要もあります。

事業名称	事業内容	担当課
障がい児施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい児施策の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇小・中学校において、個別の計画に基づく特別支援学級児童生徒の適切な指導・支援を行う。</li> <li>◇特別支援教育支援員の適正な配置に努める。</li> <li>◇保護者の安心感を得るため、幼・認こ・小・中が継続的に連携し、特別支援教育連携協議会などで、情報提供や共有化を図る。</li> <li>◇教育支援委員会において、就学時のみならず早期からの教育相談・支援や就学後における一貫した支援についての助言を行い、個に応じた適切な教育を受けられるよう努める。</li> <li>◇こども家庭センター・児童相談所・むうく・教育機関等、専門家や専門機関との密接な連携を図る。</li> <li>◇認定こども園、幼稚園、学童保育所（放課後児童クラブ）等での障がい児の受け入れを継続し、加配保育士の設置も行う。</li> <li>◇発達支援相談員を引き続き配置していく。</li> <li>◇医療的ケア児の受け入れ態勢の検討を行う。</li> <li>◇自立支援協議会と連携し、情報の共有を行っていく。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係) 保健福祉課 (福祉係)

## 第6章

# 子ども・子育て支援事業計画



## 第6章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

### 2 計画の基本的記載事項

#### （1）教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定。

#### （2）教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用総数）」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども・子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	11. 放課後児童健全育成事業
2. 地域子育て支援拠点事業	12. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
3. 妊婦健康診査事業	13. 児童育成支援拠点事業【新規】
4. 乳児家庭全戸訪問事業	14. 親子関係形成支援事業【新規】
5. 養育支援訪問事業	15. 産後ケア事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	16. 妊婦等包括相談支援事業【新規】
7. 子育て援助活動支援事業	17. 乳児等通園支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	18. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
9. 時間外保育事業	19. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
10. 病児・病後児保育事業	

### (4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとする。

## 3 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、小学校区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	小学校区	教育・保育の区域設定については、小学校区（更別・上更別）とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1歳）		
3号認定（2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業区分	区域設定	区域設定の考え方
①利用者支援事業	村内全域	更別村内全域として設定します。
②地域子育て支援拠点事業	小学校区	各小学校区（更別・上更別）を基本として実施します。
③妊婦健診事業	村内全域	現状どおり、更別村内全域とします。
④乳児家庭全戸訪問事業	村内全域	現状どおり、更別村内全域とします。
⑤養育支援訪問事業	村内全域	現状どおり、更別村内全域とします。
⑥子育て短期支援事業	村内全域	村内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討します。
⑦子育て援助活動支援事業	村内全域	村内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討します。
⑧一時預かり事業	小学校区	各小学校区（更別・上更別）を基本として実施します。
⑨時間外保育事業	村内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、更別村内全域とします。
⑩病児・病後児保育事業	村内全域	村内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討します。
⑪放課後児童健全育成事業	小学校区	各小学校区（更別・上更別）を基本として実施します。
⑫子育て世帯訪問支援事業【新規】	村内全域	村内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討します。
⑬児童育成支援拠点事業【新規】	村内全域	村内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討します。
⑭親子関係形成支援事業【新規】	村内全域	村内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討します。
⑮産後ケア事業【新規】	村内全域	更別村内全域として設定します。
⑯妊婦等包括相談支援事業【新規】	村内全域	更別村内全域として設定します。
⑰乳児等通園支援事業【新規】	小学校区	各小学校区（更別・上更別）を基本として実施します。

## 4 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

### ■認定の区分

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定にあたっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

### ■保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本村では、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

(2) 1号認定（3歳以上、幼稚園、認定こども園を利用希望）

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37	34	33	29	28
②確保方策	37	34	33	29	28
特定教育・保育施設	37	34	33	29	28
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

【確保の内容方針】

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	3	3
②確保方策	4	4	4	3	3
特定教育・保育施設	4	4	4	3	3
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

(3) 2号認定（3歳以上、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	43	40	39	34	33
学校教育の利用希望が強い	0	0	0	0	0
上記以外	43	40	39	34	33
②確保方策	43	40	39	34	33
特定教育・保育施設	43	40	39	34	33
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
学校教育の利用希望が強い	0	0	0	0	0
上記以外	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
特定教育・保育施設	3	3	3	3	3
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

(4) 3号認定（0歳、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
特定教育・保育施設	1	1	1	1	1
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

(5) 3号認定（1歳、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	11	11	11	11
②確保方策	12	11	11	11	11
特定教育・保育施設	12	11	11	11	11
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
特定教育・保育施設	2	2	2	2	2
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

(6) 3号認定(2歳、保育所、認定こども園を利用希望)

■更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	14	14	14	13
②確保方策	15	14	14	14	13
特定教育・保育施設	15	14	14	14	13
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
特定教育・保育施設	2	2	2	2	2
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

## 5 教育・保育の推進に関する体制の確保等

### (1) 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、平成30年度に認定こども園上更別幼稚園、令和4年度認定こども園どんぐり保育園を開園し、事業を実施しています。

#### ■認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つことができます。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

#### ■認定こども園の取り扱いについて

##### ①幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼稚園教育要領及び保育所保育指針に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の良さを併せもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成しています。

##### ②小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容を工夫し、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことができます。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

##### ③認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相

違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。  
○満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

## ■配慮すべき事項の詳細

### ①発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

### ②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

### ③乳幼児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について情報提供します。また、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

### ④満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

### ⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

### ⑥特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることで保護者の障がい受容につなげ、円滑な支援を図れるようにします。

#### ⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

#### ⑧家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者を始め幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

### (2) 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、幼稚園教諭、保育士やそれを支える、子どもの育ちを支援する者自身の待遇改善が必要です。同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。また、中札内村と共同で設置している指導主事を活用し、各園へ指導および助言を行う体制を引き続き維持していきます。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。また、より良いサービスを提供するため、職員配置の充実と職場環境の改善や職員の資質向上に向けた研修等の充実を図ります。

### (3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援をするとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

特に、育児休業満了時（おおむね、1歳到達時等）から、教育・保育施設を利用することができるよう必要な保育士数をそろえるなど、環境を整えてまいります。

### (4) 満3歳児の受入れ実施について

更別村では、平成23年より満3歳児（3歳に到達した2歳児）の受入れを更別幼稚園及び上更別幼稚園で開始しました。これは、3歳児（当該年度で4歳になる子ども）からの受入れだったところ、教育の利用ニーズの拡大や早期に受入れをすることにより、子どもをより安心して成長させるために開始したものです。

実施から10年以上が経過し、今もなお、更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園で継続しています。満3歳児のニーズは未だに高いことや子どもの健全な発達に資していることから、これからも継続して実施していきます。

## (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、従来の「子どものための教育・保育給付」に加えて、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。「子育てのための施設等利用給付」は、預かり保育事業や一時預かり事業等を利用する新1～3号認定を受けた者に対して給付されるものです。

更別村においては、更別幼稚園の延長保育・特別保育（朝・夕）、認定こども園上更別幼稚園の延長保育・特別保育（朝・夕）については利用者全員、認定こども園上更別幼稚園及び認定こども園どんぐり保育園内に設置している地域子育て支援センターの一時保育に関しては、3歳児以上は利用者が全員対象になりますが、3歳未満児は、生活保護世帯か住民税非課税世帯が対象となります。対象となったとしても、それぞれの事業で上限額もあるため、上限額の範囲内で利用給付を受けることができます。

給付方法については、保護者に一度保育料を収めていただいた後、3か月ごとに保護者へ保育料を償還する方式を採用しています。そのため、年4回（7、10、1、4月）償還をさせていただくこととなります。

利用日数、時間に関しては、特定子ども・子育て支援施設（更別幼稚園・認定こども園上更別幼稚園・認定こども園どんぐり保育園）で正確に把握し、保護者からの施設等利用給付の給付申請をしていただくことで、過誤請求、過誤支払いの防止に努めます。

今後も、北海道と連携を取りながら、適切に実施してまいります。

## (6) 給食費の負担軽減について

令和元年10月より実施されている幼児教育・保育の無償化に際して、保育料のほかに3～5歳児の副食費（給食のおかず及びおやつ代）も「年収360万円未満相当世帯の子ども」と「全ての第3子以降の子ども」については、月額4,800円まで免除されることとなりました。

更別村では、この事業をより拡大し、村独自に3～5歳児のすべての子どもについて、主食費を全額及び副食費を月額4,800円まで免除することとし、事業を実施しております。家庭の収入に関わらず、村の子どもたちには、おいしい給食などを食べてすくすくと成長してもらいたいという思いから実施しております。今後もこの事業を継続実施し、子どもの心身の健全な発達に寄与していくことができればと思います。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に基づき、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応できるよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、認定こども園・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【対象年齢】 0～5歳（一部、高等学校卒業まで）

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

#### 【確保の内容方針】

更別村では、妊産婦等からの相談等の必要な支援はこども家庭センター型により実施しています。

子育て家庭からの相談等に対応する基本型は現在、設置していませんが子育て応援課が対応することで引き続き事業を実施します。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～2歳

### ■更別地区

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	896	896	855	841	827
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【確保の内容方針】

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

### ■上更別地区

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【確保の内容方針】

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

## (3) 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	243	243	230	230	230
②確保方策	実施体制：道内指定医療機関に委託 検査項目：妊婦一般健康診査・超音波検査 実施時期：初期～妊娠23週＝4週間に1回 ：妊娠24～35週＝2週間に1回 ：妊娠36週～分娩＝1週間に1回				

#### 【確保の内容方針】

妊婦に対して基本健診の費用14回分を公費負担します。

更別村では、現状に引き続き事業を実施します。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 0歳

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18	18	17	17	17
②確保方策	更別村こども家庭センターが出生児の家庭訪問を全件実施し、必要に応じ妊婦や乳幼児への家庭訪問を実施します。				

##### 【確保の内容方針】

更別村こども家庭センターが出生児の家庭訪問を全件実施し、必要に応じ妊婦や乳幼児への家庭訪問を実施します。

更別村では、こども家庭センターにて実施しております。引き続き、事業を継続します。

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が必要かどうかは、保護者本人が判断できない状況や、相談をためらうケースがあるため、専門の職員が家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（※）

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	7	7	7
②確保方策	更別村こども家庭センターが中心となり訪問等を実施し、必要に応じて医療機関等と連携を図りながら実施します。				

※要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

##### 【確保の内容方針】

更別村では、こども家庭センターにて実施しております。引き続き、事業を継続します。

また、要保護児童対策地域協議会については特に必要と認められる場合、随時開催して関係機関と連携し、対応していきます。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

### 【確保の内容方針】

更別村では、実施予定はありませんが、ニーズがある場合は他制度の活用（児童相談所の一時保護等）を検討します。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

[対象年齢] 0～15歳

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

### 【確保の内容方針】

更別村では実施していませんが、ニーズがある場合は費用・人員体制等の需給効果を踏まえて検討します。

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【対象年齢】 ①幼稚園型は3～5歳 ②幼稚園型を除くは0～5歳

### ① 幼稚園型

#### ■更別地区

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2261	2093	2065	1758	1730
1号認定	2261	2093	2065	1758	1730
2号認定	0	0	0	0	0
②確保方策	2261	2093	2065	1758	1730
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保の内容方針】

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

#### ■上更別地区

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	548	508	501	427	420
1号認定	548	508	501	427	420
2号認定	0	0	0	0	0
②確保方策	548	508	501	427	420
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保の内容方針】

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

### ②幼稚園型を除く

#### ■更別地区

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	176	166	164	149	147
②確保方策	176	166	164	149	147
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保の内容方針】

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	44	42	41	38	37
②確保方策	44	42	41	38	37
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

(9) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間(11時間)を超えて、最長で午前7時30分から午後7時00分までの保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13	12	12	11	11
②確保方策	13	12	12	11	11
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

更別村では、現状に引き続き事業を実施します。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の内容方針】

事業経費・実施場所・人員体制等の課題があり更別村では実施していません。

ニーズを注視し、事業経費・需要バランス等を考慮して検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかる事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

■更別地区

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72	76	76	75	74
1年生	16	16	16	16	16
2年生	16	17	16	16	15
3年生	16	16	16	16	15
4年生	8	9	10	9	10
5年生	8	9	9	9	9
6年生	8	9	9	9	9
②確保方策	80	80	80	80	80

【確保の内容方針】

更別地区では、社会福祉法人更別どんぐり福祉会に委託して事業を実施しており、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	7	4	6	4
1年生	4	3	2	2	1
2年生	3	2	1	2	2
3年生	3	2	1	2	1
4年生	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	10	10	10	10	10

【確保の内容方針】

上更別地区では、本事業の実施はしていませんが、一定数の利用見込みがあるため認定こども園上更別幼稚園に設置している「上更別こどもセンター」にて対象児童の受け入れをしており、現状に引き続き事業を実施します。

## (12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

単位:実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の内容方針】

更別村では実施していませんが、こども家庭センターが相談窓口となり対応検討します。

## (13) 児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

単位:実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の内容方針】

更別村では実施予定はありませんが、ニーズがある場合は費用・人員体制等の需給効果を踏まえて検討します。

#### (14) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

単位:実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保の内容方針】

更別村では実施していませんが、こども家庭センターが相談窓口となり対応検討します。

#### (15) 産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

単位:延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策	更別村こども家庭センターが中心となりアウトリーチ型及びデイサービス型(個別型)を実施します。				

※アウトリーチ型:利用者の居宅を訪問し、産後ケアを行う

デイサービス型(個別型):利用者が個別に来所し、必要な産後ケアを受ける

#### 【確保の内容方針】

こども家庭センターにおいて、現状に引き続き事業を実施します。

#### (16) 妊婦等包括支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

単位：延回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17	17	16	16	16
②確保方策	更別村こども家庭センターが中心となり訪問等を実施し、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら実施します。				

#### 【確保の内容方針】

こども家庭センターにおいて、現状に引き続き事業を実施します。

#### (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	30	30	30	30
②確保方策	0	30	30	30	30
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

#### 【確保の内容方針】

令和8年度の本格実施に向け、既存施設を活用し、安心して利用できる環境整備を図ります。

#### (18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

##### 【確保の内容方針】

更別村では、国や道などの動向に応じて助成を検討します。

#### (19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

##### 【確保の内容方針】

更別村では、現在のところ新規参入について予定はありませんが、新規参入が見込まれた場合は、本計画の内容を総合的に判断し、検討します。

## 7 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえ、更別村におけるこれらの連携を推進します。

また、大樹町にある南十勝こども発達支援センター「むうく」とも連携をとりながら、発達について気がかりなことや、日々の子育てに関する悩みについて相談できる場や機会の提供に努めます。

## 8 子ども・子育て支援関連施策の推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

更別村においては、養育支援を必要とする家庭の早期把握、情報の提供、相談、調査、指導を更別村こども家庭センターの利用者支援事業により実施し、また、地域資源や児童委員をはじめとした身近な場所における「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。そして、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

#### ①子どもの権利擁護

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を受け、体罰によらない子育て等を推進するため、体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、「更別村こども家庭センター」や、乳児検診、「更別村地域子育て支援センター」、「上更別地域子育て支援センター」、幼稚園、認定こども園、学校等に関して普及啓発活動に努めます。

また、保護者として監督を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことなども周知していきます。

#### ②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、乳幼児健診未受診者や受診後経過観察が必要な者等が出た場合には定期的な安全確認を実施します。さらに、児童福祉、母子保健の各担当が日頃から緊密な連携を図るとともに、各地域の子育て支援拠点や医療機関、学校等とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。そして、地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

#### ③関係機関との連携及び相談体制の強化

更別村における子ども・子育てに関する現在の相談体制は、「子育て応援課」をはじめ、乳児検診の場や「更別村こども家庭センター」、社会福祉法人更別どんぐり福祉会へ委託している「更別村地域子育て支援センター」、認定こども園上更別幼稚園内で実施している「上更別地域子育て支援センター」のほか、認定こども園、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、孤立することなく、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があ

ります。時には、要保護児童対策地域協議会を活用して、子どもの置かれた状況を個別ケースとして、その状況やアセスメントの情報共有や役割分担等を行い適切な支援につなげていきます。この協議会の実務者として、資格を持った子育て応援課の担当者が中心となって適切に行っていきます。関係機関との情報共有、連携をはかることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく児童相談所への事案送致を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県が策定する自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

## (3) 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等を実施し充実を図ります。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や認定こども園等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

そして、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を推進することが必要でもあります。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、幼稚園教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必

要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう引き続き発達支援相談員を配置し、本人や保護者には十分に情報を提供していきます。また、幼稚園、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、村、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることも求められています。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族で適切に子育てが行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を進めていきます。

#### (4) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられています。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

##### ①働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

##### ②育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

##### ③ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを普及・啓発していきます。

#### (5) 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児等に関して

昨今、保護者の仕事の都合により海外に赴任し、何年か経った後に帰国したり、外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新在留資格「特定技能」を盛り込んだ改正出入国管理法が施行され、都市部のみならず地方においても国際化が進んできています。

本村も、外国籍の方が転入してくる場合もあり、いつ未就学児や就学児童を連れての方が転入してくるか分からない状況となっています。

上記のような方の転入が見込まれた場合は、関係各課と連携をとり、受け入れ体制を確保する必要があるため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の受入れについて把握し、教育・保育の提供体制を確保していきます。

#### (6) 放課後児童対策への取り組みの推進について

更別村では、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の推進とあわせて、子どもの居場所作り拠点の拡充を目的として、令和2年度に新たに学童保育所（こどもの森）が建築され、更なる利便性の向上や毎日利用しない児童も利用が出来る施設となっています。新しい学童保育所の稼働により、満たされる量の見込みが出ております。

今後のニーズの増加が出てきて想定を上回るような事態が予測される場合には、学校の余裕教室を活用するべく、教育委員会と連携を取り、放課後児童クラブの実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置し、学校、放課後児童クラブ関係者を交えて、協議を行い適切な体制づくりに努めていきます。

また、放課後児童クラブにおける特別な配慮を要する児童の受け入れに関しても、今後も継続し、ニーズを踏まえて開所時間の1時間程度の延長も検討していきます。放課後児童クラブにおいては、放課後児童支援員の資格を取得した職員による指導の下、基本的な生活習慣はもちろん、異年齢児童等との交わりを通じた社会性の習得に資します。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図っていくことができるよう環境を整備・維持し、育成支援の内容等を広報やホームページなどを通して住民にも周知していきます。引き続き、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係各機関への働きかけを行っていきます。



第7章  
こどもの貧困の解消に向けた  
対策推進計画



# 第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画

## 1 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国の子どもの貧困率は令和3年で11.5%、9人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については44.5%に達し、約2人に1人が貧困状態であり、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、子どもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

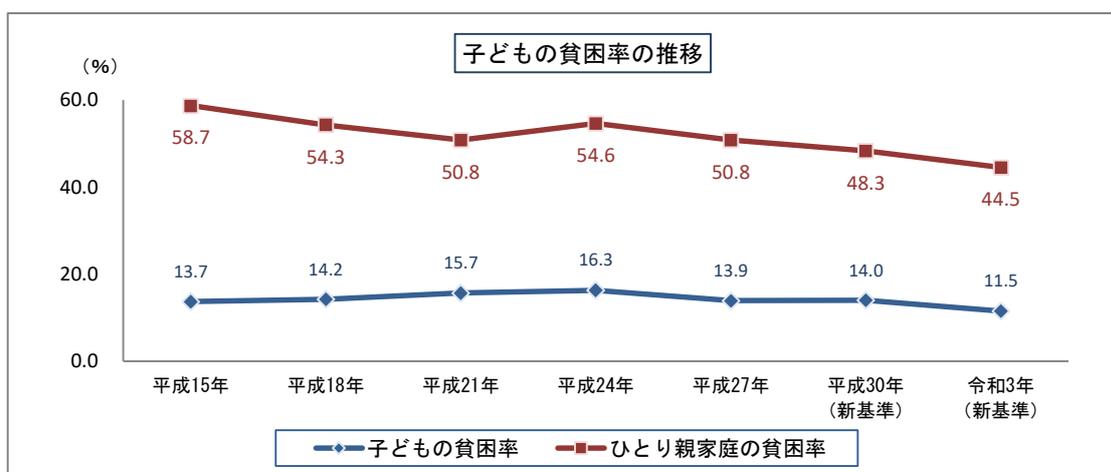
このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本計画においては、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画を一体的に策定することとし、こどもの貧困の解消に向けた取り組みを推進します。

## 2 我が国の貧困率

子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある18歳未満の子どもの割合を指します。相対的貧困とは、国民の年間所得（可処分所得：収入などから税金や社会保障費などを引いた金額）を子どもも含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べた時の真ん中の値（中央値）の半額（貧困線）に満たない人の割合のことです。厚生労働省の国民生活基礎調査によると、令和3年の日本の子どもの貧困率は11.5%であり、子どもの9人に1人が貧困の状況におかれています。

また、ひとり親家庭においては、貧困率が44.5%となり、ひとり親家庭の半数近くが貧困という厳しい状況にあるとされています。



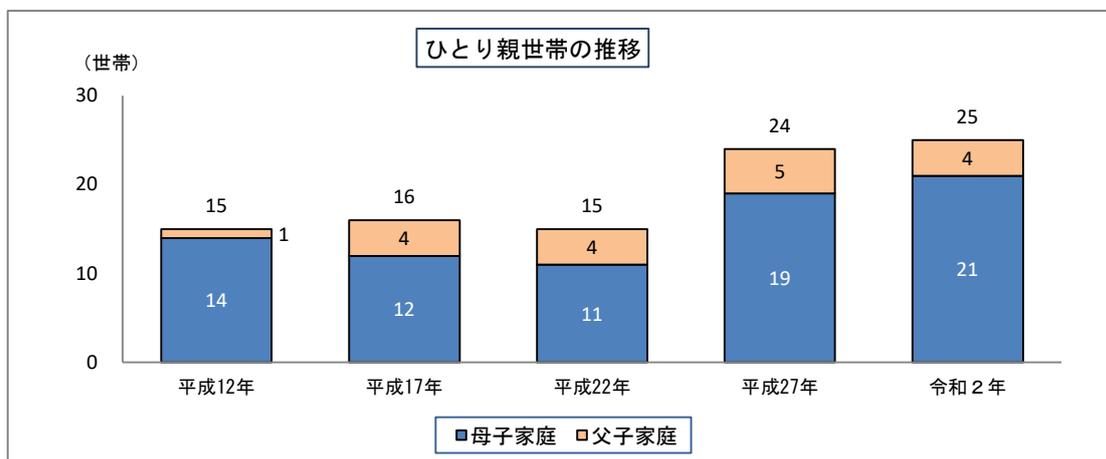
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※新基準：可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加

### 3 更別村の現状

#### (1) ひとり親世帯の状況

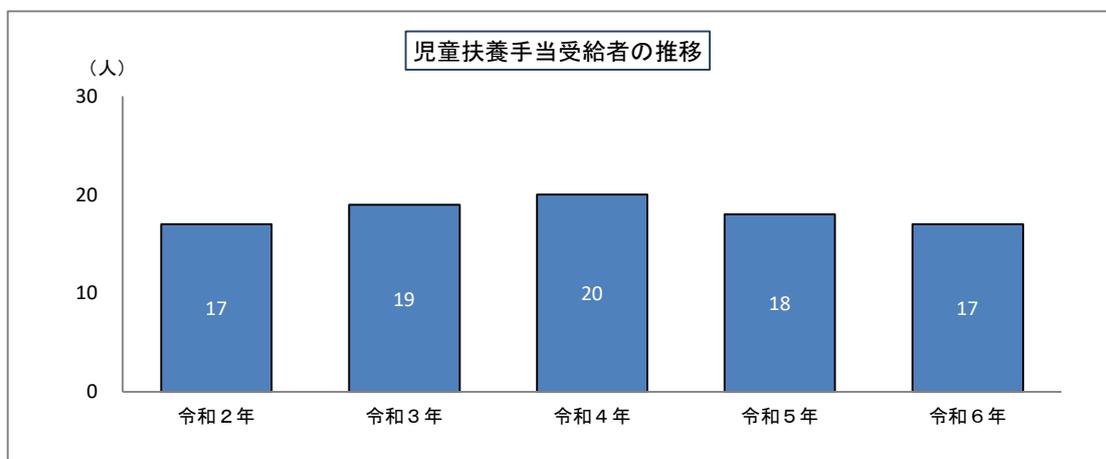
本村の母子世帯、父子世帯の合計世帯数は平成22年までは、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成27年に24世帯と増加し、令和2年も25世帯となっています。



資料：国勢調査

#### (2) 児童扶養手当受給者の推移

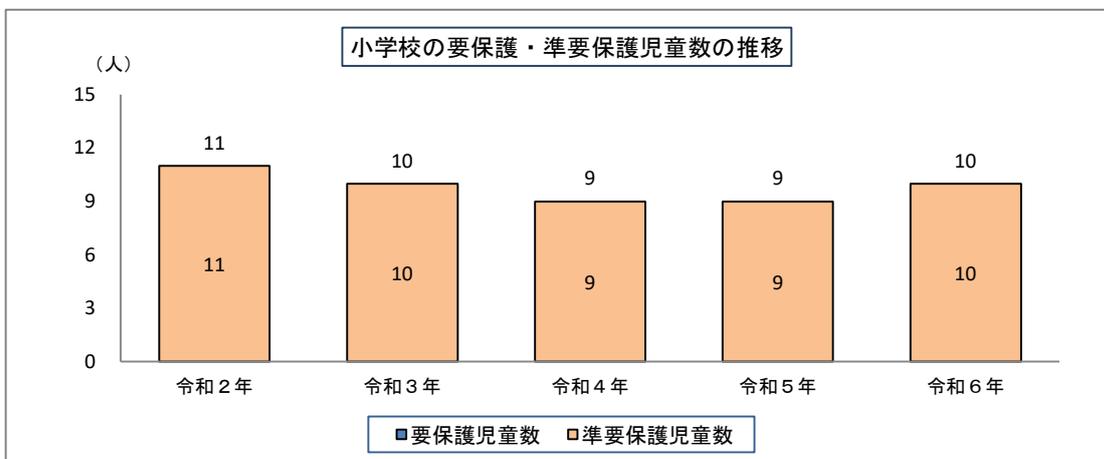
児童扶養手当受給者は、令和2年以降、各年20名程度となっています。



資料：更別村（各年4月1日現在）

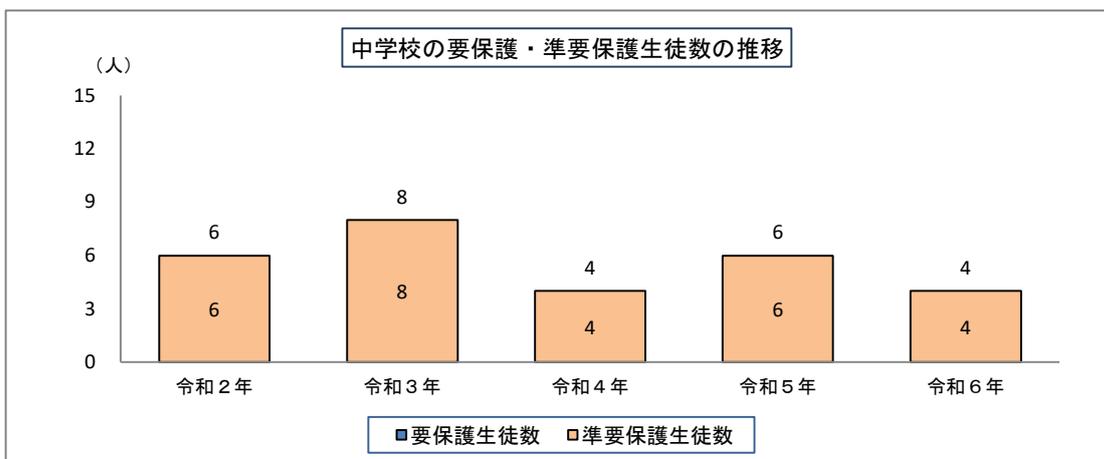
### (3) 要保護・要支援児童・生徒の状況

令和2年以降、小学校の要保護児童は0人で推移していますが、準要保護児童は各年10人程度となっています。



資料：更別村（各年4月1日現在）

中学校の要保護生徒も令和2年以降0人で推移しており、準要保護生徒は年ごとにばらつきがみられ、令和6年に4人となっています。

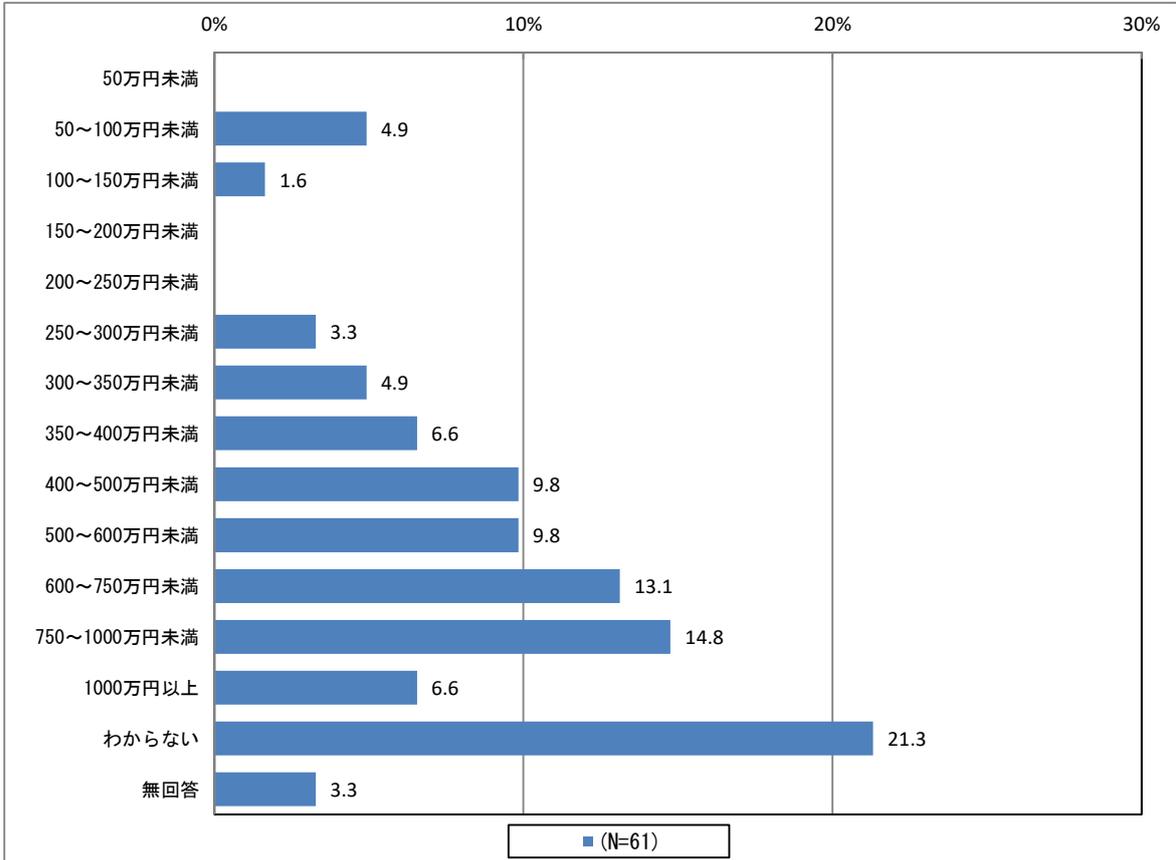


資料：更別村（各年4月1日現在）

### (3) アンケート調査結果

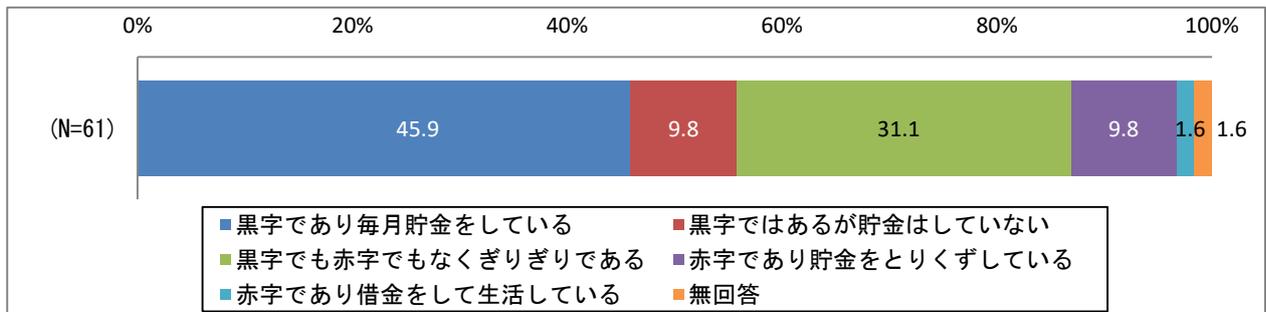
#### ①世帯年収

生計を共にしている家庭の世帯年収では、「わからない」を除くと、「750～1000万円未満」が14.8%で最も高く、次いで「600～750万円未満」13.1%、「500～600万円未満」、「400～500万円未満」9.8%の順となっています。



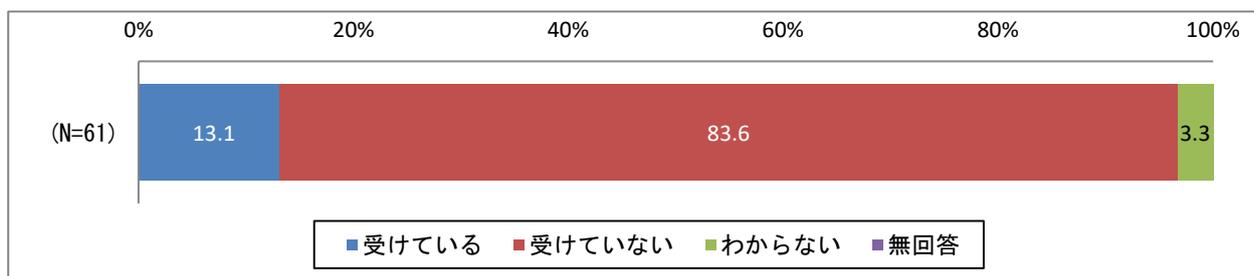
#### ②家計の状況

家計の状況では、「黒字であり毎月貯金をしている」が45.9%と最も高く、次いで「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が31.1%、「黒字ではあるが貯金はしていない」「赤字であり貯金をとりくずしている」がともに9.8%となっています。



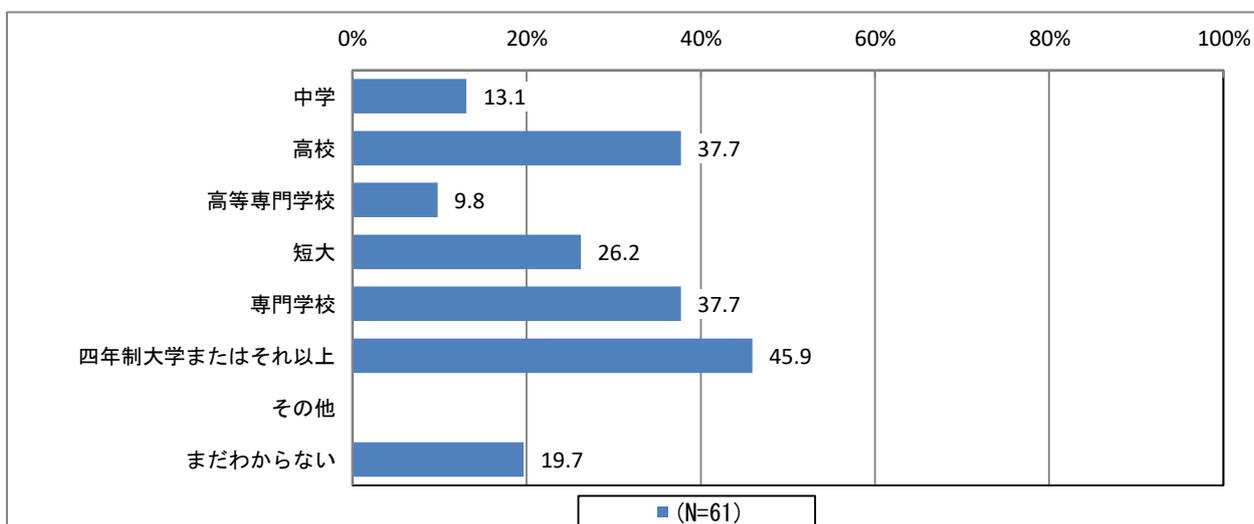
### ③就学援助の受給状況

就学援助の受給状況では、「受けていない」が83.6%と最も高く、次いで「受けている」が13.1%、「わからない」が3.3%となっています。



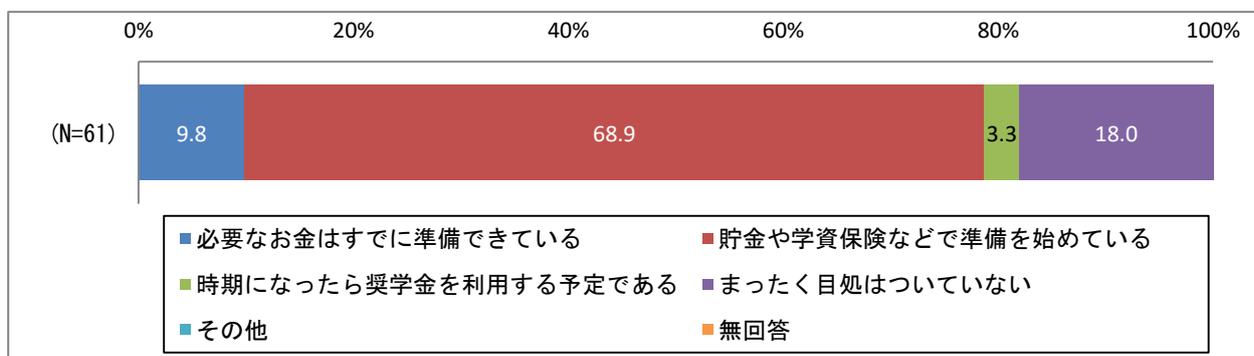
### ④子どもに受けさせたい教育

子どもに受けさせたい教育では、「四年制大学またはそれ以上」が45.9%と最も高く、次いで「高校」「専門学校」がともに37.7%、「短大」が26.2%となっています。



### ④教育を受けさせるためのお金の準備状況

中学生保護者に聞いた教育を受けさせるためのお金の準備状況では、「貯金や学資保険などで準備を始めている」が68.9%と最も高く、次いで「まったく目処はついていない」が18.0%、「必要なお金はすでに準備できている」が9.8%となっています。



## 4 取り組みの方向性

### (1) 将来像

本村の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、村民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

村民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。

### (2) 基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに視点を置きつつ、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意します。

①教育、保育に対する支援

②生活支援

③就労支援

④経済的支援

## 5 具体的な取り組み

### (1) 教育、保育に対する支援

#### 【現状と課題】

現在、小学生以上の学校生活にかかわる支援や教育については教育委員会。保育園・幼稚園など就学前教育・保育や、学童保育所（放課後児童クラブ）・こどもセンターは子育て応援課で所管しています。

関係者が互いに連携し、確かな学力、豊かな心そして健やかな体の育成に努めながら、いじめ防止対策や相談体制を構築し、総合的に子どもの教育、保育に対する支援を推進するとともに、義務教育の就学に必要な支援を行うとともに、学力向上のための機会提供や子どもの目線に立った安心・安全の確保が必要です。

事業名称	事業内容	担当課
放課後児童クラブ （学童保育所）・上 更別こどもセンター 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学童保育所（放課後児童クラブ）の受け入れ体制の拡充検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ニーズを踏まえて利用時間延長を検討し、利用しやすい施設運営に努める。</li> <li>◇学童保育所（こどもの森）建設により学童スペースを増築したことから、利用希望者が待機することなく利用できるよう、受け入れ体制の構築に努める。</li> <li>◇上更別小学校区においてはこども園内の上更別こどもセンターによる放課後児童の受け入れを実施していく。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
障がい児施策 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい児施策の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇小・中学校において、個別の計画に基づく特別支援学級児童生徒の適切な指導・支援を行う。</li> <li>◇特別支援教育支援員の適正な配置に努める。</li> <li>◇保護者の安心感を得るため、幼稚園、認定こども園、小・中学校が継続的に連携し、特別支援教育連携協議会などで、情報提供や共有化を図る。</li> <li>◇教育支援委員会において、就学時のみならず早期からの教育相談・支援や就学後における一貫した支援についての助言を行い、個に応じた適切な教育を受けられるよう努める。</li> <li>◇こども家庭センター・児童相談所・むうく・教育機関等、専門家や専門機関との密接な連携を図る。</li> <li>◇認定こども園、幼稚園、学童保育所等での障がい児の受け入れを継続し、加配保育士の設置も行う。</li> <li>◇発達支援相談員を引き続き配置していく。</li> <li>◇医療的ケア児の受け入れ態勢の検討を行う。</li> <li>◇自立支援協議会と連携し、情報の共有を行っていく。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係) 保健福祉課 (福祉係)
就学前教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学前の教育・保育環境の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇就学前の子どもたち全てが、安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、サービス内容の充実と質的向上に努める。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)

事業名称	事業内容	担当課
おやこスケート教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おやこスケート教室の開催</li> <li>◇3歳児から就学前までの子どもを対象に、スポーツ推進委員の指導によりスピードスケートの教室を開催する。</li> </ul>	教育委員会 (社会教育係)
学校教育と健全な心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育と健全な心・身体づくりの充実</li> <li>◇学校に通う子どもたちが、家庭環境に左右されることなく、確かな学力、豊かな心そして健やかな体を身に着けられるよう、きめ細やかな指導を推進する。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
コミュニティ・スクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ・スクール事業の推進</li> <li>◇各学校の「学校運営協議会」や「みんなの学校応援団」を中心として、コミュニティ・スクール活動を推進し、社会に開かれた学校づくりを推進する。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係) (社会教育係)
児童・生徒アンケート及び個人面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童・生徒アンケート及び個人面談の実施</li> <li>◇小・中学校で年2回のいじめアンケートを行い、そのアンケートを基に個別の面談時間を設け、個々の悩みに関する相談を行う。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
24時間子どもSOSカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>●24時間子どもSOSカードの配布</li> <li>◇大人に助けを求めることは大切であることを知ってもらうため、24時間子どもSOSカードを配布する。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
保護者向けSOSの気づきの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども相談支援センターのポスター掲示</li> <li>◇子ども相談支援センターのポスター掲示を行い、来校した保護者が相談できる機関の周知を行う。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
スクールカウンセラー事業（道事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールカウンセラーの配置</li> <li>◇更別中央中学校を拠点校として、スクールカウンセラーを設置し、小学校へも派遣を行い、不登校児童生徒などに対してカウンセリング等を行う。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
どんぐり塾	<ul style="list-style-type: none"> <li>●どんぐり塾事業の推進</li> <li>◇小・中学生の希望者に対して、夏季・冬季休業中にそれぞれ2日間学習支援を行う。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)

## (2) 生活支援

### ①保護者の生活支援

#### 【現状と課題】

子育て世代が抱える問題は、家族の状況などにより多種多様です。その状況に必要な支援を適切に行うことが、子育て世代の安心感につながります。必要に応じた支援や健康管理意識の啓発を総合的に行うことが必要です。また、児童相談は様々なケースがあり、その背景も複雑な場合が多くなっていることから、関係機関との連携を密に行い、適切な支援につなげます。

事業名称	事業内容	担当課
こども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども家庭センターの設置</li> <li>◇児童虐待などの問題を抱える子どもや家庭、近隣住民からの相談に応じ、子どもに関する問題の解消、児童虐待などの未然防止と早期発見及び適切な支援を行う。</li> <li>◇子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる環境を実現するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び子育てに関する相談等に適切に対応し、切れ目のない支援を提供する体制を構築する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)

### ②子どもの生活支援

#### 【現状と課題】

子どもにとって、放課後や休日も含めた生活習慣の確立が、心身の成長面に大きな影響を与えます。地域、学校、家庭が相互に連携して、食を中心とした生活習慣の改善や居場所づくりを推進します。

事業名称	事業内容	担当課
認定こども園どんぐり保育園での取り組み(食育) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食育の促進</li> <li>◇保育計画の“食育”に基づき、食育の促進を行っている。</li> <li>◇3歳児からのクッキング活動</li> <li>◇食育を促す行事づくり(そうめん流し、クリスマス会等)</li> <li>◇食育情報の提供、啓蒙</li> <li>◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
食育のPR 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食育のPR</li> <li>◇家庭でも食育が充実できるよう、掲示物や配布物を通じて食育についてのPRに努める。</li> <li>◇「第4次更別村食育推進計画(どんぐり村の食育プラン)」、「地産地消促進計画」に基づく食育指導の実施。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係) 産業課 (農業振興係)

事業名称	事業内容	担当課
子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学童保育所及び上更別こどもセンターでの放課後児童受け入れ</li> <li>◇更別小学校区においては、現状の学童保育所の受け入れ体制を継続して実施する。</li> <li>◇上更別小学校区においては、こども園内の上更別こどもセンターによる放課後児童の受け入れを継続して実施する。</li> </ul>	保健福祉課 (福祉係) 教育委員会 (社会教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)

### ③その他の生活支援

#### 【現状と課題】

本村では妊娠時の母子健康手帳交付から、乳幼児健診、歯科健診、そして「ころころ一む」などの交流の場を通じて、面談や母体あるいは子どもの状況把握などに努め、支援につなげています。今後も妊娠期からの切れ目のない支援を行うとともに、住環境や子育て環境の整備を推進します。

事業名称	事業内容	担当課
各地域子育て支援センター 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域子育て支援センターの利用促進</li> <li>◇地域の子育て支援拠点として浸透してきており、今後も様々な事業を展開することにより、さらなる利用促進を図る。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)
子育て支援用具貸出 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援用具貸出の実施体制の充実</li> <li>◇既存用具の更新を検討する。</li> <li>◇事業の拡大を図るためニーズ調査を実施し、新規用具の貸出や地域で不用となった用具を利活用するべく、そのような用具の貸出ができるような制度づくりをする。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
ファミリー・サポート事業の検討 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファミリー・サポート事業の検討</li> <li>◇現在、一時保育事業で対応しているが、事業の実施について検討する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
健康診査（乳幼児健診） 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種乳幼児健康診査の継続実施</li> <li>◇子どもの成長・発達の確認の場として有効活用してもらえよう、未受診者対策を徹底し、受診率向上を目指し、今後も継続して実施していく。</li> <li>◇要支援児・要支援家庭の早期発見・育児支援の場としての機能を高めていく。</li> <li>◇診療所医師と協力し、乳幼児健康診査における要精密検査の対象を明確にしていく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
乳幼児歯科健診・フッ素塗布事業 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼児歯科健診・フッ素塗布事業の継続実施</li> <li>◇受診率向上を目指して、歯科診療所と連携し、受診勧奨を行う。</li> <li>◇幼児歯科健診結果の集計・分析を行い、有効活用していく。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)

事業名称	事業内容	担当課
生活環境 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活環境の整備充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇空き地・空き家バンクの登録推進を図る。</li> <li>◇子どもから高齢者まで、誰もが住みよい環境整備を、家庭、地域、企業、行政等が連携して総合的に進めていく。</li> </ul> </li> </ul>	企画政策課 (地域開発係)
住環境 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住環境の整備充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇土地の利活用、宅地分譲等を進めるに当たり、利便性、安全性を考慮し、住みよい環境整備に努める。</li> <li>◇公営住宅の建て替えや長寿命化に向けた改修を引続き計画的に行っていく。</li> <li>◇住生活基本計画における各種住宅施策の実施。</li> <li>◇空き地・空き家バンクの登録推進を図る。</li> <li>◇住宅リフォーム支援事業及び住宅建設費助成等の施策を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	建設水道課 (建築係) 企画政策課 (地域開発係)
母子健康手帳交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳交付の際の面談               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇母子健康手帳交付の際の面談時に生活環境の聞き取りを行い、支援の必要がある場合は関係機関と情報共有を図りながら個別支援につなげる。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
妊産婦に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊婦健診助成               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇妊婦健診（一般健診）の費用に対して14回を限度に助成。</li> </ul> </li> <li>●妊産婦安心出産支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇妊婦健診（14回限度）、出産及び産婦健診（1回限度）のため通院する、村内在住の妊産婦に対し交通費相当額を助成。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
交流の場・機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種育児学級、教室、「ころころ一む」における交流機会の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「母親学級・両親学級」「育児学級」や「離乳食教室・ぱくぱく教室」、「ころころ一む」は、妊産婦や子ども同士の交流・情報交換の機会として、今後も継続する。また、「ころころ一む」は妊婦が主体的にお産に臨めるように支援する機会として、赤ちゃんや先輩ママとの交流機会としても活用する。</li> </ul> </li> <li>●地域子育て支援センター実施イベント               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域子育て支援センターが実施する「遊ぼう会（更別地区）」や「親子交流会（上更別地区）」を継続する。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係) (子育て応援係)
子育て支援用具リユース	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て用具リユースの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域で不用となった用具を利活用するべく、子育て支援用具リユース事業を行う。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)

### (3) 就労支援

#### 【現状と課題】

家庭の経済状況は、生活の安定だけでなく、親の働き方や子どもとの関わり方の面でも子どもの育ちに影響を与えるため、保護者の安定した就労は、子どもにとっても重要な要素です。

就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めることが必要です。

事業名称	事業内容	担当課
雇用環境 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再就職のための支援の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ハローワーク求人情報等の住民への周知や、北海道最低賃金等のポスター等での周知を継続する。</li> <li>◇更別村無料職業紹介所による村内事業所の求人情報の紹介を継続実施する。</li> </ul> </li> </ul>	産業課 (商工労働観光係)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用環境の整備充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇帯広・南十勝通年雇用促進協議会において、地域に密着した事業を展開し、季節労働者の通年雇用の推進と職業能力の向上に努める。</li> <li>◇季節労働者向け、事業主向けの支援セミナー等の情報を周知する。</li> <li>◇各労働支援団体等に対する財政支援セミナー等の情報を周知する。</li> <li>◇多様な就業形態や働き方の見直し等について、事業所や労働者に対して啓発していく。</li> <li>◇働き方改革関連の制度周知などの情報提供を継続して実施していく。</li> </ul> </li> </ul>	産業課 (商工労働観光係)

#### (4) 経済的支援

##### 【現状と課題】

「子どもの生活実態調査」によると、子供の進学先として「四年制大学またはそれ以上」を望んでいる世帯が半数近くの中、子育て世帯の経済的負担は子どもが成長するにつれ、より大きなものとなります。

各種経済的支援制度を適正に利用してもらえるよう、制度の普及・啓発を行うとともに自立に向けた支援を行っていくことが、今後も必要となります。

事業名称	事業内容	担当課
妊産婦に対する支援 【再掲】	●妊婦健診助成 ◇妊婦健診（一般健診）の費用に対して14回を限度に助成。	子育て応援課 (母子保健係)
	●妊産婦安心出産支援事業 ◇妊婦健診（14回限度）、出産及び産婦健診（1回限度）のため通院する、村内在住の妊産婦に対し交通費相当額を助成。	子育て応援課 (母子保健係)
保育料等の軽減	●3歳児以上及び、生活保護世帯、住民税非課税世帯の無償化 ◇3歳児以上の幼稚園及び認定こども園に通う全世帯並びに3歳未満児の生活保護世帯、住民税非課税世帯について保育料を無償化する。	子育て応援課 (子育て応援係)
	●第1子保育料軽減事業 ◇第1子保育料について、半額軽減を実施する。	子育て応援課 (子育て応援係)
	●多子世帯保育料軽減事業 ◇多子世帯保育料軽減として、18歳になる年度以下の子どもからカウントして第2子以降の保育料を3か月ごとに全額助成する。	子育て応援課 (子育て応援係)
	●副食費免除事業 ◇副食費を3歳児から5歳児全世帯 月額4,800円まで免除する。 (村内の施設は月額4,800円以下のため実質無償)	子育て応援課 (子育て応援係)
	●主食費免除事業 ◇主食費を全世帯免除する。	子育て応援課 (子育て応援係)
	●延長保育料・特別保育料に対する助成 ◇延長保育料・特別保育料（更別幼稚園・認定こども園上更別幼稚園）について月額11,300円まで3か月ごとに全額助成する。	子育て応援課 (子育て応援係)

事業名称	事業内容	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時保育料に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇一時保育料（更別幼稚園・どんぐり保育園）について3歳児から5歳児全世帯月額37,000円まで3か月ごとに全額助成する。</li> <li>◇0歳児から2歳児の生活保護世帯、住民税非課税世帯については月額42,000円まで3か月ごとに助成する。（なお、保育料は国設定保育料より2割程度の軽減を行なう）</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
ひとり親家庭等への医療費支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭等医療費支給事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を支給することにより、健康の保持及び増進、保護の向上と福祉の増進を図る。</li> </ul> </li> </ul>	保健福祉課 (国保介護係)
子どもへの医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども医療費助成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の自己負担分（保険適用分）をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに子育て世代の負担の軽減を図る。</li> </ul> </li> </ul>	保健福祉課 (国保介護係)
生活保護費の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇生活保護支給における教育扶助として、①義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品②義務教育に伴って必要な通学用品③学校給食その他義務教育に伴って必要なもの、について金銭給付を行う。</li> </ul> </li> </ul>	保健福祉課 (福祉係)
出産祝金の贈呈	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出産祝金 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇村民が出産し、出生子の住所登録が更別村の時、祝金を支給する。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
入学祝金の贈呈	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入学祝金 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇小・中学校入学時各1回、祝金を支給する。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
出産・子育て応援ギフトの贈呈	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出産・子育て応援ギフト <ul style="list-style-type: none"> <li>◇妊娠届を提出した時に「出産応援ギフト」を、出産後に「子育て応援ギフト」をそれぞれ支給する。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
就学援助の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学援助 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助（学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費などの補助）を行い、義務教育を円滑に実施する。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
特別支援教育就学奨励費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育就学奨励費 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇小・中学校の特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を助成する。</li> </ul> </li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)
母子父子寡婦福祉資金貸付に対する相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子父子寡婦福祉資金貸付事業に対する相談受付 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金を貸付）を受けるための相談に応じる。</li> </ul> </li> </ul>	保健福祉課 (福祉係)
児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇更別村に住民登録があり、0歳から中学校修了までの子どもを養育されている方へ手当を支給する。</li> </ul> </li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)

事業名称	事業内容	担当課
児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当</li> <li>◇父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護しているひとり親家庭等の母または養育者に、児童が満18歳に達した年度末まで手当を支給する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
特別児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別児童扶養手当</li> <li>◇身体や精神に障害のある20歳未満の児童を養育する方に手当を支給する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
新生児聴覚検査に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新生児聴覚検査費助成</li> <li>◇村内に住所を有する者が出産した新生児が聴覚検査を受けた場合、費用を村で負担する。</li> </ul>	子育て応援課 (母子保健係)
療育訓練施設通所に対する交通費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●療育訓練施設通所交通費助成事業</li> <li>◇児童が機能回復等の療育訓練のため、心身障害児又は肢体不自由児通所施設等へ通所する場合に要する交通費の一部を助成する。</li> </ul>	子育て応援課 (子育て応援係)
入学支援金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高校生等入学支援金支給事業</li> <li>◇高等学校等に入学した子の保護者に対し、支援金を支給する。</li> </ul>	教育委員会 (学校教育係)

# 第8章

## 計画の推進体制



## 第8章 計画の推進体制

### 1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、村民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、認定こども園、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

#### (1) 行政の役割

本村は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

なお、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

#### (2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、村民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

#### (3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

#### (4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

#### (5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や村民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

## 2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

#### (1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設やその他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である幼稚園及び認定こども園においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

## （２）近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情や必要に応じ、近隣市町村と連携して事業を実施するなどの広域的な取り組みを推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携を図っていきます。

## （３）国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本村の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

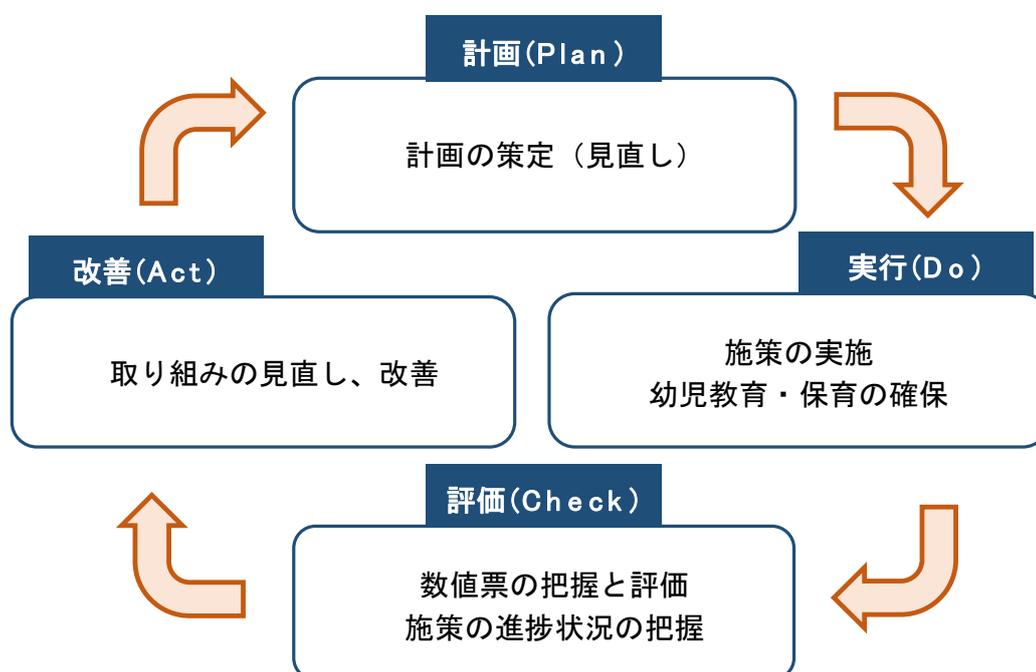
また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

### 3 計画の点検・評価・改善

#### (1) 計画の点検・評価と見直し

本計画の進捗状況については、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、達成状況を確認・評価し、着実な進行管理を行うとともに、「子育て委員会」に等おいて、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



#### (2) 計画の公表、村民意見の反映

本計画を公表し、常に子ども・子育てに関する問題やニーズを把握し、地域における教育・保育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体による活動を核として、一層の連携を強化し、地域の子育て支援を推進します。